



第3次 柳川市 総合計画 2025→2029



前期基本計画

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略



第3次 柳川市 総合計画 2025⇒2029

前期基本計画

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

はじめに

本市は、有明海と矢部川、筑後川、そして約930kmにも及ぶ掘割が織りなす水郷の原風景と、広大な田園に抱かれた豊かな自然と歴史・文化そして温かい人々が共存するまちです。

令和7(2025)年には合併20周年を迎え新たな一步を踏み出しました。一方で、近年激甚化・頻発化する自然災害、進行する少子・高齢化や人口減少、更には不安定な経済情勢など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しております。こうした中であっても、私たちが確かに見据えるべき未来があります。それは、この柳川で生まれ育った子どもや孫たちが、ふるさとで学び、働き、生涯を全うできる、希望を次世代へとつなぐ未来の創造です。

子育て支援の充実、教育環境の整備、地域経済の活性化、これらは単なる行政施策ではなく、未来を実現するための大切な礎です。若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境、子どもたちが夢を持って学べる場、地域で働き生きがいを感じられる社会、これらが揃ってこそ、真に持続可能なまちを実現できると考えています。

今回策定した「第3次柳川市総合計画」では、今後10年間のまちづくりの方向性を示し「人と水が紡ぐ活力あふれる共創のまち柳川」を将来像に掲げました。この将来像には、柳川が古くから育んできた人と人とのつながり、水との共生、そして市民の皆様、事業者、各種団体と行政が力を合わせて新しい価値を創り出していくという思いを込めています。この実現こそが、「育てやすさ」「学びやすさ」「働やすさ」「住みやすさ」が調和した、持続可能なまちづくりへとつながるものと信じています。

この将来像を実現するため、6つの基本目標を定めています。これらは単なる目標ではなく、私たちが市民の皆様



様と「共に実現すべき約束」です。

まちの未来は、行政の力だけで創り上げることはできません。市民の皆様一人ひとりの思い、事業者の皆様の挑戦、各種団体の活動、そして柳川に関わる全ての方々との協働によって、新たな価値が生まれます。その協働の力こそが、まちに真の活力を与え、持続的な発展へと導くものと確信しています。

市民の皆様とともにこの計画を着実に進め、誰もが生きがいを持って働き、活躍できる環境を整えながら次世代へと確かなバトンをつなぐことで、希望に満ちた柳川の未来を創造してまいります。

最後に、本計画策定にあたりご尽力いただいた市民の皆様、柳川市総合計画審議会委員の皆様、そして関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも市民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



柳川市長 松永久

令和7年12月



目 次

序論	1
第1章 総合計画の概要	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画策定の基本方針	3
3. 計画の位置づけと役割	4
4. 計画の構成と期間	5
第2章 柳川市のあゆみと特性	6
1. あゆみ	6
2. 特性	8
第3章 時代の潮流	12
第4章 柳川市の現況	18
1. 人口の状況	18
2. 財政の状況	27
3. 産業の状況	30
4. 市民意識の状況	34
5. 都市イメージの状況	36
基本構想	39
第1章 柳川市の将来像	41
1. まちの将来像(まちづくりビジョン)	41
2. 将来人口(人口ビジョン)	42
3. 土地利用構想(土地利用ビジョン)	44

前期基本計画 47

第1章 前期基本計画の概要 49

1. 前期基本計画の考え方 49

2. 基本目標・分野別ビジョン 50

第2章 前期基本計画の体系 52

1. 基本計画体系一覧 52

2. 分野別計画の見方 54

3. 分野別計画 56

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 137

第1章 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要 139

1. 策定の趣旨 139

2. 第3次柳川市総合計画との関係性 139

3. 計画期間 139

第2章 基本目標 140

1. 基本目標と目標指標 140

2. 基本目標と基本的方向性 142

資料編 157

柳川市総合計画条例 159

柳川市附属機関の設置に関する条例 160

柳川市総合計画審議会規則 164

柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会要綱 166

柳川市総合計画審議会委員名簿 167

諮問 168

答申 169

計画策定の経緯 170

用語集 171



第3次柳川市総合計画

序 論

2025→2034



第1章 総合計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成29(2017)年度から令和6(2024)年度までの「第2次柳川市総合計画」をまちづくりの指針として「水と人とまちが輝く柳川」の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

「第2次柳川市総合計画」が計画期限となるのに伴い、人口減少や自然災害に対する危機管理、公共施設やインフラ^{※1}の老朽化、またDX^{※2}推進などの社会経済情勢や市が直面している課題に対応するため、柳川市総合計画条例に基づき、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までを計画期間とする「第3次柳川市総合計画」(以下「総合計画」という。)を策定します。

総合計画では、持続可能なまちづくりの方向性を共有し、本市の特徴を活かした魅力あるまちづくりを進めるための将来像を示すとともに、より一層の人口減少への対応と地方創生を目的とした「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括した計画として策定します。



2. 計画策定の基本方針

(1) 市の現状を分析した計画づくり

市民アンケート及び都市イメージ調査を実施し、また、国勢調査などを活用することで、本市の現状や市民ニーズを踏まえ、計画を策定します。

(2) 市の特性や独自性を活かした計画づくり

市の歴史・文化的背景、地理的状況などを踏まえた計画を策定します。

(3) 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化した計画づくり

まちづくりの総合的指針として、「基本計画」における分野を網羅しつつ、人口減少対策と地方創生に寄与する戦略的取組を明確化した計画を策定します。

(4) 人口減少抑制に向けた計画づくり

国立社会保障・人口問題研究所^{※3}(以下「社人研」という。)の推計を基に、出生改善及び移動改善を踏まえた独自の目標人口を設定し、人口減少抑制に向けた計画を策定します。

※1 「インフラ」:インフラストラクチャーの略語。道路や通信など、産業や生活の基盤として整備される設備のこと。

※2 「DX」:Digital transformationの略語。AIやIoTといったデジタル技術を普及させて、住民の生活をよりよいものとする。

※3 「国立社会保障・人口問題研究所」:厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。

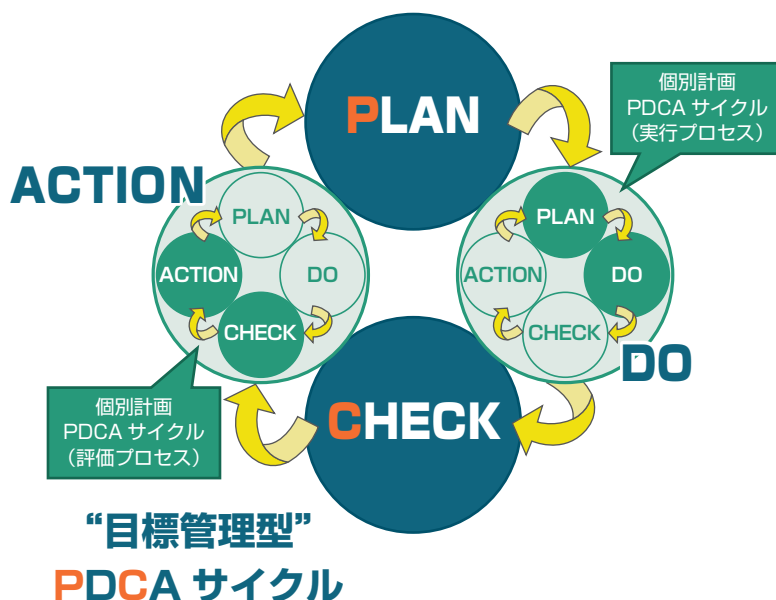
3. 計画の位置づけと役割

総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性と目標を示すものです。また、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、内包した戦略性をもった計画とします。

役割1 各分野の方向性を示し、達成状況を評価する「目標管理型」として

本市が目指す将来像とその実現に向けた目標を示す最上位計画とすることで、各分野の施策や関連事業に方向性を与え、それら进行评估する「目標管理型」としての役割を担います。

総合計画における目標管理を実効性のあるものにするためには、目標管理型PDCAサイクル※の確立が重要です。総合計画が「PLAN（計画）」と「CHECK（評価）」を担い、分野ごとの個別計画が「DO（実行）」と「ACTION（改善）」を担います。このように役割を明確にして施策を実施することで、計画管理や達成状況の評価を一元的に行い、そこで明らかになる課題を解決するため、個別計画の見直しを図ります。



役割2 これからのまちの方向性を内部・外部に示す「広報」として

まちづくりの方向性を市民や関係機関、事業者をはじめとする全ての関係者と共有するための「広報」としての役割を担います。

役割3 市民協働を推進していくための「根拠」として

まちの将来像の実現や施策・事業の成果を着実なものとするためには、市民・事業者をはじめとする多様な相手と協働で推進していかなければなりません。総合計画は協働体制づくりの「根拠」としての役割を担います。

※ 「PDCAサイクル」: Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

4. 計画の構成と期間

総合計画は基本構想・基本計画で成り立ち、下図のような階層構造によって構成されます。また、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を内包しています。

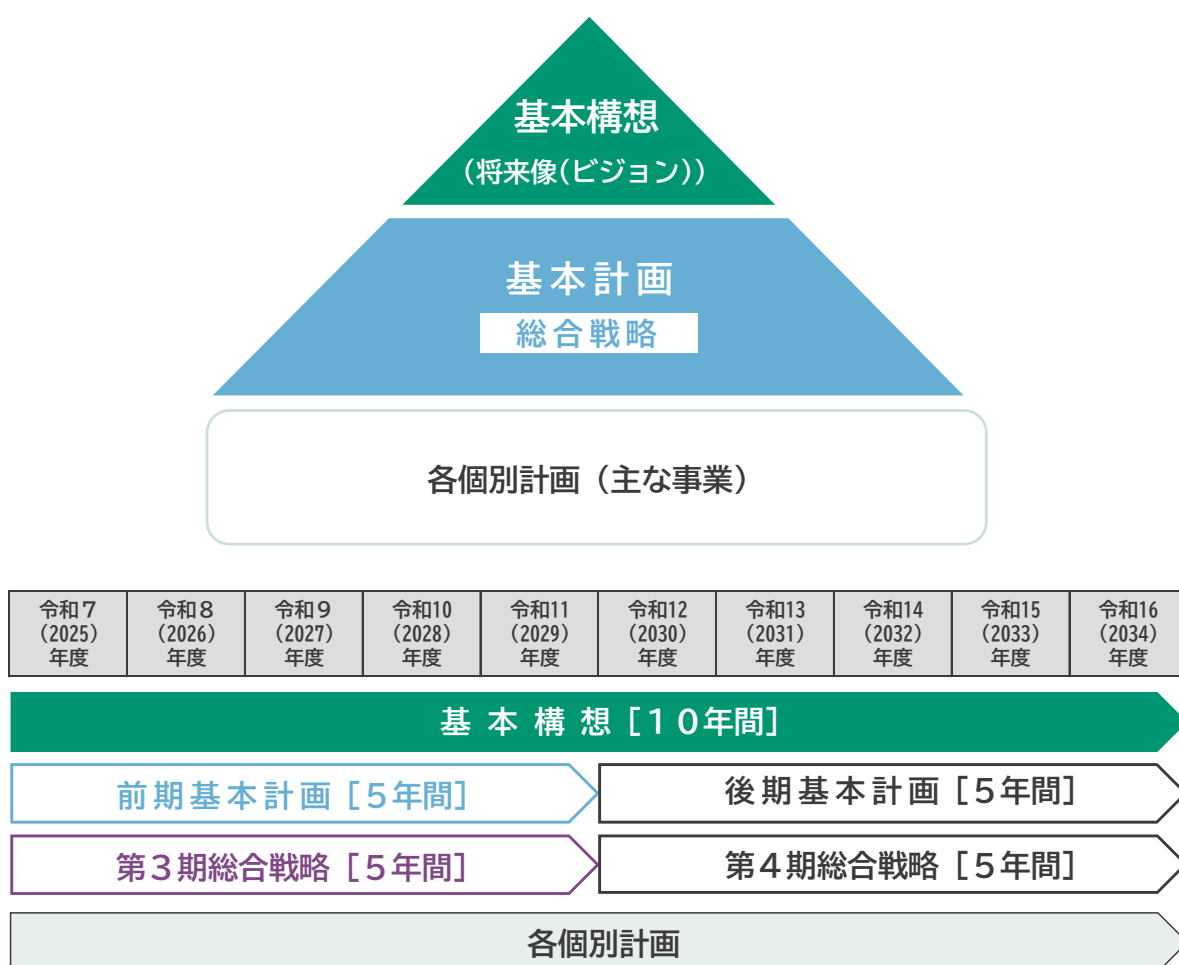
<基本構想>

基本構想は長期展望の中で目指すべき将来像(ビジョン)を示すものです。基本構想の期間は令和7(2025)年度を初年度として、令和16(2034)年度までの10年間とします。

<基本計画>

基本計画は、基本構想に示された将来像(ビジョン)に基づいて取り組むべき目標を具体的に示し、それらを組織的・体系的に進めるために定めるものです。基本計画の期間は前期と後期に分け、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で前期基本計画、令和12(2030)年度から令和16(2034)年度までの5年間で後期基本計画とします。

ただし、国の動向や急激な社会経済情勢の変化により、計画を見直すことがあります。



第2章 柳川市のあゆみと特性

1. あゆみ

本市は、九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川がつくる筑後平野の西南端に位置しています。今から約6,000年前の縄文時代中期には地球規模の温暖化により海岸線は現在の海拔10m程のラインまで上昇し、柳川市の周辺地域は海の底に沈みました。その後、気候が冷涼化すると海面は後退し、再び陸地化し、この地方には約2,200年前の弥生時代中期から人が住みはじめました。

定住した人々は、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて、水稻耕作に必要な灌漑と排水、生活用水の確保を担う水路網を徐々に形成していきました。市内外に残る条里の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っており、縦横に走る水路は柳川地方の景観を特徴づけています。

「柳川」という地名は、既に鎌倉時代の史料にみえていますが、戦国時代に領主蒲池氏が柳川城を造り、この地方の中心となります。その後、豊臣秀吉の九州国割により、立花宗茂が入封し初代柳川藩主となりますが、関ヶ原の戦いで西軍につき、改易されてしまいます。一方、関ヶ原の戦いの功績により田中吉政が、慶長6(1601)年に筑後国一円を与えられ、柳川城に入りました。田中吉政は、城郭の修築をはじめ道路や掘割の整備、慶長本土居の築堤を手掛けるなど、現在の城下町「柳川」の原型はこの頃に整備されました。田中家は2代で断絶し、元和6(1620)年、立花宗茂が筑後柳川10万9,600石余の大名として再封されました。立花家の治政期にも治水・干拓事業は引き継がれ、2,000町に及ぶ干拓地の造成など、今日に伝えられている地域の社会的、物的環境の基礎が整えられました。この間、城下町柳川は、南筑後地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。

明治4(1871)年の廃藩置県により旧柳川藩は柳河県となりましたが、同年11月、筑後一円をあわせて三潞県となり明治9(1876)年に、三潞県は福岡県に合併されました。明治22(1889)年には町村の大合併が行われ、現在の柳川市域に関しては、山門郡内に柳河町、城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村、塩塚村、鷹尾村、有明村、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村の1町12村が、三潞郡内に浜武村、久間田村、蒲池村の3村が誕生しました。また、塩塚村、鷹尾村、有明村はさらに明治40(1907)年に合併して大和村に、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村が合併して三橋村が誕生しています。昭和12(1937)年1月には浜武村、久間田村が合併して昭代村が誕生しています。そして昭和の大合併に当たる昭和26(1951)年4月には、柳河町と城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村の1町5村が合併して柳川町となり、翌年4月に市制を施行しました。また、同年6月には三橋村が、9月には大和村が町制を施行しました。さらに昭和30(1955)年1月、柳川市が三潞郡の昭代村、蒲池村を編入合併しています。

平成11(1999)年9月に柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町及び高田町の1市5町が旧建設省の「次世代の地域づくりモデル的実践」の地域指定を受けました。これを契機に平成14(2002)年11月、1市5町による任意合併協議会が設立されましたが、1市5町による合併に至りませんでした。その後、柳川市、大和町、三橋町は、合併は必要であるとの認識のもと、1市2町の合併に向け、各市町で住民説明会やアンケート調査を行い、住民の理解を深めてきました。そして、平成15(2003)年10月1日に法定の合併協議会を設置し、平成17(2005)年3月21日に柳川市、大和町、三橋町の1市2町が合併し、令和7(2025)年3月で20周年を迎えました。

明治以降、本市は、恵まれた自然と豊かな第1次産業を基盤とする商業、城下町としての伝統を背景とする教育、文化を基礎に市域形成を進めてきました。昭和に入ると、昭和6(1931)年に国鉄佐賀線(昭和62年3月に廃線)が開通し、同12(1937)年には現在の西日本鉄道が開通して県庁所在地と直結するようになるなど、交通の整備も進みました。

平成に入ると国道443号バイパス(三橋瀬高バイパス)が開通するなど広域幹線道路の整備も進み、令和4年(2022)年11月には有明海沿岸道路が佐賀市の諸富ICまで開通しています。

また、現在では本市の玄関口である西鉄柳川駅周辺の整備として、回遊性や利便性の向上などを目的に、道路の高質化や歩行空間の拡大などの工事も実施されるとともに、関連事業として、無電柱化事業や県による河川事業(広域連携※事業)も行われ、現在も発展し続けています。

西鉄柳川駅周辺整備



整備イメージ

※「広域連携」:地方公共団体における人口減少や高齢化といった様々な課題に対し、多様な主体が協力して行政課題に対応するという考え方。

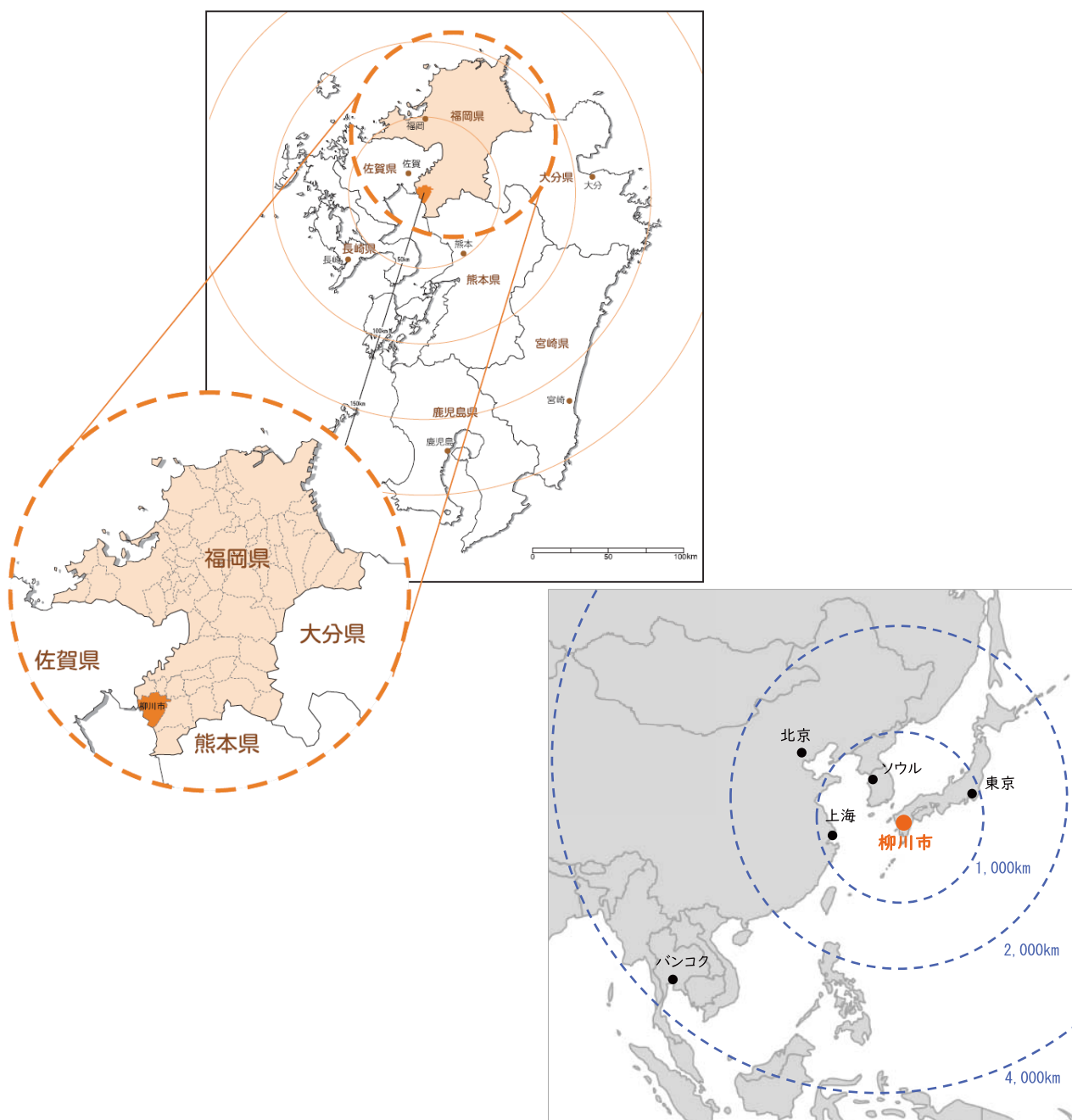
2. 特性

(1) 位置

本市は、福岡県南部、筑後平野の西南端にあり、東経130° 24' 21"、北緯33° 09' 48"（市役所柳川庁舎）に位置しています。市域は東西11km、南北12kmとなっており、北は大川市、大木町、筑後市、東はみやま市に接し、南は有明海に面しています。

また、県庁所在地の福岡市まで約50km、久留米市まで約20km、大牟田市まで約15kmの距離にあり、西鉄天神大牟田線などを利用した通勤・通学圏となっています。

また、東アジアの主要都市との位置関係は、1,000km圏内には上海、ソウル、東京があり、2,000km圏内には北京、4,000km圏内にバンコクがあります。



(2) 面積・地質

本市は、総面積77.15km²となっており、地目別に見ると宅地が14.76km²、耕地が38.82km²、その他の地目が23.57km²となっています。

また、本市の大部分は、古くから開拓・干拓された大小規模の干拓地が魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。標高は約0～6mの平坦な低地となっており、0°から3°の緩やかな傾斜で有明海に向かって広がっています。

有明海は干満差日本一で、大潮時には6mに達し、干潮時には広大な干潟が現れます。

地層は砂、粘土、礫(れき)からなる沖積層※1で、表土以下10数メートルには、極めて軟弱で含水比の高い「有明粘土層」が分布しています。

(3) 気候

本市は筑後平野に位置し、内陸型気候区に属し、水深の浅い有明海沿岸部に面しているため、寒暖の差は比較的少なく温暖です。また、降雨量は平均的な数値となっています。

過去5年間(令和2(2020)年から令和6(2024)年)における平均気温は17.5℃、年間降雨量は1,819mmです。

(4) 独特な景観

本市の北部では、海岸線が後退し陸地化が始まった約2,200年前の弥生時代中期から古代にかけて次第に湿地帯が開拓され、中世には荘園経営の基で耕地化が一層進みました。一部の掘割は、戦国時代から江戸時代にかけて、城下町の建設とともに掘り替えられ、城を守る役割を担いました。

国内最大の干潟を有する有明海は、干満差が大きく干拓に適しており、市南部は、中世から戦後までに開かれた大小規模の干拓地が海に向かって魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。また、感潮河川※2の最下流に位置し、市全域が平坦な地形でもともと水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に縦横に掘割が巡る独特の景観が築かれてきました。

掘割は、昔は飲料用水や資材運搬などにも利用されていましたが、現在は農業用水や防火用水として利用されているほか、川下りコースとして観光にも活用されています。



縄文・弥生時代の海岸線
(「ミュージアム九州」第12巻第2号を参考として作成)

※1 「沖積層」:現在の河川や海の働きにより形成された最も新しい地層のこと。

※2 「感潮河川」:潮の干満の影響を受ける河川。

掘割は、大雨の際に雨水を一時貯留し河川に大量の水が流れ出すのを軽減して内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水を貯めて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を今でも果たしています。

このように、先人たちが土地を切り拓き、豊かな水を確保して広大な農地を作り出し、自然と共生してきた結果、本市を特徴づける水と緑の風景が生み出されました。また、有明海に沈む夕日の風景は非常に美しく、日本三大夕日の一つとも呼ばれています。

私たちは、これらの貴重な水辺景観を次世代に引き継ぐため、景観保全や水質浄化に努めていかなければなりません。



(5) 市の特色

①暮らしを支える水

本市は筑後川、矢部川に挟まれ、また南西部は有明海に面しています。また、有明海では干満の差が大きく、広大な干潟が広がっており、多様な生態系が形成されています。

市内には総延長930kmにも及ぶ掘割が網の目のように巡っており、独特な水郷風景が形成されています。掘割は雨水による内水氾濫を防ぎ、農業用水や防火用水などに利用されるなど、本市の経済活動や市民生活と直接かかわる重要な資源となっています。



②歴史ある風情と脈々と受け継がれてきた伝統

安土桃山時代よりこの地を治めた立花家の別邸であった「柳川藩主立花邸 御花」や、江戸時代当時から変わらない町割りや掘割に加え、国民的な詩人である北原白秋の生家などの歴史と文化を持つまちとなっています。

そして、「沖端水天宮祭」、「おにぎえ」「中島祇園祭り」に代表される祭りがあり、長い伝統も息づいています。



③地域資源を活かした産業

広大な農地と水路整備によって、米・麦・大豆は県内有数の生産地となっています。また、水産業では栄養塩に富んだ有明海で、ノリの生産が行われており、福岡県内で70%以上のシェアを占めるなど、非常に高い生産力を誇っています。

さらに、平成24(2012)年からは、一定の基準を満たし安全安心が担保された産品を柳川ブランド認定品と定め、柳川を代表するものとなっています。令和6(2024)年現在では、42事業者の71産品がこの柳川ブランド認定品として認定されています。



④多様な観光資源

掘割での「川下り」、有明海に面した「柳川むつごろうランド」、第10代横綱雲龍久吉を記念して造られた「雲龍の郷」、 「中島朝市」、市中につるし雛が飾られる「さげもんめぐり」や「中山大藤まつり」、「柳川ひまわり園」、「うなぎのせいろう蒸し」など多様で魅力的な観光資源を有しています。



⑤暮らしを支える道路・交通網

本市は有明海沿岸道路、国道208号、国道385号及び国道443号などで他都市と結ばれています。

また、近傍にはみやま柳川ICもあり、九州縦貫自動車道を利用することで、九州各地へのアクセスにも便利です。

さらに、鉄道では西鉄福岡(天神)駅へ特急で約50分、九州佐賀国際空港にはリムジンタクシーを利用し約30分で行くことができるなど、交通網が充実しています。



⑥充実した地域文化・子育て環境

市民が文化芸術に触れ、楽しむ場として、令和2(2020)年に市民文化会館「水都やながわ」が開設し、市民による新たな地域文化の創造発信、文化芸術に触れる機会の提供、文化を担う人材の育成などを行っています。

また、令和4(2022)年に新たな子育て支援拠点として、「このゆびとまれ」を開設し、令和5(2023)年には「柳川むつごろうランド」に大型遊具を設置するなど、子育て環境が充実しています。



第3章 時代の潮流

(1) 人口減少と新しい地方創生への取組

我が国の人口動態は急速に変化しており、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあります。社人研の推計によると、令和38(2056)年には9,965万人と1億人を下回り、令和52(2070)年には8,700万人にまで減少すると見込まれています。

この人口減少と生産年齢人口の縮小という課題に対応するため、国は「地方創生2.0」を令和6(2024)年10月に始動させました。この新たな戦略は、以下の5つの柱を中心に展開されます。

- ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- ③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ④ デジタル・新技術の徹底活用
- ⑤ 「産官学金労言士^{※1}」の連携など、国民的な機運の向上

具体的な施策としては、「一極集中を強める施策の見直し」、「人材育成の強化」、「若者(特に女性)に選ばれる職場や暮らしの実現」、「都市と地方の新たな結びつき」、「往來の円滑化」などが想定されています。

加えて、少子高齢化と生産年齢人口の減少に対応するため、「人生100年時代」を見据えた取組も進められています。この取組は、就業者不足や社会保障費用の増大といった課題に対し、全ての国民が元気に活躍し続けられる社会の実現を目指すものです。

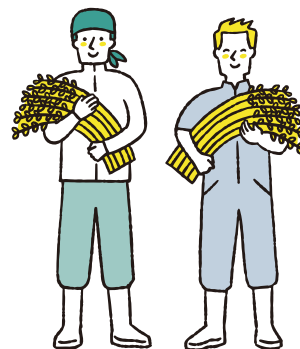


(2) 産業の構造転換と働き方改革

我が国の産業は、急速な技術革新と労働人口の減少などにより、大きな転換期を迎えています。

農業では、担い手の高齢化、耕作放棄地^{※2}の増加、国際競争力の低下が顕著な課題となっています。スマート農業^{※3}技術の導入促進、農地集約、生産性向上が今後の方向性として求められています。

漁業では、資源管理の厳格化、気候変動による漁業環境の変化、水産物の消費減少が進んでいます。輸出促進、付加価値向上、持続可能な資源管理が国家戦略として位置づけられています。



※1 「産官学金労言士」 「産」は産業界、「官」は行政、「学」は高校・大学等の学界、「金」は銀行等の金融界、「労」は労働組合等の労働界、「言」はマスコミ等の言論界、「士」は弁護士等の士業を指す。

※2 「耕作放棄地」：農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(田畑、果樹園)。

※3 「スマート農業」：ロボット技術やICT(情報通信技術)などの先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

観光業では、インバウンド※1回復と、デジタル技術を活用した新たな観光スタイルの模索が進められています。地域の特色を活かした体験型観光、持続可能な観光、ワーケーション※2の推進など、これまでの考え方に捉われない取組が全国的に展開されています。

商工業では、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速、グローバル競争への対応、イノベーション※3創出が不可欠となっています。中小企業の生産性向上、先端技術の活用、新産業創出が重点施策となっています。

企業誘致については、企業の地方分散とデジタル化の進展により、地域の特性を活かした新たな戦略が求められています。テレワーク※4推進や産業集積などの観点から、各地域の独自性を活かした取組が進められています。

同時に、生産年齢人口の減少や働く人々のニーズの多様化による働き方の改革も重要な観点です。国は平成30(2018)年から「働き方改革推進センター」を全国に設置し、中小企業を中心に働き方改革に向けた支援を展開しています。これらの取組を通じて、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることが求められています。



(3) 未来を担う子どもの育成

子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化が進み、核家族化や共働き世帯が増加する一方、デジタル技術の普及により子どもの生活様式も変わりました。地域のつながりの希薄化や経済格差の拡大なども見られ、子どもの成長を支える新たな社会的支援の在り方が問われています。

安心して子どもを預けられる保育施設の充実はもちろん、親のワークライフバランス※5を重視した柔軟な支援体制が求められています。子育て相談の場や親同士がつながれるコミュニティづくり、経済的負担の軽減策も重要視されています。

学校教育では、基礎学力の定着に加え、ICT※6を活用した学習環境の整備や、一人ひとりの学習ペースや理解度、興味関心に合わせた学習方法も重視されています。また、不登校やいじめなどの問題に対応するための支援体制の強化や、地域と連携した学校づくりも注目されています。

子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援と、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備が不可欠となっています。



※1 「インバウンド」：外国人が訪れてくる旅行のこと。自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドという。

※2 「ワーケーション」：Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

※3 「イノベーション」：物事の「新しい切り口」、「新しい捉え方」、「新しい活用法」などを創造することにより、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

※4 「テレワーク」：ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※5 「ワークライフバランス」：仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

※6 「ICT」：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

(4) 地域共生社会の実現に向けて

現代社会は、価値観の多様化と複雑化が進み、誰一人取り残さない社会の構築が求められています。これまでの制度や「支え手」「受け手」といった関係を越えて、多様な主体が「我が事」としてまちづくりに参画する「地域共生社会※¹」の推進が重要となっています。

子どもを取り巻く環境の変化を背景に、子ども・若者の自立支援と幸福(Well-being※²)の実現が喫緊の課題となっています。令和6(2024)年4月に発足した「こども家庭庁」は、子どもが置かれた環境に関わらず、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる社会の実現を目指しています。

真の地域共生社会の実現には、多様な主体の参画を促進し、誰もがまちづくりに関わることができる環境づくりを進めることが重要です。



(5) 安心できる環境づくり

現代社会は、自然環境と社会環境の急激な変化により、市民の安全と安心を脅かす多様なリスクに直面しています。これらのリスクに対する包括的な対策と環境づくりが喫緊の課題となっています。

自然災害の脅威は近年特に顕著です。全国各地で地震や温暖化で大型化する台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、様々な大規模災害が頻発し、地域社会に甚大な影響を与えています。これらの災害は、防災対策の重要性と災害に強いまちづくりの必要性を明確に示しています。

リスクは自然災害だけではなくありません。情報通信技術の急速な発展により、消費者を取り巻く環境は劇的に変化しています。高齢者世帯を狙った悪質商法、インターネット販売に関するトラブル、スマートフォンの低年齢層への普及に伴う消費者被害など、新たな社会的リスクが表面化しています。

犯罪情勢においても、厳しい状況が続いています。令和4(2022)年以降、犯罪認知件数は増加傾向にあり、特に特殊詐欺は深刻です。令和5(2023)年には、被害件数が過去15年間で最多の1万9,033件、被害額は441億2,000万円に達し、社会的な問題となっています。

感染症対策も重要な課題です。新型コロナウイルス感染症のパンデミック※³は、未知の感染症がもたらす社会的影響の大きさを示しました。全国、地域の感染症流行状況を継続的に注視し、早期かつ迅速な対策が求められています。

これらの多様なリスクに対し、総合的かつ柔軟な対策が求められています。市民の安全と安心を確保するためには、リスク管理、予防、迅速な対応、そして継続的な改善が不可欠です。



※¹ 「地域共生社会」：社会構造や暮らしの変化に応じて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※² 「Well-being」：Well(よい) being(状態)からなる言葉で、住民の「暮らしやすさ」と「幸福度」を表す。

※³ 「パンデミック」：感染症の世界的大流行のこと。

(6) デジタル技術の効果的な利活用

デジタル技術は、現代社会の構造を根本から変革する重要なものとなっています。このデジタル技術を活かして少子高齢化、労働力不足などといった課題を解決していくDX（デジタルトランスフォーメーション）という考えを進めていく必要があります。

農業、製造業、観光、医療、教育など、あらゆる分野でAI※1、IoT※2、ビッグデータ※3といった最新デジタル技術の活用が進んでおり、生産性向上と新たな価値創造を実現しています。特に地方においては、デジタル技術を通じた地域課題の解決と、持続可能な地域づくりが重要な戦略となっています。

行政においても、行政手続のオンライン化、オープンデータ※4の公開、デジタルインフラ※5整備により、市民サービスと行政効率の向上が図られています。

デジタル技術は、単なる道具ではなく、社会システムそのものを再設計する力を持っており、今後ますます重要な社会変革の推進力となることが期待されています。



(7) インフラマネジメントの重要性

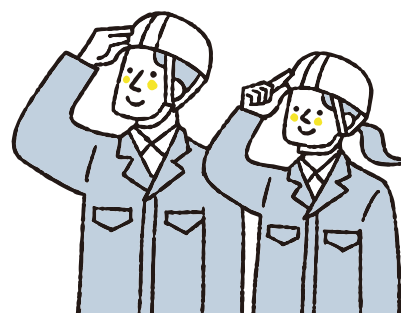
高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が、現代における重要な課題となっています。今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が全国的に急増する見込みであり、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえた適正管理が求められています。

公共施設、道路、橋梁、上下水道などのインフラは、その老朽化対策が喫緊の課題です。単なる修繕ではなく、将来的な人口減少などを見据えた、選択と集中による効率的な維持管理が不可欠となっています。

国は平成26(2014)年度から、インフラの定期点検を法的に義務化しました。これにより、各施設の状態を把握し、適切な対策を講じることとしています。地方公共団体に対しても、「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定を求め、全国的な取組を推進しています。

既存のインフラを単純に維持するのではなく、地域の実情に応じた再編や、新技術の活用による効率化、さらには廃止も含めた総合的な検討が必要です。

インフラの戦略的な維持・更新は、今後ますます重要性を増しています。



※1 「AI」：Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

※2 「IoT」：Internet of Thingsの略語。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

※3 「ビッグデータ」：インターネットの普及や技術の進化に伴い生成される巨大なデータ群を指す。

※4 「オープンデータ」：誰でも許可されたルールの範囲で自由に複製・加工や頒布ができるデータ。

※5 「デジタルインフラ」：インターネット用のサーバーやデータセンター、そしてそれらをつなぐ通信網などのデジタル技術を支える基盤のこと。

(8) 持続可能な社会に向けて

私たちが今後も安定して暮らしていくためには、「ゼロカーボン」や「SDGs※¹」が重要な指針となっています。

ゼロカーボンは、温室効果ガス※²の排出量を実質ゼロにする取組です。我が国では令和2(2020)年に「2050カーボンニュートラル※³」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指しています。その実現に向け、令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを表明し、具体的な行動を開始しています。

また、国連が策定したSDGs(持続可能な開発目標)は、令和12(2030)年を達成期限とする17の目標と169のターゲットから構成されています。これは、環境、経済、社会の持続可能な発展を包括的に進める枠組みです。

従来の大量生産・大量消費型社会から、資源の循環を重視する社会への転換が進んでいます。資源の有効活用を通じて環境負荷を低減し、持続可能な社会※⁴システムの構築を目指しています。

この変革には、政府、自治体、企業、そして私たち一人ひとりの意識と行動が不可欠です。持続可能な未来を創造するためには、環境に配慮した選択と、長期的な視点での取組が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※¹ 「SDGs」:「持続的な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2015年の国連サミットで採決された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

※² 「温室効果ガス」:太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。

※³ 「カーボンニュートラル」:温室効果ガスの排出量を±0とする取組。

※⁴ 「持続可能な社会」:経済・環境・社会といった対立する要素を全て持続的に発展させる社会の実現を目指す考え方。

SDGs 17の目標



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

男女平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の可能性を伸ばそう



目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに

すべての人が、安くて安定した持続可能な近代的エネルギーを利用できるようにしよう



目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう

災害に強いインフラを作り、持続可能な形で産業を発展させイノベーションを推進していこう



目標11 住み続けられるまちづくりを

安全で災害に強く、持続可能な都市及び居住環境を実現しよう



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じよう



目標15 陸の豊かさを守ろう

陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し、砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう



目標17 パートナースHIPで目標を達成しよう

目標の達成のために必要な手段を強化し、持続可能な開発にむけて世界のみみなで協力しよう



目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、すべての人が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人が受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人が安全な水とトイレを利用できるようにし、衛生環境を改善し、ずっと管理していけるようにしよう



目標8 働きがいも経済成長も

誰も取り残さないで持続可能な経済成長を促進し、すべての人が生産的で働きがいのある人間らしい仕事に就くことができるようにしよう



目標10 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の不平等を見直そう



目標12 つくる責任、つかう責任

持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう



目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築しよう

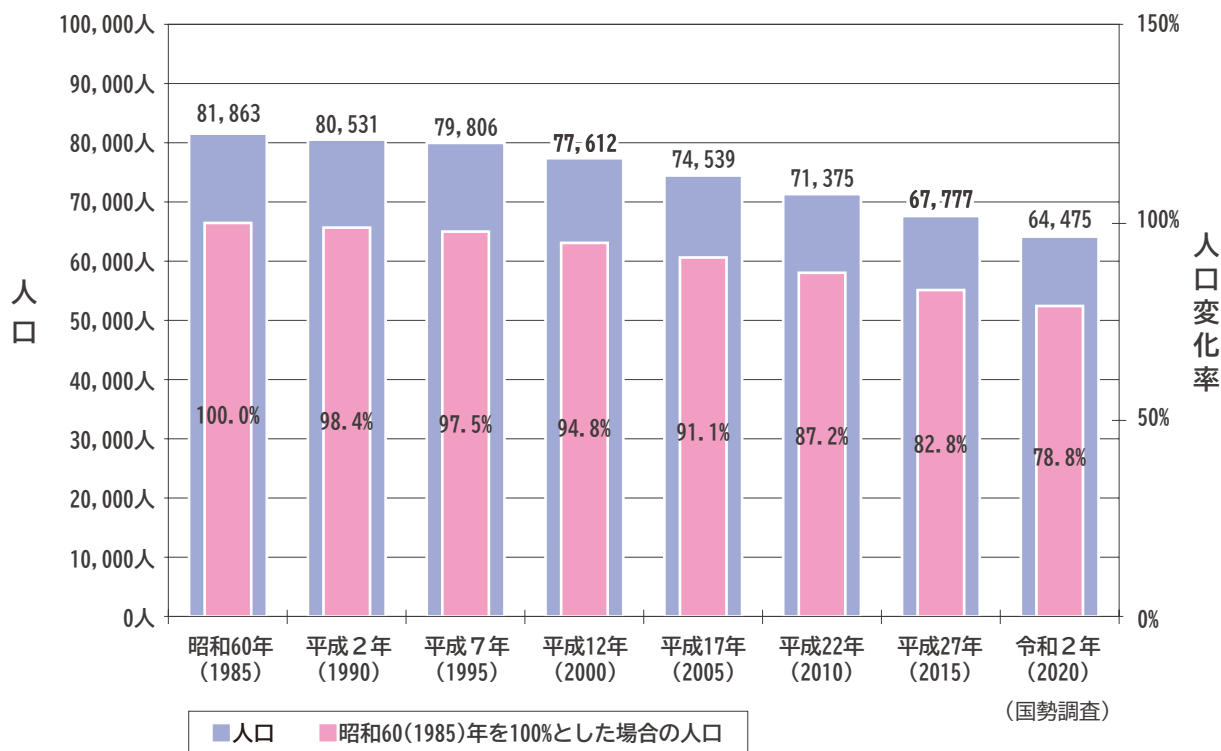
第4章 柳川市の現況

1. 人口の状況

(1) 人口と人口変化率の状況

国勢調査による総人口は、昭和60(1985)年から一貫して減少が続き、令和2(2020)年は64,475人となっています。これは、昭和60(1985)年の人口の78.8%となっています。

人口と人口変化率



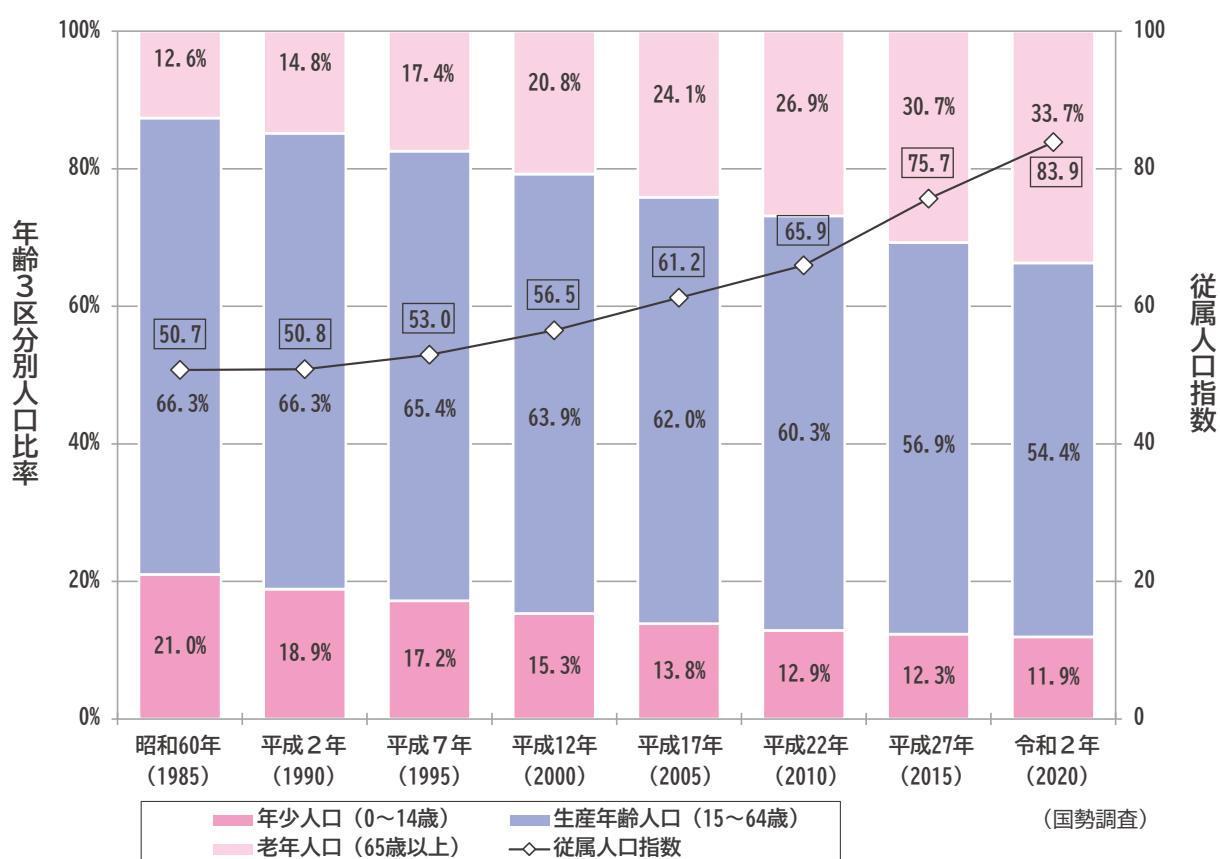
(2) 年齢3区分人口比率と従属人口指数の推移

本市の人口を「年少人口(0～14歳)」、「生産年齢人口(15～64歳)」、「老年人口(65歳以上)」の3区分に分けてその比率の推移を見ると、平成7(1995)年において老年人口が年少人口を逆転しました。

年々この傾向は強くなり、令和2(2020)年において老年人口は33.7%、年少人口は11.9%となっています。

また、生産年齢人口が、年少人口と老年人口をどれだけ扶養しているかを示した従属人口指数は年々増加して推移しており、昭和60(1985)年には50.7でしたが、令和2(2020)年には83.9となり、生産年齢人口の負担が増大していることが分かります。

年齢3区分別人口比率と従属人口指数の推移



(3) 世帯の推移

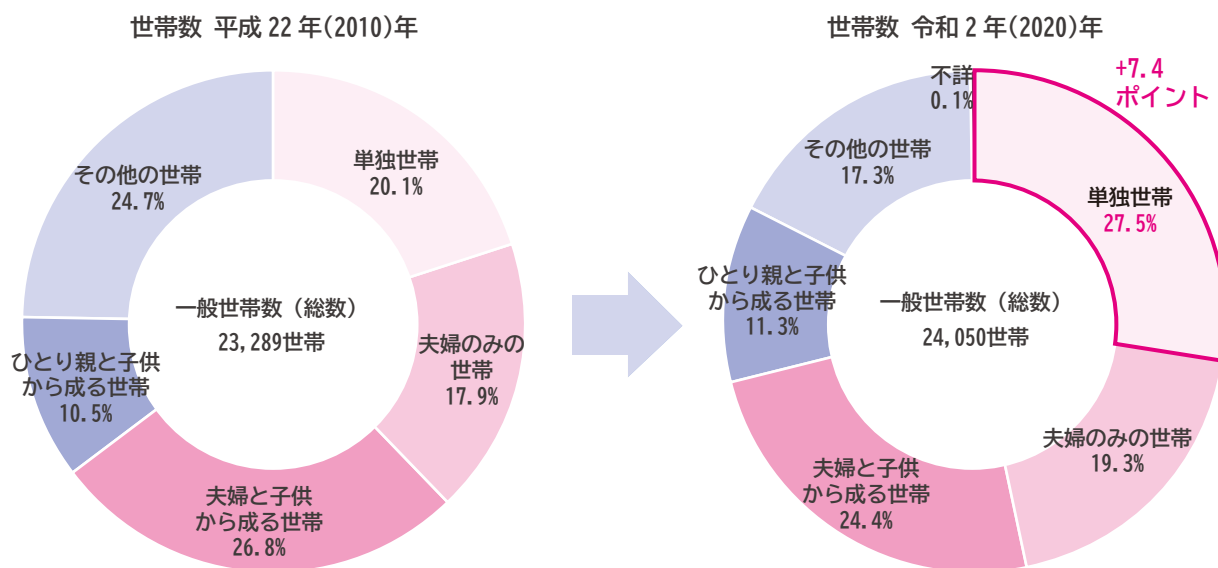
令和2(2020)年の一般世帯数(総数)は24,050世帯となっています。

世帯数の割合の変化についてみると、「単独世帯」は平成22(2010)年の20.1%から令和2(2020)年の27.5%と7.4ポイント増加しています。

世帯数の変化(平成22(2010)年→令和2(2020)年)

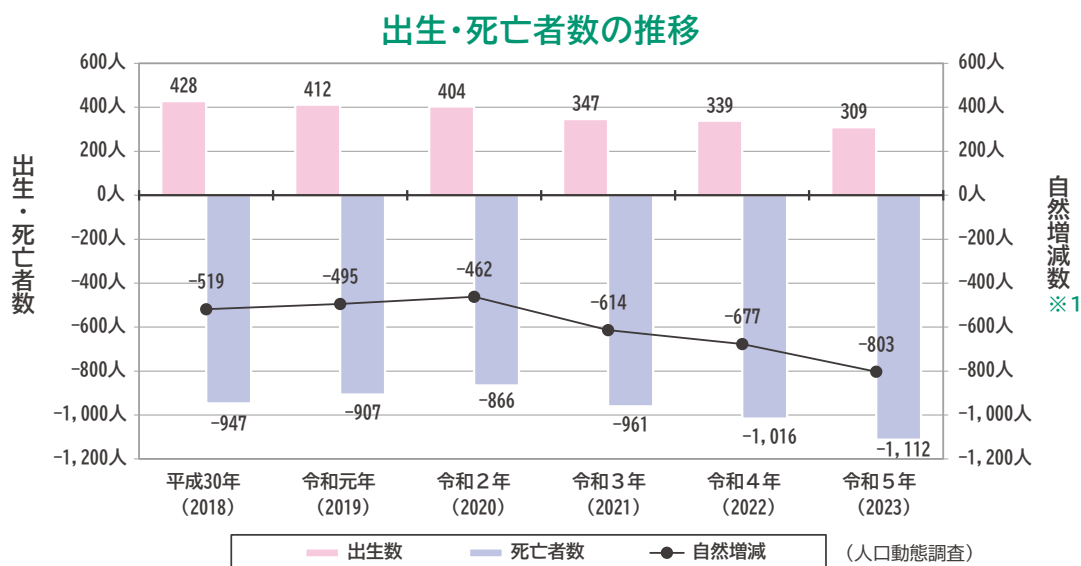
	一般世帯数 (総数)	単独世帯	夫婦のみの 世帯	夫婦と子供か ら成る世帯	ひとり親と子供 から成る世帯	その他の世帯	不詳
平成22年 (2010)	23,289	4,680	4,163	6,248	2,447	5,751	0
令和2年 (2020)	24,050	6,623	4,651	5,868	2,724	4,166	18

(国勢調査)



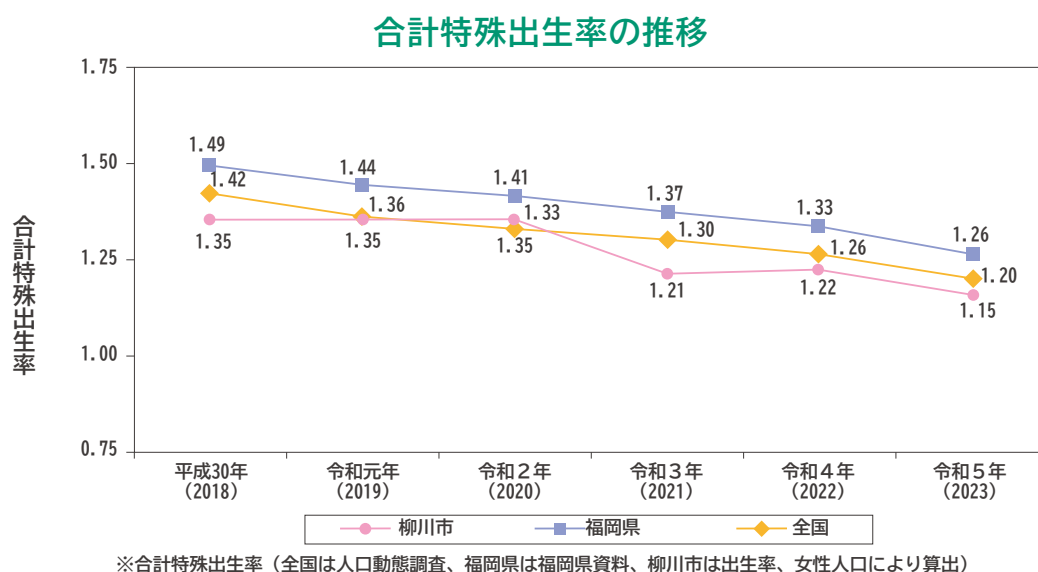
(4) 自然動態の推移

本市の人口減少の理由として、出生数より死亡者数が多い「自然動態による減少」と本市への転入者より市外への転出者が多い「社会動態による減少」の2つの要因があります。人口の自然動態の推移をみると、出生数は300～400人台、死亡者数は900～1,000人台で推移しており、令和5（2023）年の出生数は309人、死亡者数は1,112人となっており、自然減の状態となっています。



(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率※2の推移をみると、令和2（2020）年までは1.35で推移していましたが、令和5（2023）年では1.15となっています。過去5年間で、令和2（2020）年以外の全ての年で全国、福岡県の合計特殊出生率を下回っています。

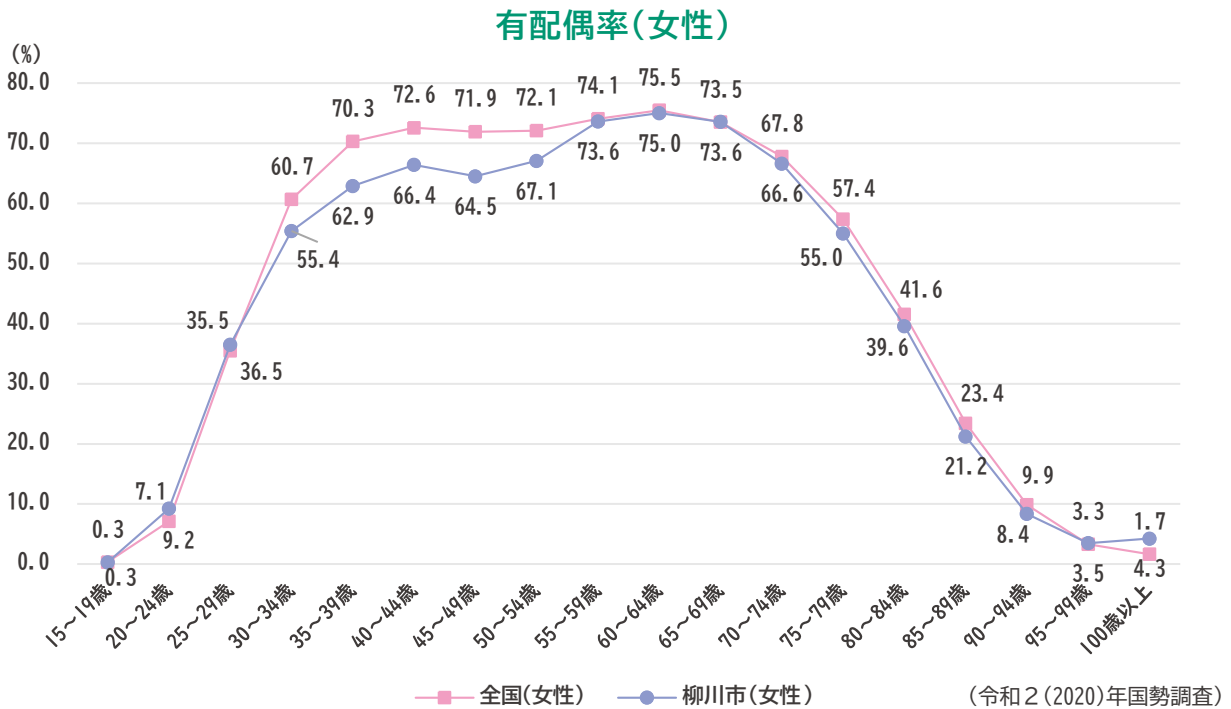
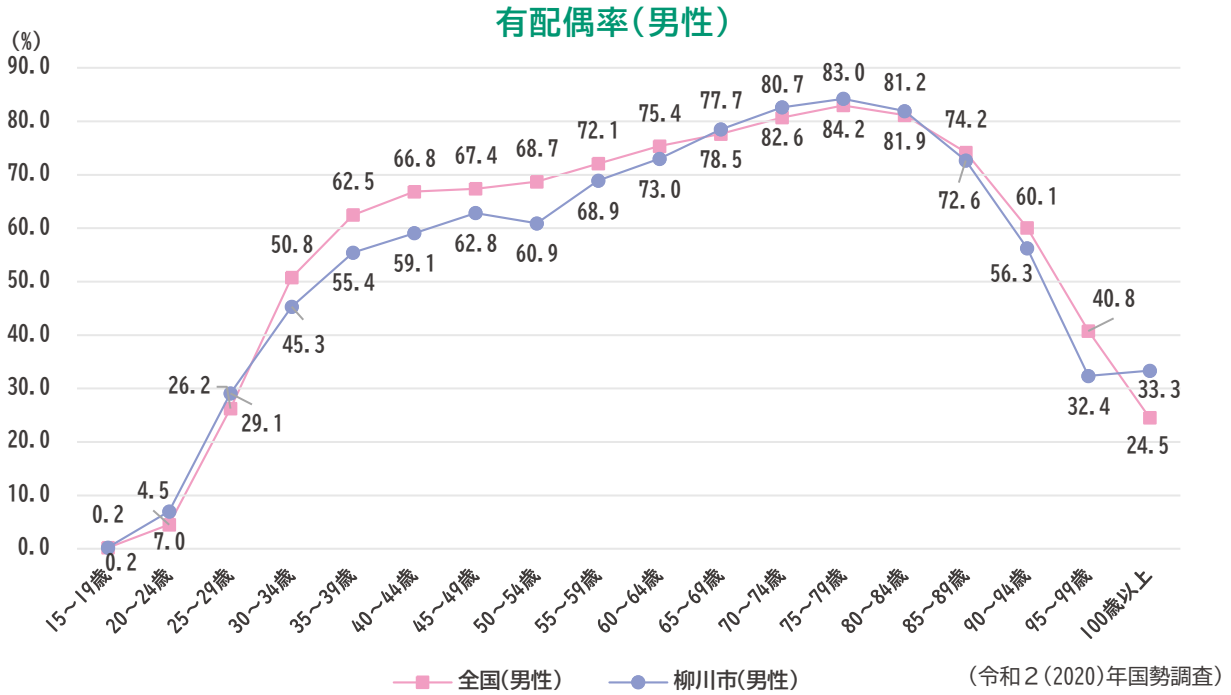


※1 「自然増減数」：出生数から死亡数を引いた数のこと。出生数が死亡数を上回りプラスになる場合を「自然増」、死亡数が出生数を上回りマイナスになった場合を「自然減」という。

※2 「合計特殊出生率」：15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当した数字のこと。

(6) 有配偶率の状況

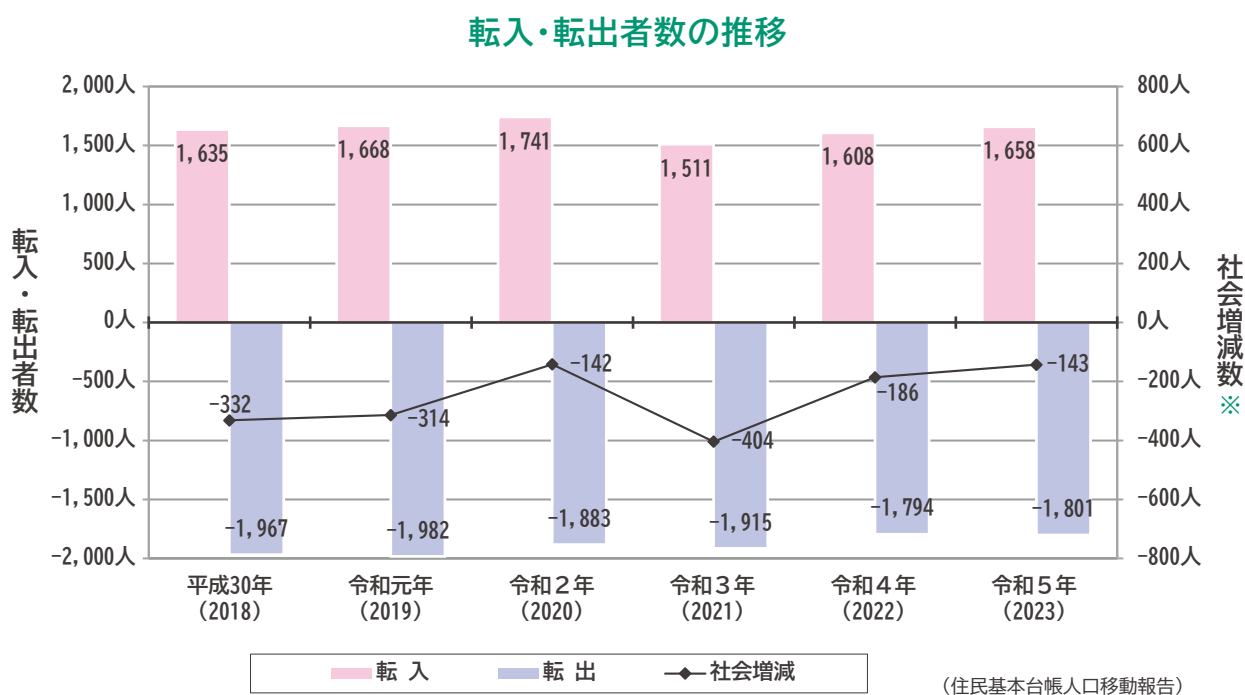
令和2(2020)年の男女別、年齢別の有配偶率を見ると、男女ともに30歳代から60歳代にかけて有配偶率が全国より低くなっています。



※有配偶率が低く推移した場合、病気や介護が必要になった際のサポートの問題や出生数への影響などが懸念されます。

(7) 社会動態の推移

人口の社会動態の推移をみると、一貫して転出者数が転入者数を上回り、社会減が一定数発生しています。その規模は増減を繰り返して推移しており、令和3(2021)年には404人でしたが、令和5(2023)年では143人となっています。

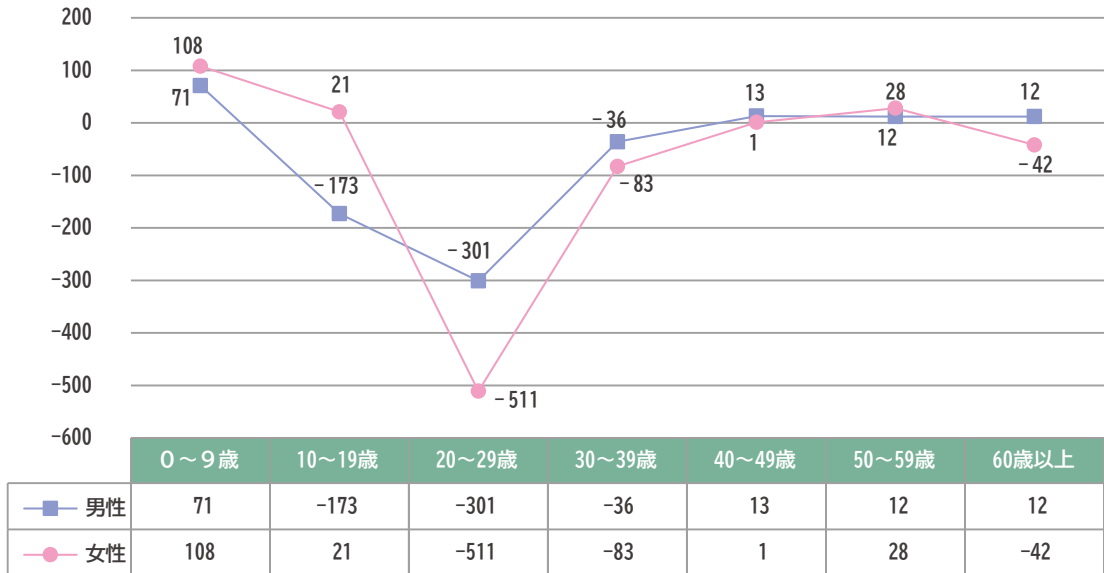


※「社会増減数」：転入者から転出者を引いた数のこと。転入者が転出者を上回りプラスの数字となった場合は「社会増」、転出者が転入者を上回りマイナスの数字となった場合は「社会減」となる。

(8) 男女別純移動数の推移

年代別人口移動では、20歳代の人たちの転出が特に多く、進学や就職などによる流出が多くなっていると考えられます。また、性別で見ると特に20歳代の女性の流出が多くなっています。

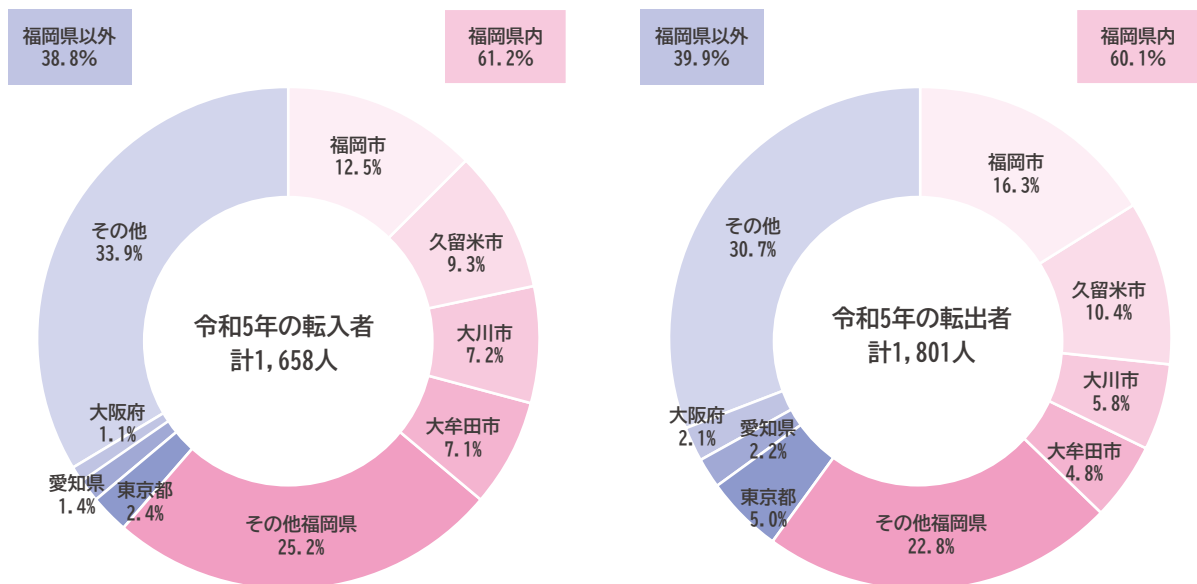
男女別純移動数※の推移(令和2(2020)年～令和5(2023)年の合計)



(住民基本台帳人口移動報告)

(9) 転入元・転出先の状況

転入元・転出先の内訳をみると、転入・転出ともに約6割が福岡県内であり、また市町村別では福岡市が最多となっています。



(令和5(2023)年住民基本台帳人口移動報告)

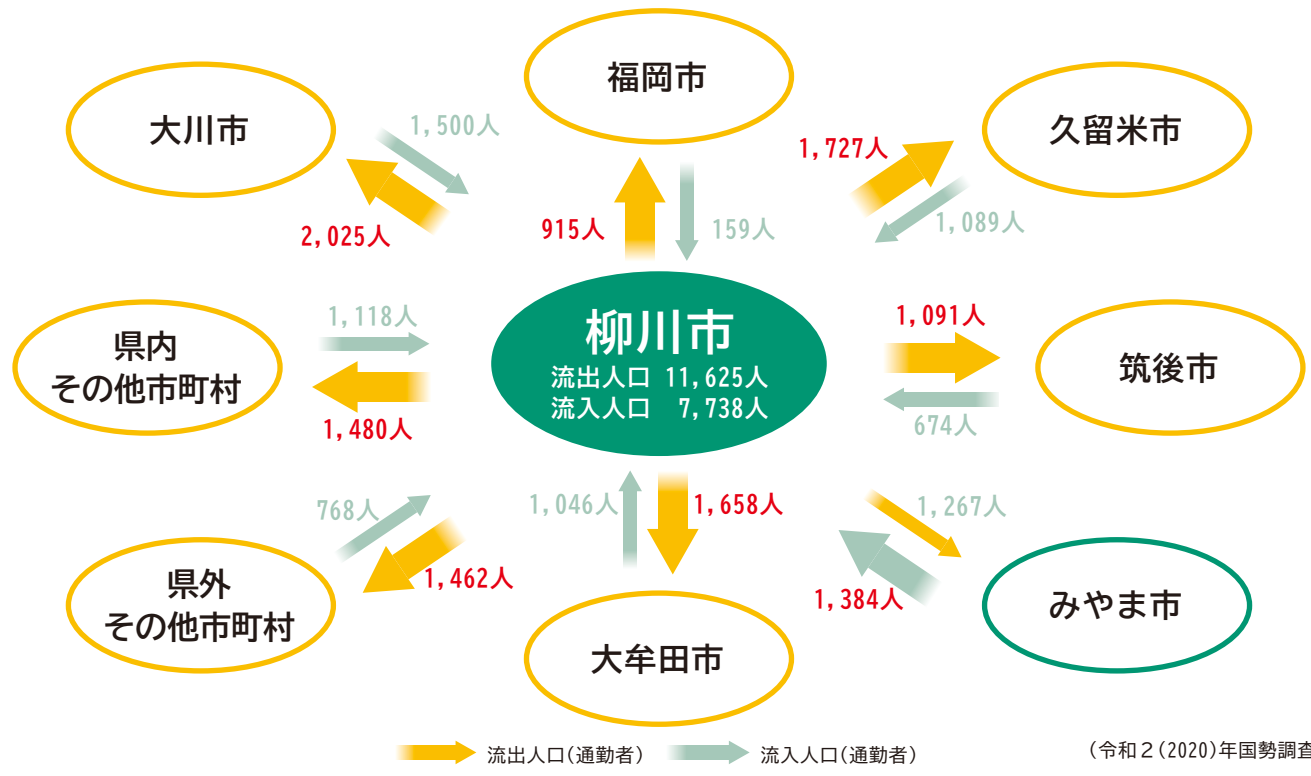
※「純移動数」: 転入数から転出数を引いたもの。

(10) 通勤者の状況

就業者の通勤の状況を見ると、本市から他市町村へ通勤して行く人は11,876人となっています。内訳をみると、大川市が最も多く2,025人(17.1%)、次いで久留米市が1,727人(14.5%)、大牟田市が1,658人(14.0%)となっています。

他市町村から本市に通勤してくる人は7,893人となっています。内訳をみると、最も多いのは通勤して行く人と同様に大川市で1,500人(19.0%)ですが、次いで多いのはみやま市となっており1,384人(17.5%)、久留米市が1,089人(13.8%)となっています。

みやま市からは、通勤してくる人の方が多くなっています。



	柳川市から他市町村へ		他市町村から柳川市へ		
	通勤者	構成比	通勤者	構成比	
総数	11,876	100.0%	7,893	100.0%	
福岡県	大川市	2,025	17.1%	1,500	19.0%
	久留米市	1,727	14.5%	1,089	13.8%
	大牟田市	1,658	14.0%	1,046	13.3%
	みやま市	1,267	10.7%	1,384	17.5%
	筑後市	1,091	9.2%	674	8.5%
	福岡市	915	7.7%	159	2.0%
	その他	1,480	12.5%	1,118	14.2%
計	10,163	85.6%	6,970	88.3%	
其他市町村	1,462	12.3%	768	9.7%	
不詳・外国	251	2.1%	155	2.0%	

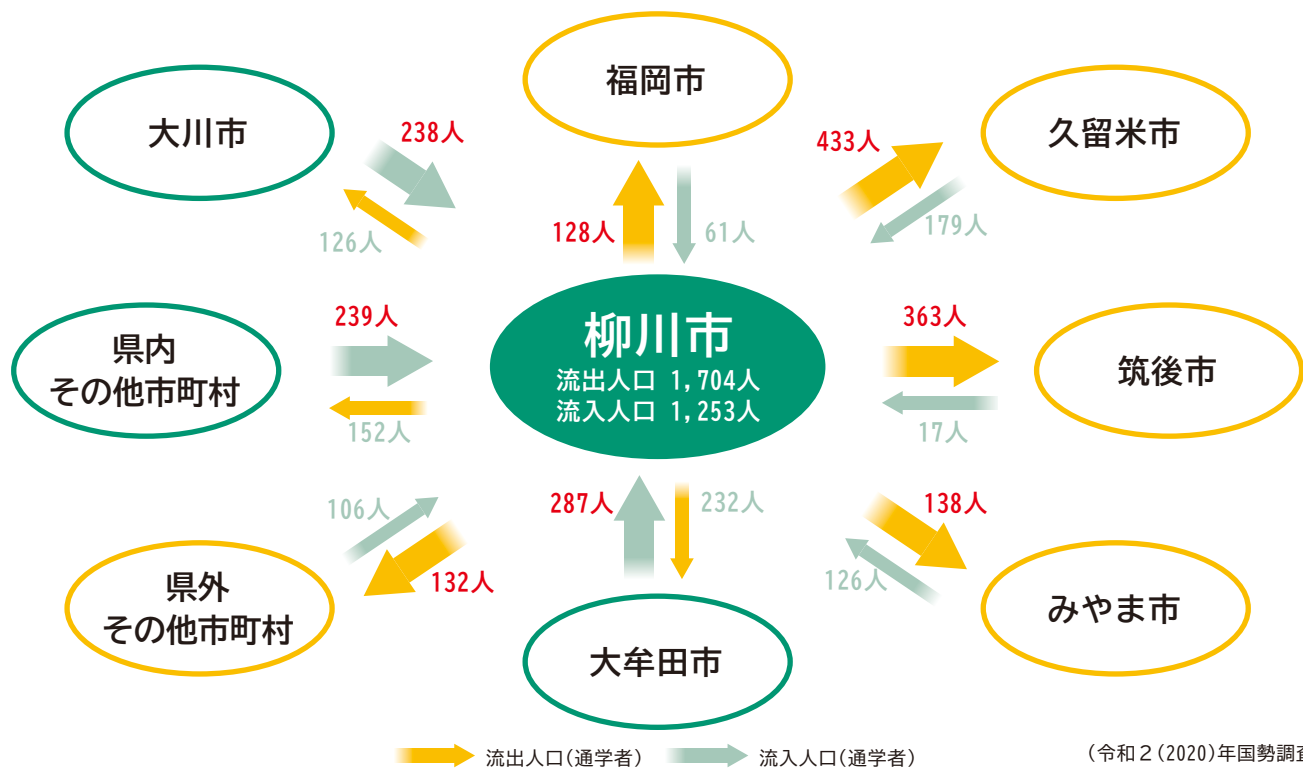
(令和2(2020)年国勢調査)

(11) 通学者の状況

通学者の状況をみると、本市から他市町村へ通学している人は1,762人となっています。内訳をみると、久留米市が最も多く433人(24.6%)、次いで筑後市が363人(20.6%)、大牟田市が232人(13.2%)となっています。

他市町村から本市に通学してくる人は1,289人となっています。内訳をみると、最も多いのは大牟田市で287人(22.3%)、次いで大川市となっており、238人(18.5%)、久留米市が179人(13.9%)となっています。

大牟田市、大川市からは、通学してくる人の方が多くなっています。



	柳川市から他市町村へ		他市町村から柳川市へ		
	通学者	構成比	通学者	構成比	
総数	1,762	100.0%	1,289	100.0%	
福岡県	久留米市	433	24.6%	179	13.9%
	筑後市	363	20.6%	17	1.3%
	大牟田市	232	13.2%	287	22.3%
	みやま市	138	7.8%	126	9.8%
	福岡市	128	7.3%	61	4.7%
	大川市	126	7.2%	238	18.5%
	その他	152	8.6%	239	18.5%
	計	1,572	89.2%	1,147	89.0%
その他市町村	132	7.5%	106	8.2%	
不詳・外国	58	3.3%	36	2.8%	

(令和2(2020)年国勢調査)



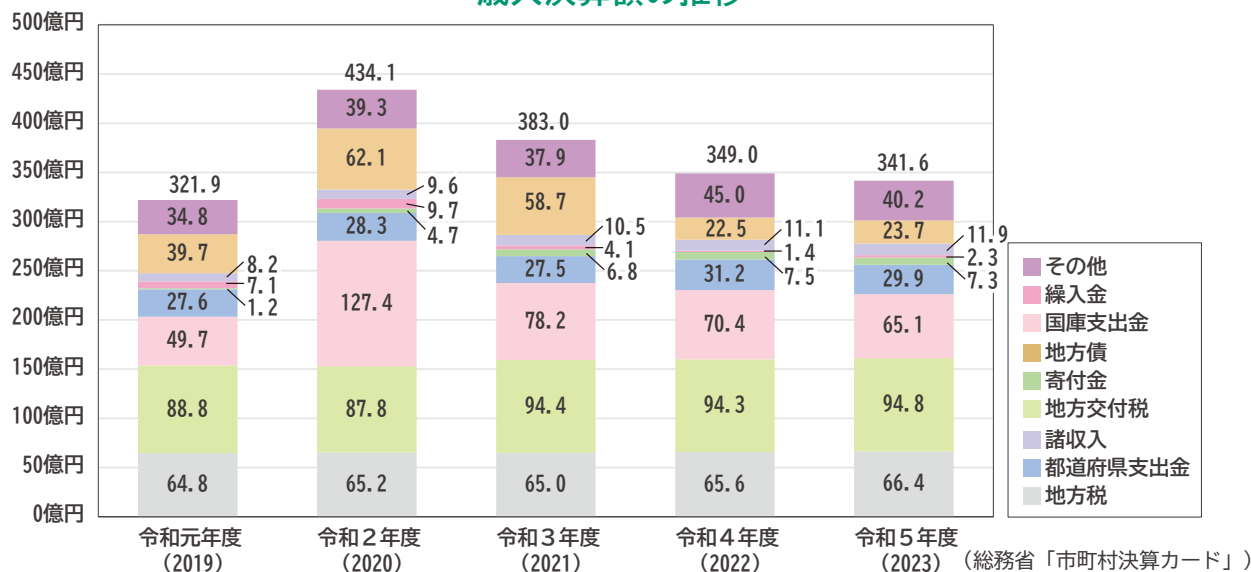
2. 財政の状況

(1) 歳入額の推移

歳入決算額の推移については、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため大幅に増加したものの、その後は減少で推移し、令和5(2023)年度には約341.6億円となっています。

全ての年で歳入の半分以上を「国庫支出金」、「地方交付税」、「都道府県支出金」が占めており、国や県に依存している状態です。

歳入決算額の推移

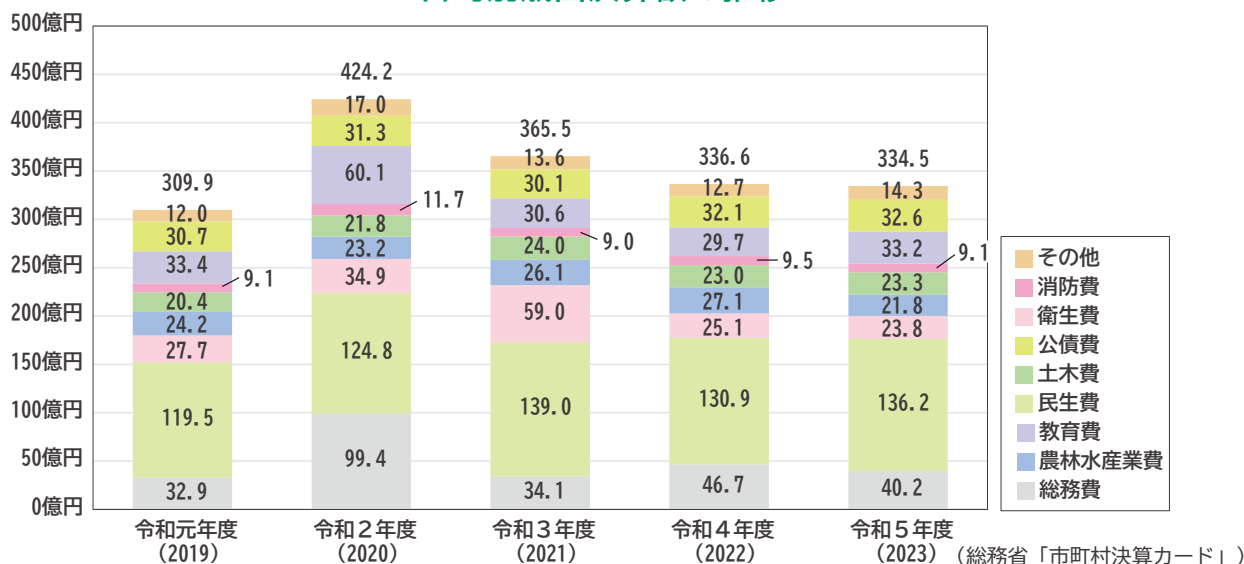


(2) 目的別歳出額の推移

目的別歳出額の推移については、歳入と同様に令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策のため大きく増加したものの、その後は減少で推移し、令和5(2023)年度には約334.5億円となっています。

歳出全体の比重については大きく変化はありませんが、目的別にみると年々、少子高齢化や子育て施策への対応によって「民生費」が増加しています。令和元(2019)年度には約119.5億円ですが、令和5(2023)年度には約136.2億円となっており、約16.7億円増加しています。

目的別歳出決算額の推移



(3) 財政力指数の状況

財政力指数については0.46～0.47で推移しています。類似団体と同程度です。

経常収支比率については、令和3(2021)年度に低下が見られたものの、それ以降は増加傾向にあり、令和5(2023)年度には96.4%となっていて、類似団体と比較しても高くなっています。

将来負担比率は、令和2(2020)年度以降30～40%で推移していましたが、令和5(2023)年度減少し23.6%となっています。類似団体平均と比べると23.2ポイント上回っています。

実質公債費比率は、5～7%で推移しており、令和5(2023)年度は7.0%となっています。類似団体と比較すると低く推移しています。

人口千人当たりの職員数は令和5(2023)年度では6.81人となっており、類似団体平均を下回っています。

市町村財政比較分析表(令和5年度普通会計決算)

	単位	柳川市	類似46自治体内順位	類似団体平均	福岡県平均	全国平均
財政力指数		0.46	19	0.44	0.52	0.48
経常収支比率	%	96.4	35	92.8	93.6	93.1
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	143,793	11	178,145	157,977	158,103
将来負担比率	%	23.6	29	0.4	35.8	6.3
実質公債費比率	%	7.0	13	8.3	7.4	5.6
人口千人当たり職員数	人	6.81	5	8.79	8.32	8.58

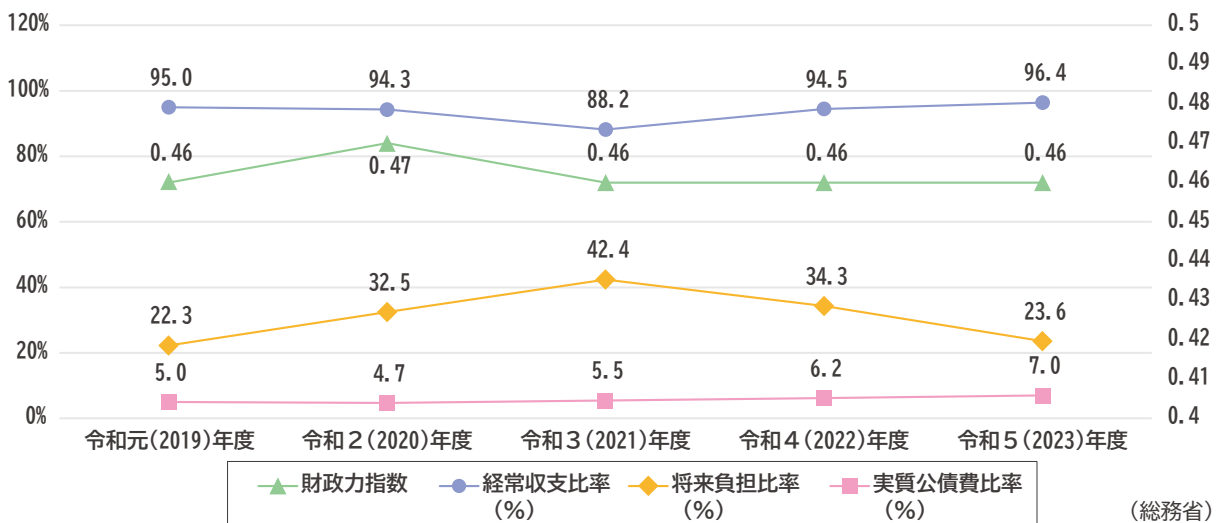
福岡県「令和5年度財政状況資料集」

財政指標(経年比較)

	財政力指数	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	ラスパイレス指数
令和元(2019)年度	0.46	95.0	5.0	22.3	99.1
令和2(2020)年度	0.47	94.3	4.7	32.5	99.1
令和3(2021)年度	0.46	88.2	5.5	42.4	99.1
令和4(2022)年度	0.46	94.5	6.2	34.3	99.1
令和5(2023)年度	0.46	96.4	7.0	23.6	99.0

(総務省)

財政指標(経年比較)



(総務省)

類似団体

国勢調査をもとにした人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)の2つの要素を基準に分類し、同じ分類となった全国の市町村を指すものです。

財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数です。この数値が大きい程財政力が強いとみることができます。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などのように容易に縮減することのできない経常的経費に市町村税、普通交付税などを中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定したものです。地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人などに係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。

実質公債費比率

公債費や公営企業債に対する拠出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く。)に充当された一般財源の標準的に収入し得る一般財源に占める割合の、過去3年間の平均値で、健全化判断比率の1つとなっています。

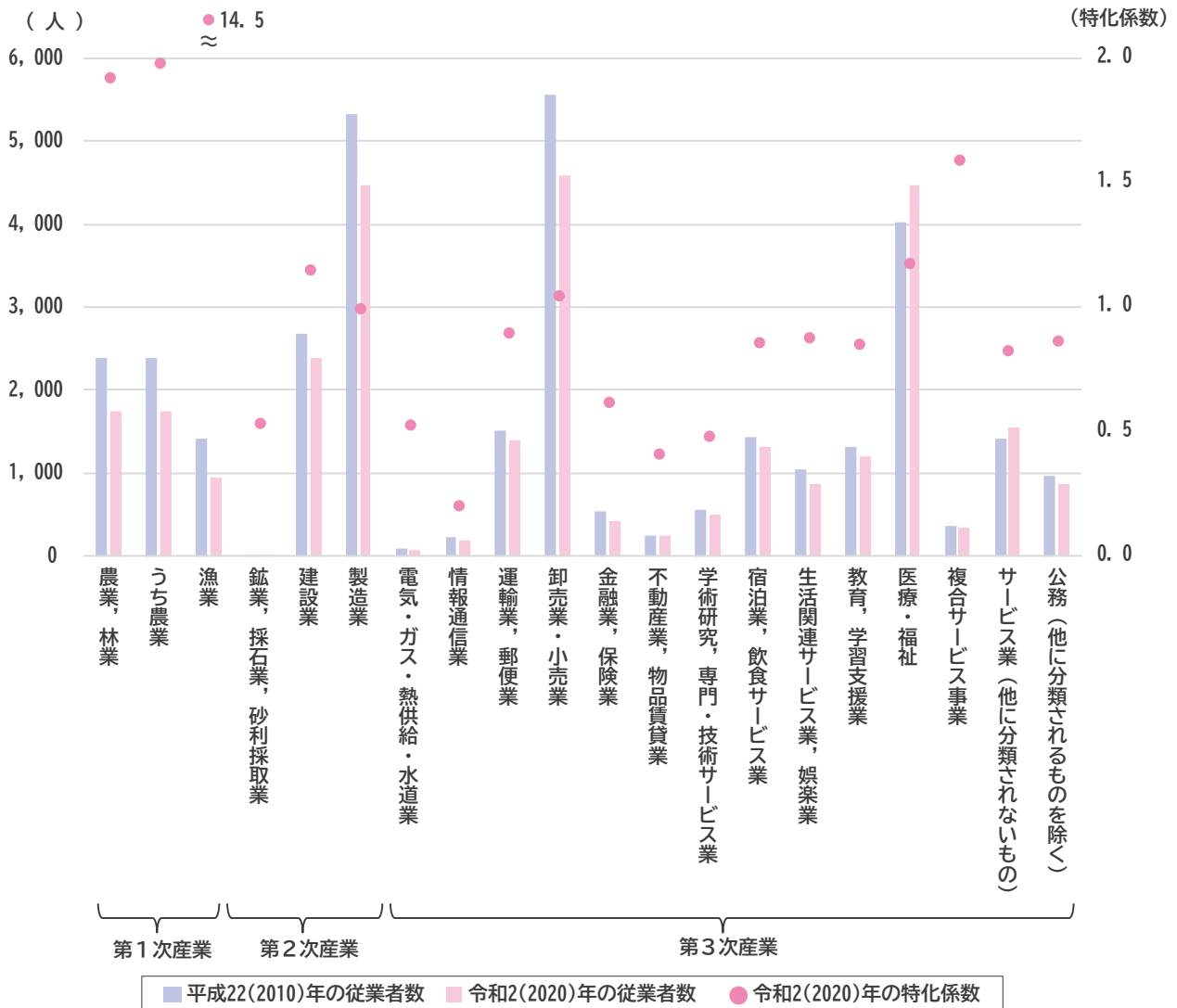
3. 産業の状況

(1) 産業大分類別就業人口の推移と特化係数の状況

産業大分類別就業人口をみると、平成22(2010)年から令和2(2020)年の間に多くの産業で減少しているものの、「医療・福祉」「サービス業(他に分類されないもの)」「不動産業, 物品賃貸業」では増加しています。

また、本市の特徴である「農業」や「漁業」の第1次産業の従業者の割合が全国と比べて高くなっている一方で、「卸売業・小売業」や「医療・福祉」、「複合サービス事業」を除く第3次産業については低くなっています。

産業大分類別就業人口と特化係数※



「令和2(2020)年国勢調査」

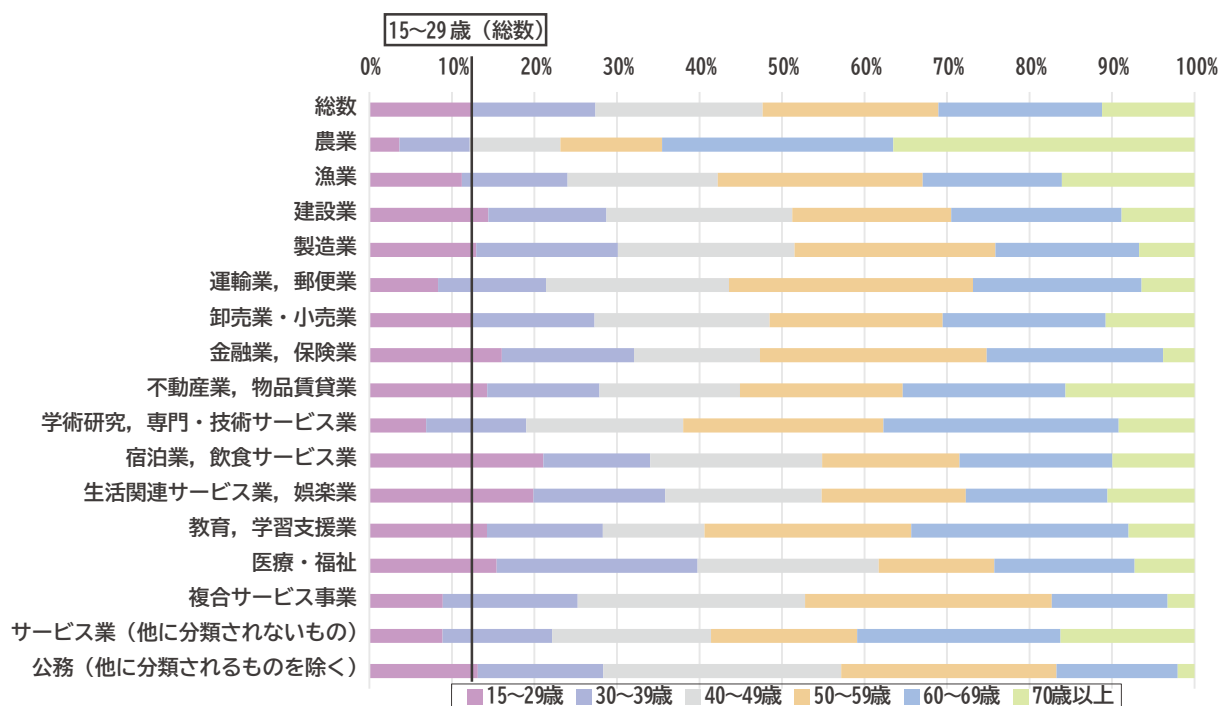
※「特化係数」：本市の産業の比率を全国の比率で基準化したもの。全国平均は1.0。例えば2.0であれば、全国の構成比の2倍の集積があることを意味する。上の図は従業員数の比率となっている。

(2) 年齢階級別産業人口割合の状況

年齢階級別産業人口割合をみると、15～29歳の就業割合は宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業が高くなっています。

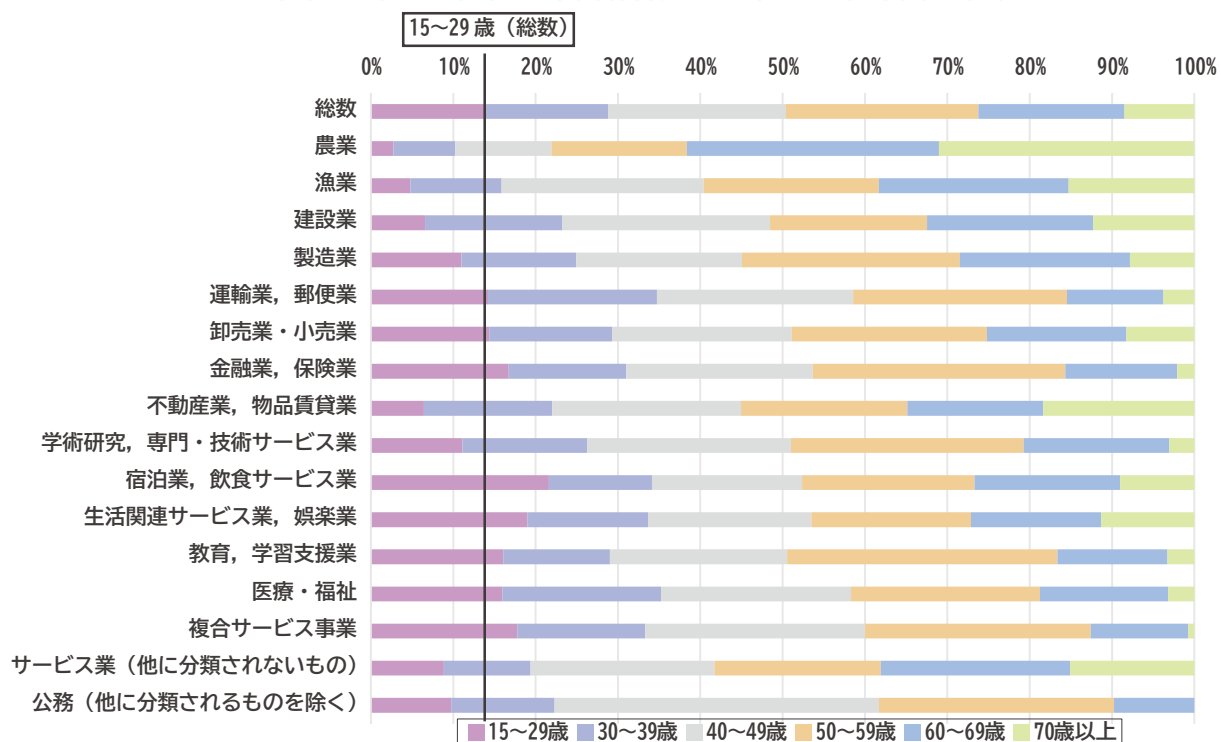
本市の特徴である農業、漁業では、若年層である15～39歳の割合が他の産業と比較して極端に低く、特に農業では60歳代以上が60%以上を占めるなど、高齢化が進行しています。

令和2(2020)年の年齢階級別産業人口割合(男性)



「令和2(2020)年国勢調査」

令和2(2020)年の年齢階級別産業人口割合(女性)



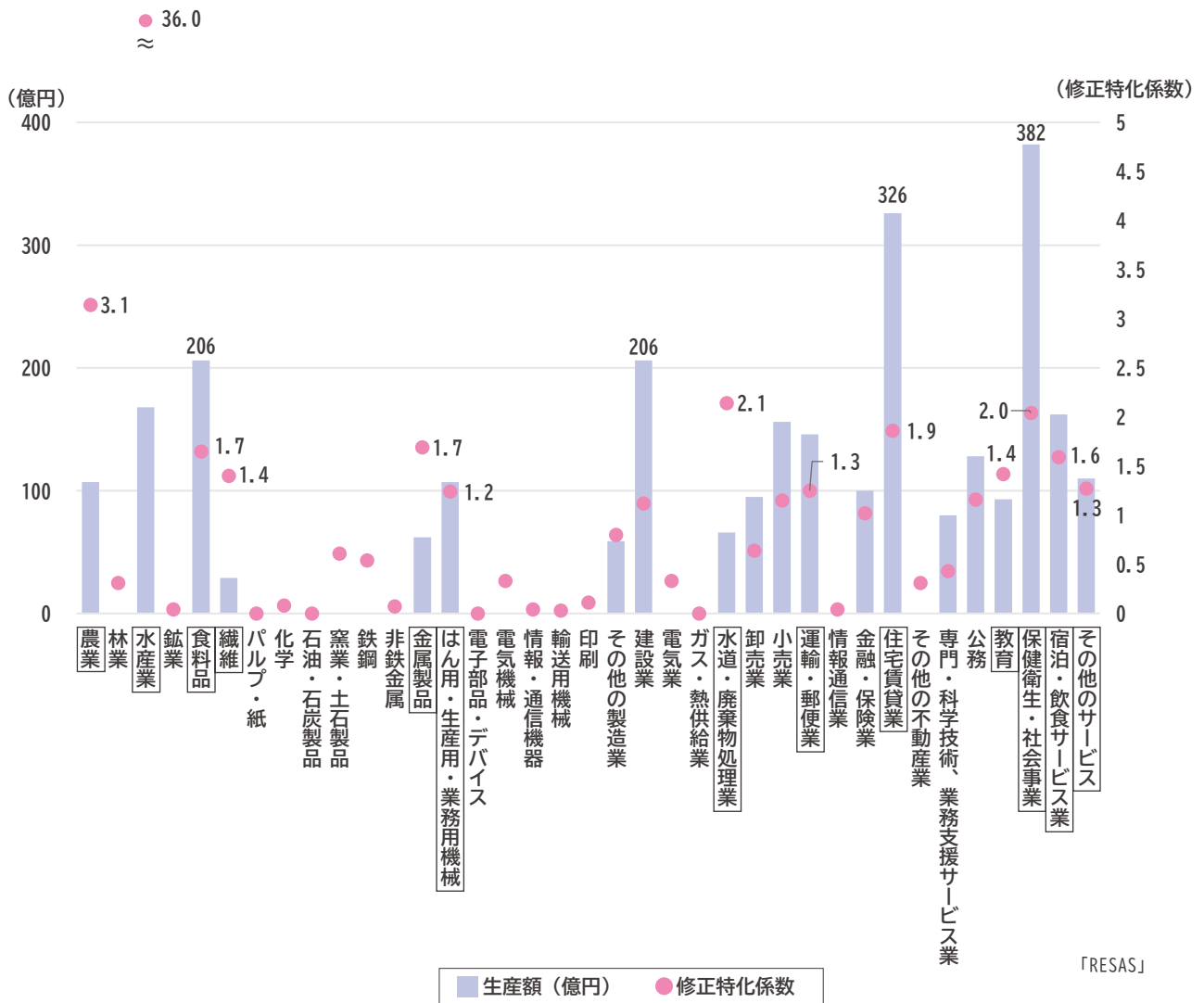
「令和2(2020)年国勢調査」

(3) 産業別生産額と修正特化係数の状況

産業別生産額については、「保健衛生・社会事業」が382億円と最も高く、次いで「住宅賃貸業」が326億円、「食料品」「建設業」が206億円となっています。

全国との生産額の修正特化係数をみると、「水産業」が36.0で最も高く、次いで「農業」が3.1となっています。

平成30(2018)年の産業別生産額と修正特化係数※



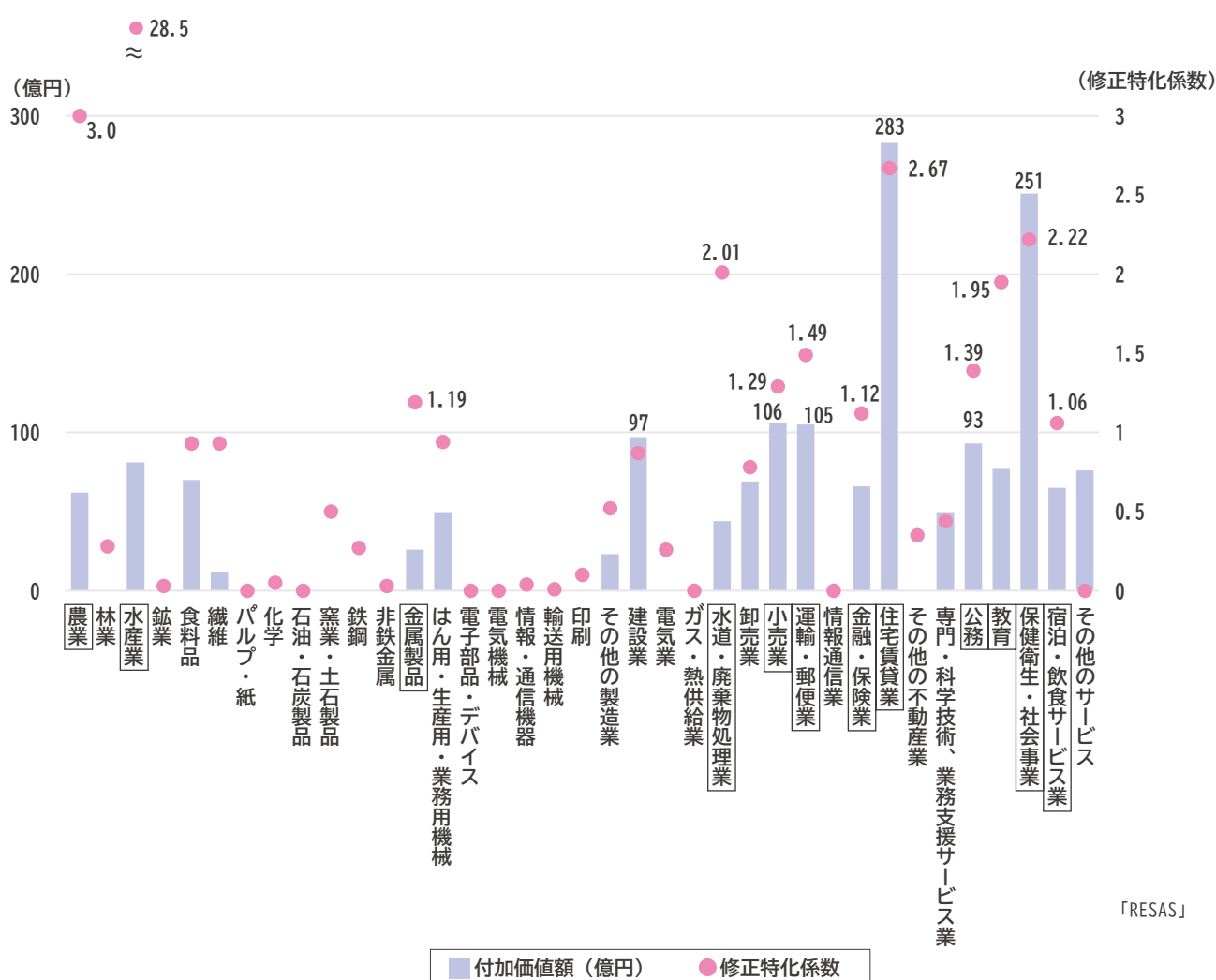
※ 「修正特化係数」：本市の産業の比率を全国の比率で基準化したもの。全国平均は1.0。例えば2.0であれば、全国の構成比の2倍の集積があることを意味する。

(4) 産業別付加価値額と修正特化係数の状況

市民の所得や地方税収の源泉となることから、付加価値額の大きい産業は地域において中心的な産業といえます。本市において、付加価値額を最も生み出しているのは「住宅賃貸業」で、次いで「保健衛生・社会事業」「小売業」「運輸・郵便業」「建設業」の順となっています。

全産業に占める割合が全国平均と比較して高い産業は、地域にとって特徴的な産業であるといえます。本市において特徴的な産業は、「水産業」「農業」「住宅賃貸業」「保健衛生・社会事業」「水道・廃棄物処理業」といえます。

平成30(2018)年の産業別付加価値額と修正特化係数



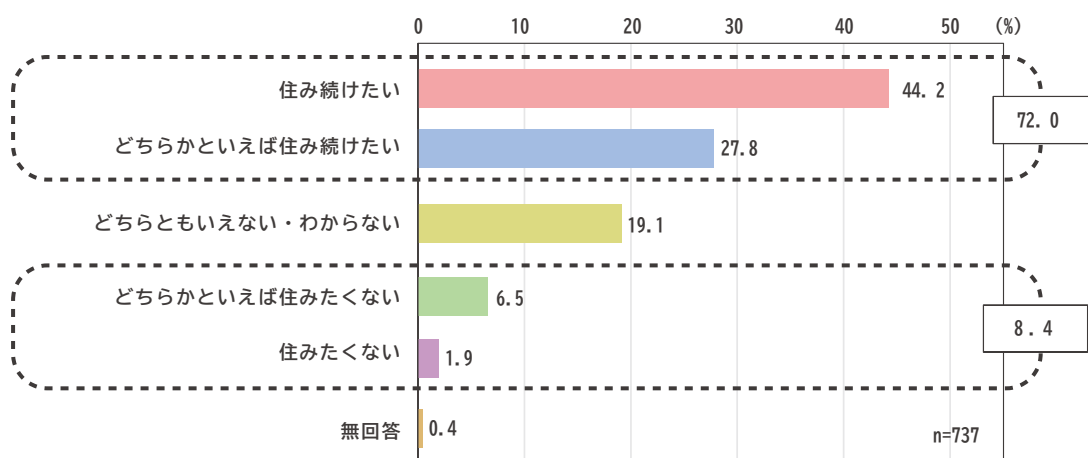
4. 市民意識の状況

(1) これからの居住意向の状況

令和6(2024)年1月に実施した市内在住の18歳以上に対するアンケート(配布数2,000票、回収数737票、回収率36.9%)で、これからも本市に住み続けたいか聞いたところ、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』が72.0%となっています。一方、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」を合わせた『住みたくない』が8.4%となっています。



問 あなたは、これからも柳川市に住み続けたいと思いますか。



上段:件数 下段:割合(%)

	合計	住み続けたい	どちらか といえば 住み続け たい	どちらと もいえない・ わからない	どちらか といえば 住みたく ない	住みたく ない	無回答	住み続け たい	住みたく ない
全体	737 100.0	326 44.2	205 27.8	141 19.1	48 6.5	14 1.9	3 0.4	72.0	8.4
男性	312 100.0	145 46.5	80 25.6	59 18.9	19 6.1	6 1.9	3 1.0	72.1	8.0
女性	420 100.0	180 42.9	125 29.8	79 18.8	28 6.7	8 1.9	0 0.0	72.6	8.6
29歳未満	43 100.0	7 16.3	14 32.6	14 32.6	7 16.3	1 2.3	0 0.0	48.8	18.6
30～39歳	85 100.0	27 31.8	25 29.4	24 28.2	6 7.1	3 3.5	0 0.0	61.2	10.6
40～49歳	99 100.0	28 28.3	26 26.3	29 29.3	10 10.1	5 5.1	1 1.0	54.5	15.2
50～59歳	121 100.0	44 36.4	33 27.3	31 25.6	9 7.4	4 3.3	0 0.0	63.6	10.7
60～69歳	182 100.0	94 51.6	53 29.1	27 14.8	7 3.8	1 0.5	0 0.0	80.8	4.4
70歳以上	204 100.0	124 60.8	54 26.5	15 7.4	9 4.4	0 0.0	2 1.0	87.3	4.4

※無回答を除いているため、全体の数字と合わないことがあります。

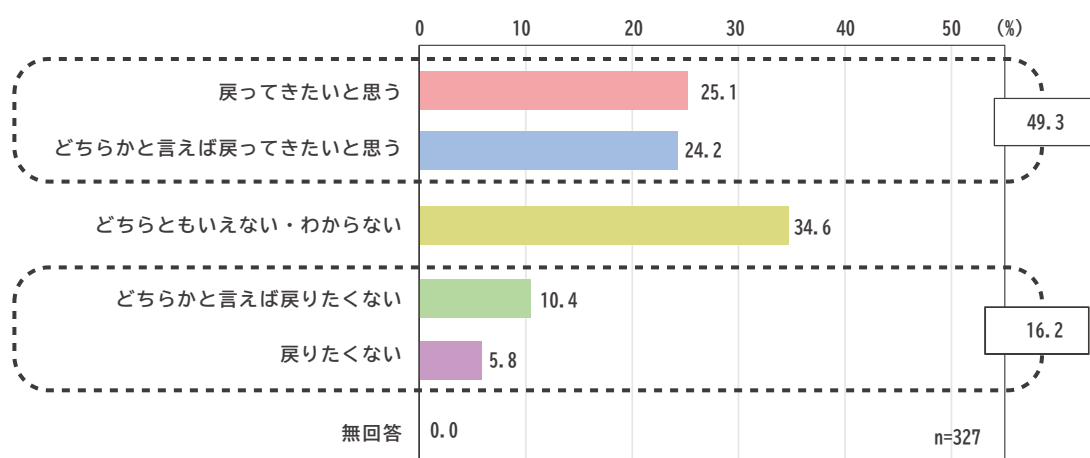
※集計結果のグラフ・表における比率(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出・表示しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 若者の定住意向の状況

令和6(2024)年1月に実施した市内在住の15～17歳に対するアンケート(配布数1,000票、回収数327票、回収率32.7%)で、進学や就職などで本市を離れることがあっても、将来、本市に戻ってきたいかを聞いたところ、「戻ってきたいと思う」と「どちらかといえば戻ってきたいと思う」を合わせた『戻ってきたいと思う』が49.3%となっています。

一方、「どちらかといえば戻りたくない」と「戻りたくない」を合わせた『戻りたくない』が16.2%となっています。

問 あなたは、進学や就職などで柳川市を離れることがあっても、将来は、また戻ってきたいと思いませんか。



上段:件数 下段:割合(%)

	合計	戻ってきたいと思う	どちらかといえば戻ってきたいと思う	どちらともいえない・わからない	どちらかといえば戻りたくない	戻りたくない	無回答	戻ってきたいと思う	戻りたくない
全体	327 100.0	82 25.1	79 24.2	113 34.6	34 10.4	19 5.8	0 0.0	49.3	16.2
男性	151 100.0	39 25.8	35 23.2	53 35.1	13 8.6	11 7.3	0 0.0	49.0	15.9
女性	174 100.0	43 24.7	43 24.7	59 33.9	21 12.1	8 4.6	0 0.0	49.4	16.7
15歳	94 100.0	23 24.5	24 25.5	33 35.1	7 7.4	7 7.4	0 0.0	50.0	14.9
16歳	114 100.0	32 28.1	32 28.1	34 29.8	13 11.4	3 2.6	0 0.0	56.1	14.0
17歳	119 100.0	27 22.7	23 19.3	46 38.7	14 11.8	9 7.6	0 0.0	42.0	19.3

※無回答を除いているため、全体の数字と合わないことがあります。

※集計結果のグラフ・表における比率(%)は、小数点第2位を四捨五入して算出・表示しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。

5. 都市イメージの状況

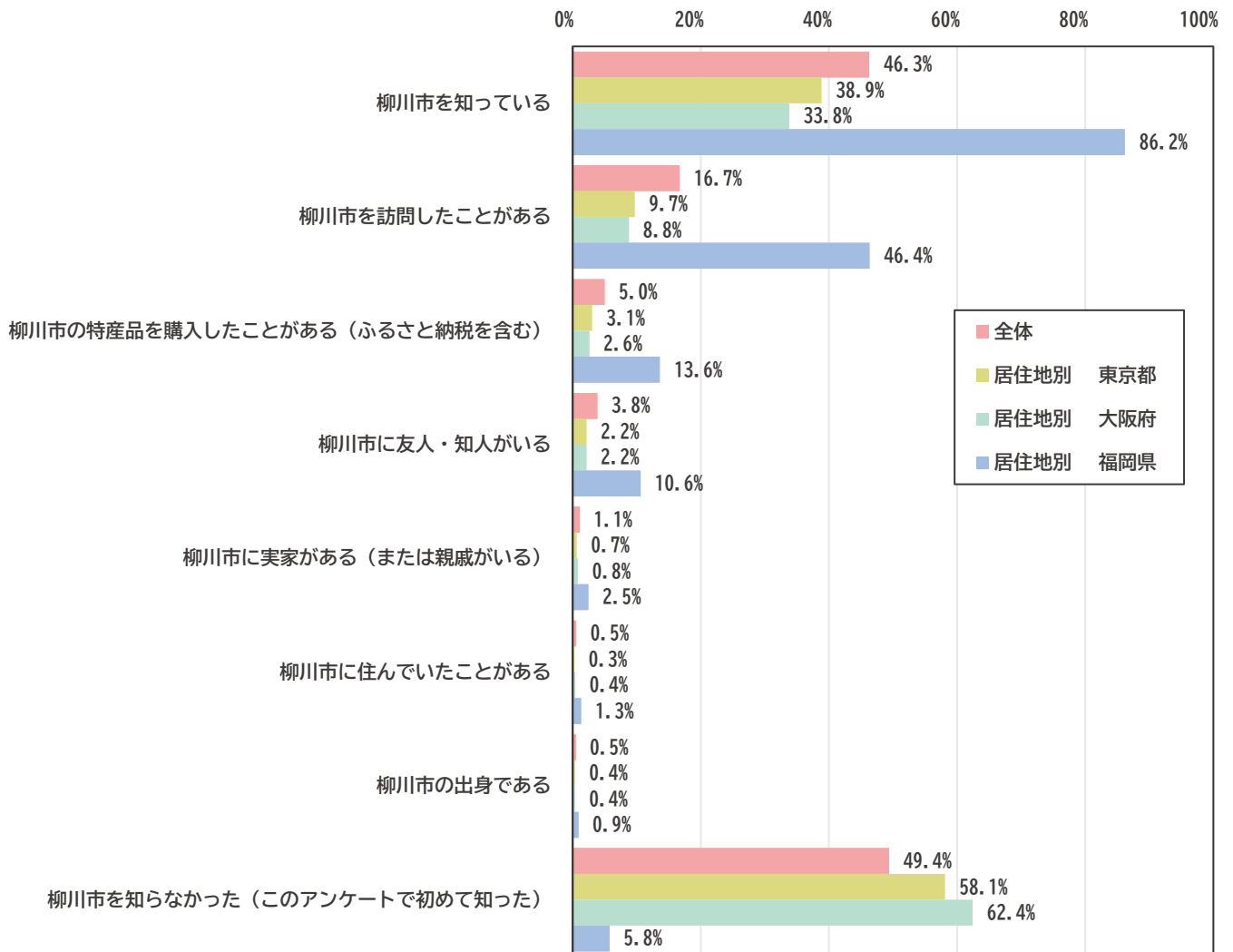
(1) 柳川市の認知度について

令和6(2024)年2月に東京都(4,000サンプル)、大阪府(4,000サンプル)、福岡県(2,000サンプル・柳川市を除く)の居住者を対象としてWeb上で行った都市イメージ調査で、本市との関係性について聞いたところ、「柳川市を知らなかった(このアンケートで初めて知った)」が49.4%で最も多く、次いで「柳川市を知っている」が46.3%となっています。

居住地別にみると、東京都、大阪府では「柳川市を知らなかった(このアンケートで初めて知った)」が最も多く、福岡県では「柳川市を知っている」が86.2%となっています。東京都、大阪府では「柳川市を知っている」は30%台となっています。



柳川市との関係性(居住地別) n=10,000



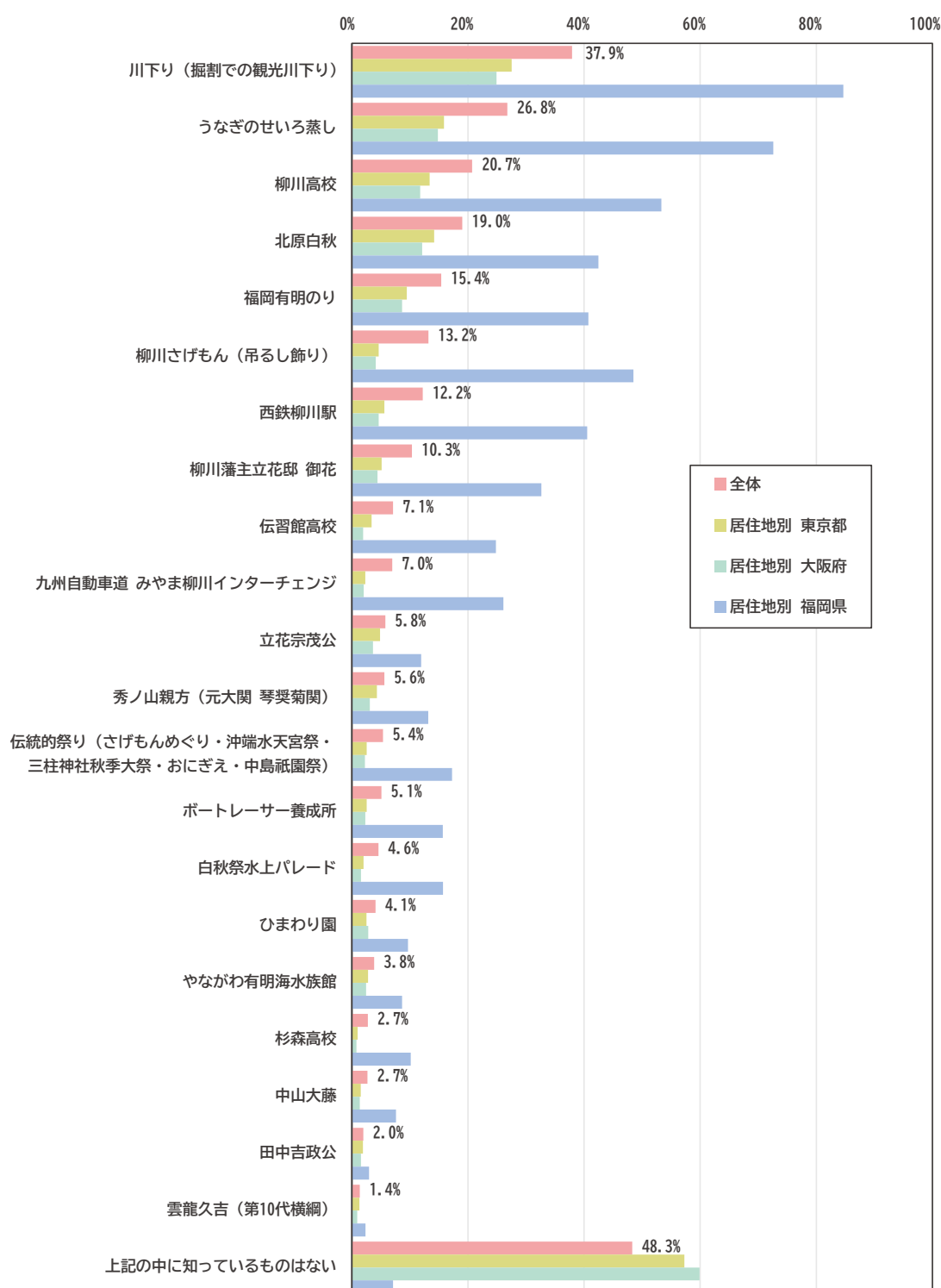
(2) 柳川市関連の認知度について

本市関連の人・場所などで認知度が最も高かったのは、「川下り(掘割での観光川下り)」で37.9%、次いで「うなぎのせいろ蒸し」26.8%、「柳川高校」20.7%、「北原白秋」19.0%の順となっています。

一方で、「上記の中に知っているものはない」という方が48.3%となっています。

居住地別に見ても全ての地域で、「川下り(掘割での観光川下り)」次いで「うなぎのせいろ蒸し」ですが、福岡県以外の地域では「北原白秋」が「柳川高校」よりも認知度が高くなっています。

柳川市の強み(居住地別) n=10,000

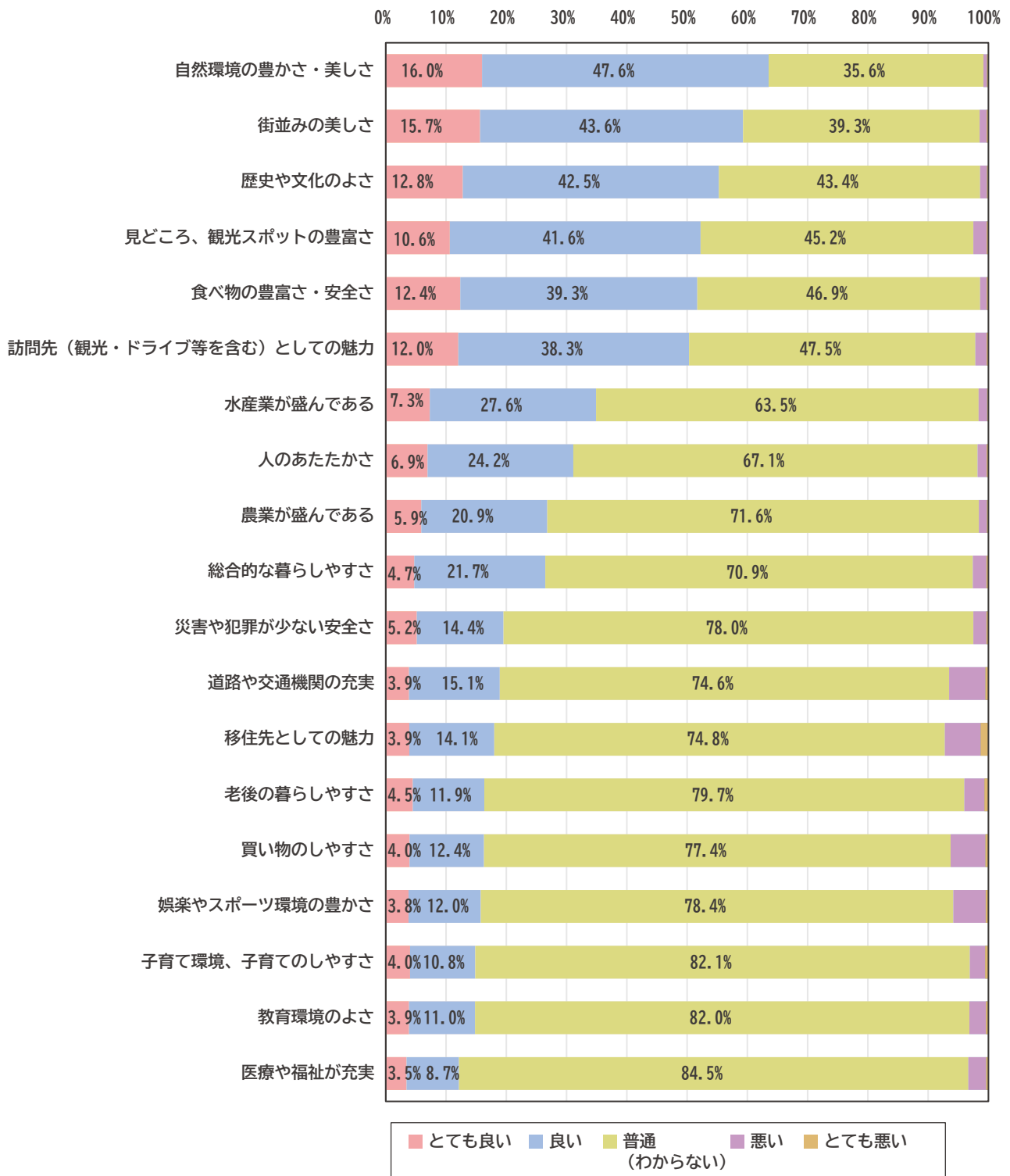


(3) 柳川市のイメージについて

本市のイメージについて聞いたところ、評価が高い(“とても良い”と“良い”)のは、「自然環境の豊かさ・美しさ」で63.6%、次いで「街並みの美しさ」59.3%、「歴史や文化のよさ」55.3%の順となっています。

一方で、低評価(“とても悪い”と“悪い”)は極めて少ない傾向となっています。

柳川市のイメージ (n=5,063)





第3次柳川市総合計画

基本構想

2025→2034



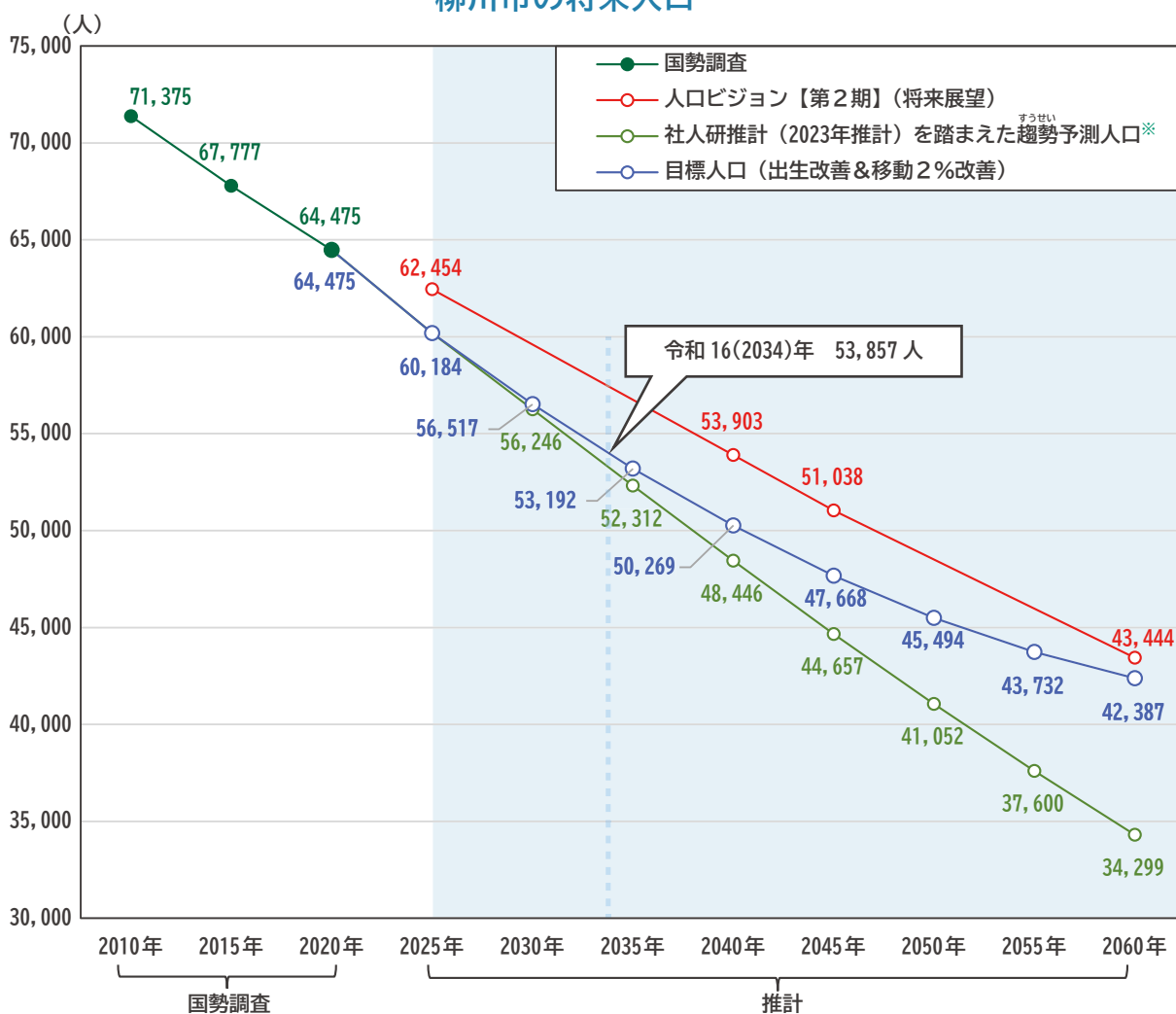
2. 将来人口(人口ビジョン)

将来目標人口

全国的・長期的な人口減少が予測される中で、本市の人口も減少していくことが予測されます。

まちとしての活力を失うことのない、持続可能なまちであり続けるため、人口減少対策の強化を通じて、人口減少傾向の抑制を図ります。なお、総合計画の最終年次である令和16(2034)年の目標人口を53,800人規模とし、2060年においては総人口42,000人規模の維持・確保を目指します。

柳川市の将来人口



(人)

総人口	国勢調査	推計							
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口ビジョン【第2期】(将来展望)		62,454			53,903	51,038			43,444
目標人口(出生改善&移動2%改善)	64,475	60,184	56,517	53,192	50,269	47,668	45,494	43,732	42,387
社人研推計(2023年推計)を踏まえた趨勢予測人口	64,475	60,184	56,246	52,312	48,446	44,657	41,052	37,600	34,299

※「趨勢人口」：出生、死亡や転入・転出状況等を踏まえた、市の今後の人口について推計を行った際の人口のこと。社人研の推計値をもとに、国勢調査の人口動向も反映させた推計値を「趨勢予測人口」として使用している。

推計シミュレーションの概要

推計シミュレーション	推計の概要
目標(出生改善 & 移動2%改善)	<p>趨勢予測人口をベースに、今後の出生改善及び移動改善を見込んだ推計</p> <p>[出生改善] 合計特殊出生率が令和22(2040)年までに1.80にまで上昇することを仮定</p> <p>[移動改善] 令和7(2025)年以降において、20～39歳の移動状況(純移動率)が5年毎に少なくとも2%改善することを仮定</p>
社人研推計(令和5(2023)年推計)を踏まえた趨勢予測人口	社人研推計(令和5(2023)年推計)を踏まえつつ、令和2(2020)年の国勢調査以降の人口動向も反映させた推計(現時点で予測される趨勢人口)

各推計シミュレーションによる年齢別構成比等

(人)

目標人口 (出生改善 & 移動2%改善)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	64,475	60,184	56,517	53,192	50,269	47,668	45,494	43,732	42,387
0～14歳人口比率	11.9%	11.4%	10.7%	10.7%	11.4%	12.0%	12.2%	12.0%	11.9%
15～64歳人口比率	54.5%	52.8%	51.9%	50.9%	49.3%	48.7%	49.0%	50.6%	52.7%
65歳以上人口比率	33.6%	35.8%	37.4%	38.5%	39.3%	39.3%	38.8%	37.4%	35.4%
若年(20～39歳)女性人口	5,609	4,736	4,460	4,308	4,248	3,996	3,728	3,602	3,616
2020年に対する変化率	100.0%	84.4%	79.5%	76.8%	75.7%	71.2%	66.5%	64.2%	64.5%

(人)

社人研推計(2023年推計)を踏まえた趨勢予測人口	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	64,475	60,184	56,246	52,312	48,446	44,657	41,052	37,600	34,299
0～14歳人口比率	11.9%	11.4%	10.6%	10.3%	10.6%	10.9%	10.9%	10.6%	10.4%
15～64歳人口比率	54.5%	52.8%	51.8%	50.6%	48.6%	47.1%	46.1%	46.4%	47.3%
65歳以上人口比率	33.6%	35.8%	37.6%	39.1%	40.8%	42.0%	43.0%	43.0%	42.3%
若年(20～39歳)女性人口	5,609	4,736	4,452	4,227	4,050	3,673	3,246	2,920	2,669
2020年に対する変化率	100.0%	84.4%	79.4%	75.4%	72.2%	65.5%	57.9%	52.1%	47.6%

3. 土地利用構想(土地利用ビジョン)

土地は限られた資源であるとともに、現在から将来にわたって市民生活や生産などのあらゆる活動の基盤となるものです。本市の地理的条件や自然環境、土地利用の現状を踏まえながら、長期的視点に立ち、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用の方針を定めます。

ただし、情勢の変化により他の土地利用が必要となる場合は、都市的土地利用を行う地域と農漁業的土地利用を行う地域とのバランスを考慮しながら、土地用途の変更を含め、周辺地域への影響を配慮しながら見直しを図ります。

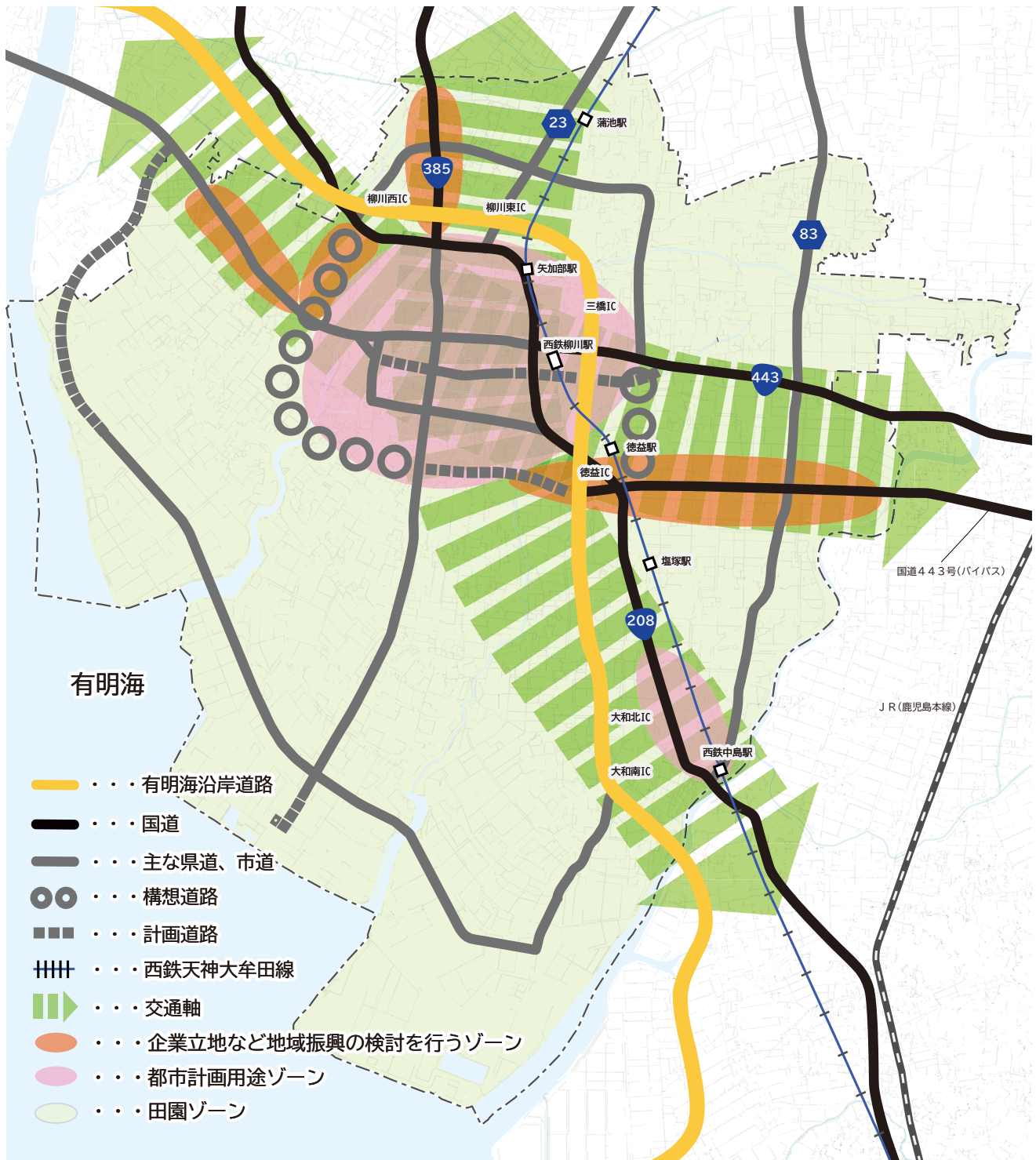
●住宅用地、商業用地、工業用地などに使用するための都市的土地利用地域は、都市計画用途地域を含む都市計画用途ゾーンや交通軸※上の地域とします。交通軸上の有明海沿岸道路、国道208号、国道385号や国道443号バイパスや主要地方道及び幹線道路などの活用により、県内外の都市間や地域間のネットワーク形成の充実を図るとともに、雇用の創出や地域振興を視野に入れ、企業立地など地域振興の検討を行うゾーンで合理的かつ計画的な土地利用を図ります。

●都市計画用途ゾーンを除き農業振興地域内農振農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的土地利用を図ります。また、有明海沿岸については、漁業振興の場としても活用を図ります。集落内では、水と緑に囲まれた各地区の特性を活かし、多世代に渡って定住できる環境を視野に、効果的かつ適切な土地利用を図ります。



※「交通軸」：人や物資が移動する主要な道路、鉄道などの交通インフラが集中するラインや帯状のエリアを指す。

土地利用構想(土地利用ビジョン)イメージ図





第3次柳川市総合計画

前期基本計画

2025→2029





第1章 前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の考え方

まちの将来像である「人と水が紡ぐ 活力あふれる共創のまち 柳川」の実現を目指し、次の6つの基本目標を設定します。また、基本計画の人口減少抑制及び地方創生に寄与する部分を「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけます。

前期基本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

～ 6つの基本目標 ～

- 基本目標1 地域資源を活かした魅力とにぎわいのまち
- 基本目標2 一人ひとりを大切にする子育てと教育のまち
- 基本目標3 誰もがいつまでも笑顔で健やかに暮らせるまち
- 基本目標4 独特な景観と機能的な住環境が共存するまち
- 基本目標5 持続可能な環境と市民が安心できるまち
- 基本目標6 市民協働と計画的行財政により継続して発展するまち

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略



2. 基本目標・分野別ビジョン

6つの基本目標を達成するため、それぞれの基本目標ごとに分野別ビジョンを設定し、取組を進めていきます。

基本目標1

地域資源を活かした魅力と にぎわいのまちを目指します。



目標達成のための分野別ビジョン

- 豊かな風土が育む地域の誇りと活力あふれる農業のまち(農業)
- 有明海の恵みを未来へ地域の力で紡ぐ活力ある漁業の推進(漁業)
- 「住んでよし 訪れてよし 働いてよし」三方よしの観光まちづくりの実現(観光)
- 柳川ブランドの推進 地域の力で紡ぐ商工業の未来(商工・ブランド)
- 企業を呼び込み 地域で育む 活力のあるまち(企業誘致・起業)

基本目標2

一人ひとりを大切にする 子育てと教育のまちを目指します。



目標達成のための分野別ビジョン

- ともにほぐくみ支える子育てのまち(子育て支援)
- 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる子どもを育てる教育の推進(学校教育)
- 生涯学習を通じて豊かな創造性と郷土愛を持つことができるまち(生涯学習)
- 誰もが互いを尊重し自分らしく暮らせるまち(人権・男女共同参画)

基本目標3

誰もがいつまでも笑顔で 健やかに暮らせるまちを目指します。



目標達成のための分野別ビジョン

- 心身ともに元気で長生きできるまちづくり(健康・医療)
- 笑顔でつながる福祉のまち(地域福祉)
- 住み慣れた地域で心豊かに暮らせる思いやりのまち(高齢者福祉)
- 障がいのある人もない人も共に支えあうまち(障がい者福祉)

基本目標4

独特な景観と機能的な 住環境が共存するまちを目指します。



目標達成のための分野別ビジョン

- 地域の特性を活かした効率的・効果的な土地利用(土地利用)
- 暮らしを支える道路ネットワークの構築と持続可能な公共交通体系の実現(道路・交通)
- 水郷柳川の良好な景観の形成と保全(景観)
- 市民で守り育て自然と共生できる掘割を生かしたまちづくり(掘割)
- 市民が豊かに過ごせる公園と潤いのある緑環境づくり(公園・緑地)
- 安全で良質な住環境を提供できるまちづくり(住宅・住環境)
- 安全で安心な水道水の安定供給と汚水処理の推進(上水道・下水道)

基本目標5

持続可能な環境と市民が 安心できるまちを目指します。

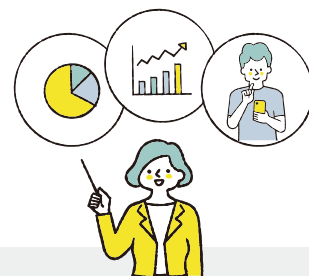


目標達成のための分野別ビジョン

- 環境との調和を実現し持続可能な未来を築いたまち(生活環境・地球温暖化対策)
- 適正な廃棄物処理と循環型社会の形成(廃棄物処理)
- 自然災害に強く市民の生命と財産を守る安全・安心なまち(防災)
- 迅速確実な消防・救急体制で市民の命と暮らしを守るまち(消防・救急)
- 暮らしの安全を守り抜く信頼と安心のまち(防犯・交通安全・消費者保護)

基本目標6

市民協働と計画的行財政により 継続して発展するまちを目指します。



目標達成のための分野別ビジョン

- 地域の課題解決に向けた多様な主体との協働によるまちづくり(市民協働・参画・コミュニティ)
- 関係人口の創出から住みたいまち・結婚の希望がかなうまち(移住定住・関係人口・婚活)
- 分かりやすくタイムリーな行政情報の発信と市民ニーズの把握(広報・広聴)
- DXで実現する便利で豊かな市民生活(DX)
- 持続可能で効率的・効果的な行政運営(行財政)
- 信頼と透明性で築く確かな行政基盤の確立(事務遂行)

第2章 前期基本計画の体系

1. 基本計画体系一覧

総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けた計画の体系は次のとおりです。

将来像 ▶ 人と水が紡ぐ 活力あふれる共創のまち 柳川

基本目標	分野	個別目標	分野開始ページ	
1 地域資源を活かした魅力とにぎわいのまち	1 農業	1 生産基盤の整備	56	
		2 農産物のブランド化		
		3 遊休農地の解消		
	2 漁業	1 有明海の再生と生産・流通体制の強化	58	
		2 協業化の推進と生産基盤の整備		
	3 観光	1 観光客受入体制の充実	60	
		2 観光まちづくり推進組織体制の構築		
		3 観光コンテンツの再構築		
		4 市民参加による観光まちづくり		
	4 商工・ブランド	1 地域経済の活性化	64	
		2 雇用の安定と確保		
		3 柳川ブランドの推進		
	5 企業誘致・起業	1 企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援	68	
		2 起業支援強化による地域の活性化		
	2 一人ひとりを大切に 子育てと教育のまち	1 子育て支援	1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	70
			2 みんなで見守る子育て支援の推進	
			3 保育サービスの充実	
			4 こどもの人権の尊重	
			5 子育て世帯の経済的負担の軽減	
		2 学校教育	1 確かな学力の育成と教育環境の整備・充実	74
2 豊かな人間性と健やかな体の育成				
3 地域と連携した教育の推進				
3 生涯学習		1 読書活動の推進	78	
		2 スポーツに触れる機会の充実		
		3 心豊かに暮らせる文化芸術活動の推進		
		4 生涯学習の推進		
		5 歴史文化に触れる機会の充実		
4 人権・男女共同参画		1 人権・同和教育の推進	82	
		2 男女共同参画の推進		
3 誰もがいつまでも笑顔で 健やかに暮らせるまち		1 健康・医療	1 健康づくりの推進	84
	2 マイナ保険証の利用促進			
	2 地域福祉	1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	86	
		2 支えあう地域福祉の推進		
		3 誰もが気軽に参加できる環境づくり		
		4 生活困窮者などへの支援		
	3 高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの深化	90	
		2 気かけあう地域づくり支援		
		3 共生社会の実現に向けた認知症施策と介護予防		
	4 障がい者福祉	1 自立支援体制の推進	92	
		2 ノーマライゼーション社会の推進		
		3 情報・意思疎通支援の充実		

基本目標	分野	個別目標	分野開始ページ	
4	独特な景観と機能的な住環境が共存するまち	1 土地利用	1 効率的・効果的な土地利用の推進 2 国土調査事業の推進	94
		2 道路・交通	1 計画的な道路整備 2 公共交通の利用促進	96
		3 景観	1 美しい景観の形成	100
		4 掘割	1 水量の確保 2 良好な掘割の形成と保全 3 掘割を守り育てる心の醸成	102
		5 公園・緑地	1 公園の適切な整備と維持管理 2 緑地保全と植樹・緑化事業の推進	104
		6 住宅・住環境	1 市営住宅の適正な配置による住宅の確保 2 安全・快適な住環境の形成 3 空き家対策の推進	106
		7 上水道・下水道	1 安全で安心な水道水の安定供給 2 汚水処理の推進	108
5	持続可能な環境と市民が安心できるまち	1 生活環境・地球温暖化対策	1 動物の適正な飼養及び特定外来生物への対応 2 環境美化へ向けた取組の充実 3 地球温暖化対策の推進	110
		2 廃棄物処理	1 可燃ごみ減量の推進 2 適正な廃棄物処理	112
		3 防災	1 地域防災力の向上 2 迅速な防災・災害情報の提供 3 災害時の支援体制の充実	114
		4 消防・救急	1 防火意識の高揚 2 消防体制の充実 3 予防救急の啓発	118
		5 防犯・交通安全・消費者保護	1 防犯対策の充実 2 交通安全対策の充実 3 消費者教育の推進	120
6	市民協働と計画的行財政により継続して発展するまち	1 市民協働・参画・コミュニティ	1 持続可能な地域コミュニティの推進 2 市民協働によるまちづくりの推進	122
		2 移住定住・関係人口・婚活	1 移住定住の促進 2 関係人口の創出 3 結婚に向けたサポート体制の充実	124
		3 広報・広聴	1 情報発信及び広聴機会の充実	126
		4 DX	1 スマート自治体の確立 2 マイナンバーカード利活用の推進	128
		5 行財政	1 総合計画及び行財政改革の推進 2 財政の適切な運営 3 公共施設マネジメントの推進 4 職員の能力と自己啓発意欲の向上 5 活力ある職場づくり 6 広域連携及び産官学金労言士連携の推進	130
		6 事務遂行	1 公金の適正な管理と運用 2 適正な監査事務の執行 3 適正かつ公平な課税・徴収 4 投票率向上と適正な選挙事務の執行 5 円滑で開かれた議会運営支援	134

2. 分野別計画の見方

基本目標実現の手段となる「分野」の名称です。

基本目標6 市民協働と計画的行財政により継続して発展するまち

1. 市民協働・参画・コミュニティ

現状と課題

少子高齢化や人口減少による核家族化、高齢単身世帯の増加などライフスタイルが変化し、令和2(2020)年度は91.6%だった行政区の加入率は令和5(2023)年度で90.2%と減少傾向にあります。今後は頻発する自然災害など多様化する地域課題に対応するためにも、行政区への加入を促進するとともに、新たな地域コミュニティ※の組織化も進めていく必要があります。

多様化・複雑化する市民のニーズに対応するため、市民のニーズを的確に把握し、市民が自主的・自発的に課題解決に取り組めるよう、市民団体の活動を支援し、市民活動の促進と活性化を図るとともに協働によるまちづくりを積極的に進める必要があります。

「分野」ごとの本市が今直面している現状と課題です。

「分野」の施策を進める上での基本的なビジョンです。

分野ビジョン

地域の課題解決に向けた多様な主体との協働によるまちづくり

基本方針

持続可能な地域コミュニティ形成のため、行政区の加入率の向上を図るとともに、まちづくり協議会の設立を促進します。

多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、まちづくりへの市民参画を図るとともに、市民と行政がそれぞれの役割を明確にし、協働によるまちづくりを促進します。

ビジョンに基づいた取組の方向性です。



「施策」と関連するSDGsの分野を記載しています。



目標1 持続可能な地域コミュニティの推進

総合戦略

「分野」の具体的な目標です。

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
行政区の加入率[%]	90.2	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5
まちづくり協議会設立件数【累計】【団体】	1 (R2～R5)	5	8	10	15	19

主な取組

- 》 転入者に対する行政区加入促進
- 》 助成金による行政区活動への支援
- 》 まちづくり協議会設立に向けた支援

取組の達成度を測る目標指標を記載しています。

目標指標を達成する上での主な取組です。

目標2 市民協働によるまちづくりの推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市民団体等と行政の協働事業実施件数【累計】【件】	29 (H22～R5)	35	38	41	44	47

主な取組

- 》 公益性のある市民活動の支援
- 》 市民協働でまちづくりする体制の強化

関連個別計画

- 》 柳川市校区まちづくり推進計画

「分野」の施策を推進する上で関連する個別計画を記載しています。



基本目標1 地域資源を活かした魅力とにぎわいのまち

1. 農業

現状と課題

本市の農業は、土地利用型農業である米・麦・大豆を中心に、ナスやイチゴ、アスパラガス、トマトなどの施設園芸野菜、レタスやオクラなどの露地野菜、ブドウやイチジクなどの果樹などの生産が盛んです。また、肉用牛や乳用牛、養鶏などの畜産業も行われています。しかし、農業や畜産業は、天候や物価、農業資材の価格などの影響を受けやすいため、経営安定のために限られた土地資源や国・県などの補助事業などをうまく活用して、生産性や農業者所得の向上を図らなければなりません。また、農業者の高齢化が進んでいるため、農地中間管理事業^{※1}による農地の集約化や後継者の育成なども課題としてあげられます。さらに、塩害対策や鳥獣対策を引き続き実施する必要があります。

農産物の高付加価値化やブランド化^{※2}、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要になります。そして、農業は、本市を特徴づける産業の一つであり、市民の理解を深めるため、地域や学校と連携した地産地消^{※3}運動の展開や、食育^{※4}の推進なども引き続き取り組んでいくことが求められます。

市内農業者は、高齢化と担い手不足により減少していることから、遊休農地が増加傾向にあります。令和6(2024)年6月の食料・農業・農村基本法改正を踏まえ、食料安全保障^{※5}の確保を図るため、担い手と連携した遊休農地の解消が求められています。また、市内農地においては、平坦な農地が広がっていて、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

分野ビジョン

豊かな風土が育む地域の誇りと活力あふれる農業のまち

基本方針

農地の集約化や省力化機械・施設の導入、また、デジタル技術を活用したスマート農業^{※6}の検討などを行い、生産性や農業者所得の向上に努めます。また、農業後継者の育成や新規就農者支援、効果的な塩害対策や鳥獣対策にも引き続き取り組みます。

農産物の高付加価値化とブランド力強化を進めるとともに、多様な販路開拓により農業経営の安定化を図ります。また、地域との連携による地産地消と食育を通じて、市民の農業への理解を深めます。

遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、土地利用型の水稻・麦・大豆作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図ります。



- ※1 「農地中間管理事業」：農地所有者と農業経営者農地利用の集積・集約化を行う事業。
 ※2 「ブランド化」：地域、商品、サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して商品・サービス、地域そのものの価値を高めようとするもの。
 ※3 「地産地消」：地域で生産されたものをその地域で消費すること。
 ※4 「食育」：様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
 ※5 「食料安全保障」：国民に対して食料の安定供給を行うため、日頃から要因の影響などを分析・評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備を進める取組。
 ※6 「スマート農業」：ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

目標1 生産基盤の整備 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
担い手への農地利用の集積・集約化率[%]	82.5	82.7	82.8	82.9	83.1	83.2
農地中間管理事業の農用地利用集積利用権設定(中間管理権)の面積[ha]	1,155	1,250	1,250	1,430	1,480	1,500

主な取組

- 》 農業用施設などのマッチングによる後継者育成及び新規就農者の確保支援の強化
- 》 農業機械のDX化や園芸施設の整備などによる生産性向上
- 》 塩害対策、鳥獣対策の充実
- 》 相対の利用権設定から中間管理の利用権設定へ移行

目標2 農産物のブランド化 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
農業生産額[億円]	52 (R1～R5平均)	60	60	60	60	60

主な取組

- 》 米・麦・大豆などの高収量・高品質に向けた取組の支援
- 》 付加価値の高い主要な園芸作物への支援
- 》 柳川産農産物のPR促進
- 》 県やJAとの連携

目標3 遊休農地の解消

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
遊休農地面積[ha]	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

主な取組

- 》 農地パトロール※の実施
- 》 相談体制の充実
- 》 農地の利用関係の調整

関連個別計画

- 》 柳川市食料・農業・農村振興基本計画
- 》 柳川市鳥獣被害防止計画

※「農地パトロール」: 農地の遊休化や荒廃を防ぎ優良農地を守るため、不耕作地及び違反転用の実態把握のために行う。

2. 漁業

現状と課題

有明海は筑後川や矢部川などの流入河川の影響により栄養塩に富み、優れた生産力で沿岸水産業を支えてきましたが、近年は赤潮の発生や漁場環境の悪化により、ノリ養殖や魚介類の漁獲に影響が出ています。特に魚類の漁獲量は年々減少し、貝類も不安定な状況が続いており、有明海の生産力向上と適切な資源管理が求められています。こうした中、長期的な覆砂※による増殖場の造成や干潟機能の回復への取組が進められています。今後は、関係機関・団体と連携しながら「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促進し、有明海の再生を図ることが求められています。

本市のノリ養殖業は全国有数の生産量を誇るものの、天候や河川からの栄養供給に左右され、また輸入品との競合により経営が不安定となっています。さらに、漁業就業者の減少と高齢化が進む中、特にノリ養殖者が年々減少しており、新規漁業者の確保が求められています。これまで柳川産海苔として「福岡有明のり」のブランド化による高付加価値化や新商品開発を進めてきましたが、今後は高品質海苔として、より一層の生産・流通・販売体制の強化が必要です。

市内9つの漁業協同組合は、福岡有明海漁業協同組合連合会と事業強化を図り、連携を強化しています。また、個人経営が主体となっている生産体制では、さらなる協業化への転換が課題となっています。この転換により、コスト削減や労働力の軽減、所得向上による経営体質の強化が期待され、後継者育成への効果も見込まれます。また、海苔製造時の排水が園芸作物に影響を及ぼし、異臭問題も発生しているため、漁業団地への集約による環境問題の改善が課題です。

本市には、市が管理する6つの漁港と県が管理する1つの漁港があり、各漁港の機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策などを実施してきました。今後も計画的に漁港施設の維持・更新を進めていく必要があります。また、漁場環境の保全として、流出ごみが出ないようにする対策も必要です。

分野ビジョン

有明海の恵みを未来へ地域の力で紡ぐ活力ある漁業の推進

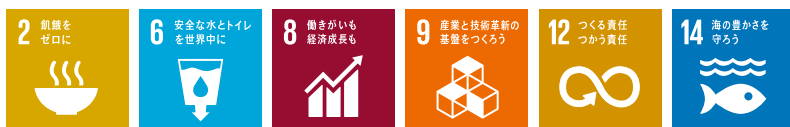
基本方針

関係機関や関係自治体との連携を強化し、覆砂により底質改善や底生生物生育基盤の整備を進め、有明海の再生を図ります。

漁業者の後継者育成や新規就労者への支援を推進するとともに、新たな販路の開拓や高付加価値化を進め、水産物の生産・流通体制を強化します。

各漁協による漁業団地の建設を促進するとともに、個人経営から協業化への転換を推進することで、施設整備のコスト削減や経営体質の強化などを促進し、漁業者の育成と経営支援、環境問題の改善につなげます。

漁港施設の計画的な維持管理・更新を進めるとともに、流出ごみの抑制による漁港、漁場環境の保全に取り組みます。



※「覆砂」：海底や湖底などの底質を砂で覆う技術のこと。

目標1 有明海の再生と生産・流通体制の強化

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
漁業生産額[億円]	113 (R3～R5平均)	115	117	119	121	124
漁業新規就労者数【累計】[人]	—	1	2	4	6	10

主な取組

- 》 水産業施設などのマッチングによる後継者育成及び漁業新規就労者の確保支援の強化
- 》 関係機関と連携したノリ養殖業不作の原因究明
- 》 覆砂による底質改善や底生生物生育基盤の整備
- 》 柳川産「福岡有明のり」のPR促進
- 》 販路拡大支援の充実

目標2 協業化の推進と生産基盤の整備

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
漁業の協業化数【累計】[件]	17 (H19～R5)	17	18	18	19	19

主な取組

- 》 計画的な漁業団地及び漁港の整備
- 》 関係機関との連携による流出ごみの抑制



3. 観光

現状と課題

本市の観光需要は、コロナ禍以前の水準まで回復しています。また、円安を背景に、インバウンド需要が一層前向きになっており、観光まちづくりをさらに推進する絶好の機会となっています。一方で、観光従事者の数はまだ回復しておらず、インバウンド対応においても受入環境が十分とは言い難い状況です。このような中、「持続可能な観光まちづくり」を実現するためには、観光従事者の後継者育成や利便性向上、デジタル技術を活用した多言語化やキャッシュレス^{※1}化、2次交通^{※2}における利便性向上など、多角的な視点から質の高い受入環境の整備が必要となっています。

本市では、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着の醸成に努めています。そのため、地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔が必要だとして、DMO（観光地域づくり法人）^{※3}の構築を推進してきました。今後は、DMOとの連携をさらに深めつつ、多様な関係者と協働しながら、コンセプトや根拠に基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を明確化し、より効果的で効率的なマネジメントやプロモーションなどを含めたマーケティング^{※4}を推進していく必要があります。

本市の観光は、福岡都市圏からのアクセスが良好なことに加えて、特定地域に観光資源が集中しているなどの理由により日帰りを中心（通過型観光）となっています。そのため、十分な経済効果が得られていないのが現状で、観光客の滞在時間延長や観光コンテンツの高付加価値化により、観光消費額単価を向上させることが課題の一つです。この状況を改善するためには、「川下り」や「水郷柳川ゆるり旅」などの既存コンテンツの磨き上げに加え、柳川むつごろうランドを核とした「有明海沿岸エリア」におけるアウトドア体験や「大河ドラマ招致活動」に伴う観光コンテンツなど、本市が誇る「歴史・文化・自然」を活用した魅力的で質の高い観光コンテンツを市内各地で創出することで周遊性を高め、滞在交流型観光を確立する必要があります。

持続可能な観光まちづくりの実現のためには、市民生活と観光の調和を図ることが重要です。観光客だけでなく市民にも観光による恩恵を実感してもらうことで、これまで醸成されてきたおもてなしの心による観光客の受け入れをより一層推進することが可能となります。そしてこれにより、観光客の満足度向上を図り、さらにはリピーターや柳川ファンの獲得につなげるといふ、好循環を構築する必要があります。また、本市では、観光エリアと生活エリアが近接している箇所も多いため、オーバーツーリズム^{※5}の発生にも配慮し、時間・曜日や観光エリアの分散化を図ることも重要です。

※1 「キャッシュレス」: クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨などの現金を使わずに支払・受取を行う決済方法のこと。

※2 「2次交通」: 鉄道主要駅や空港などの交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス。

※3 「DMO（観光地域づくり法人）」: Destination Management Organizationの略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と共同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定・実施する法人。

※4 「マーケティング」: 顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

※5 「オーバーツーリズム」: 過度な観光地化によって、地域住民の生活環境や観光客の観光体験に悪影響を与える状態のこと。

分野ビジョン

「住んでよし 訪れてよし 働いてよし」 三方よしの観光まちづくりの実現

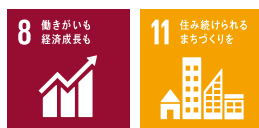
基本方針

国内外からの観光需要の高まりを好機と捉え、多言語対応の充実や観光情報のデジタル化を進めるとともに、観光従事者の後継者を育成し、質の高い観光環境の整備を推進します。

行政・民間・地域が一体となったDMOの機能を強化し、マーケティングに基づく戦略的な観光施策を展開します。市全体での観光振興を図り、より高い事業効果の実現を目指します。

滞在型観光への転換を図るため、既存の観光資源を磨き上げ、魅力的な観光コンテンツを創出します。これにより観光の質を高め、観光客の滞在時間延長と観光消費額の増加を目指します。

持続可能な観光の実現に向け、市民生活と観光の調和を図ります。市民と観光客の双方にメリットをもたらすことで、地域力の強化を図り、市民が主体的に観光まちづくりに参画できる機会を創出します。



目標1 観光客受入体制の充実 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入り込み観光客数[万人]	123.5	160.0	160.0	160.0	165.0	165.0
外国人観光客数[万人]	15.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0

主な取組

- 》観光従事者の後継者・人材育成支援の充実
- 》案内ガイド人材の育成
- 》デジタル技術を活用した多言語化やキャッシュレス化の推進
- 》2次交通など多様な交通手段の創出

目標2 観光まちづくり推進組織体制の構築

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
観光客のリピート率[%]	55.0	67.0	68.0	69.0	70.0	71.0
観光客の再訪意向率[%]	61.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

主な取組

- 》DMO組織体制の強化
- 》市内・市外のステークホルダー※1との連携強化
- 》戦略的マーケティングの実施
- 》ワンストップ※2情報発信
- 》観光商品開発など自主財源確保のための取組

目標3 観光コンテンツの再構築

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
観光消費額(1人当たり)[円]	5,183	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
観光消費額[億円]	64.0	100.8	102.4	104.0	108.9	110.6
延べ宿泊人数[万人]	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5
有明海に関するコンテンツの参加人数[人]	86,000	90,000	94,500	99,300	104,300	109,500

主な取組

- 》地域資源の新たな付加価値創出(農漁業体験や工場見学など市内全域を資源とした体験型観光の推進)
- 》「川下り」や「水郷柳川ゆるり旅」などの観光資源の磨き上げ
- 》朝夜の観光コンテンツの造成
- 》有明海沿岸エリアにおけるアウトドア体験などの新規観光資源の創出

※1「ステークホルダー」：企業やプロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者のこと。

※2「ワンストップ」：1か所で用事が足りること、1か所で何でも揃うことを意味する言葉。

目標4 市民参加による観光まちづくり

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
観光施設、街の人たちのおもてなし満足度[%]	82.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
観光客へのおもてなしをして良かったと思う度合い[%]	37.7	40.0	42.5	45.0	47.5	50.0
観光客の満足度(全体)[%]	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

主な取組

- 》観光による恩恵の見える化
- 》市民のおもてなしによる意識の醸成
- 》案内ガイド人材の育成
- 》NHK大河ドラマの招致

関連個別計画

- 》柳川市観光振興計画
- 》柳川観光2025指針



4. 商工・ブランド

現状と課題

中小企業は急速な円安によるエネルギー・原材料費高騰や気候リスクへの対応を迫られ、防衛的な賃上げを余儀なくされるなど厳しい経営環境にあります。また、国内の人口減少を背景に海外展開を目指す企業が増加することが予想されますが、ノウハウ不足から支援体制の整備が求められています。さらに、市内4つの商店街は、人口減少による購買力低下に加え、消費者行動のデジタル化や郊外型商業施設への消費流出により厳しい状況が続いており、各店舗の魅力向上と商店街独自の集客施策が課題となっています。

若者(特に女性)の転出超過を中心とした地元住民の雇用確保が課題となっているため、魅力的で、かつワークライフバランスに配慮した雇用機会の創出が必要とされています。また、女性の活躍を促進するための職場環境の整備や、若手従業員のキャリア形成支援など、誰もが働きやすい職場づくりを進めていく必要があります。さらに、経営の効率化をはじめ、技術の高度化、取引拡大などを図るとともに、それを担う多様な人材の育成や確保が急務となっています。

本市は農産物・水産物において全国・県内有数の生産量を誇り、JAや漁業協同組合による共販体制も確立され、市外・県外への販路も整っています。また、ブランド認定品事業の積極展開により多くの産品が誕生していますが、販売拠点が限られているのが現状です。「柳川よかもん館」などの小規模直売所は年々売上を伸ばしているものの、主に市民の利用にとどまり、大規模な直売所がないことから、観光客の消費を十分に取り込めていません。今後は、増加する海外観光客も視野に入れた商品開発や販売拠点の整備を検討するとともに、ふるさと納税の活用による産品の消費拡大も求められています。

分野ビジョン

柳川ブランドの推進
地域ので紡ぐ商工業の未来

基本方針

地場企業の経営改善や事業拡大に対する支援を行います。また、商店街の活性化については、個店の魅力向上や、「やなPay」※などのデジタル化対応を進め、地域特性を活かした集客促進を図ります。

働きやすい職場環境づくりを推進し、若者(特に女性)の雇用機会の創出と定着支援を強化するとともに、担い手不足解消による地域産業の持続的な発展を図ります。

農水産物などの販売拡大に向け、直売所などの新たな販売拠点整備を検討するとともに、海外観光客向けの商品開発やふるさと納税の活用などを通じて、地域産品の消費拡大と販路開拓を推進します。



※「やなPay」:柳川市内の加盟店で利用できる、ポイントカードと電子マネーがひとつになったもの。

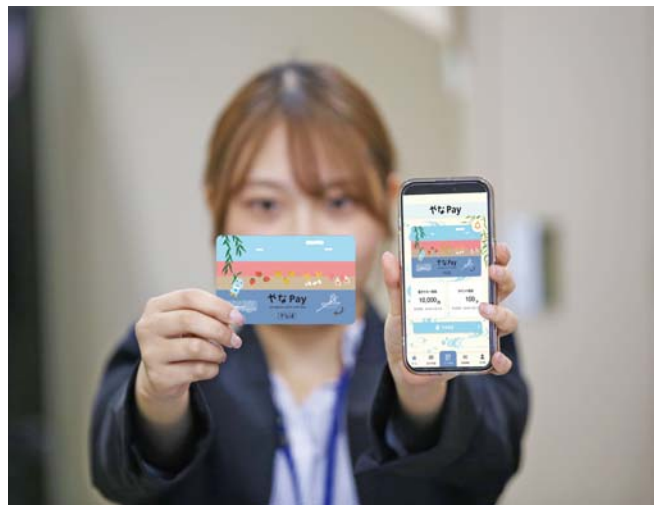
目標1 地域経済の活性化

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
黒字化している事業数(法人税割を収めている事業所数)(件)【割合】[%]	440 【26.4】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】
やなPay加盟店のポイント付与に係る売上高[百万円]	-	1,600	1,620	1,650	1,680	1,700

主な取組

- 》市内金融機関との連携及び市融資制度の活用推進
- 》経営コンサルティング、マーケティング研修会などによる経営力強化支援
- 》販路拡大及びマーケティング支援に係るEC※(電子商取引)の促進
- 》既存事業者の新規分野へのチャレンジ支援
- 》商工会議所及び商工会との連携による経営基盤の充実
- 》「やなPay」の普及促進
- 》商店街経営者のスキルアップ支援
- 》多世代交流拠点など商店街の新しい役割の創出



※「EC」:Electronic Commerce (エレクトロニック・コマース)の略で、インターネット上で商品やサービスの売買を行う取引全般のこと。

目標2 雇用の安定と確保

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内本社の特別徴収対象事業所に勤務する市民の数[人]	8,060	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
新人従業員共同入社・入店式・研修講座参加者数【累計】[人]	28 (R5)	75	100	125	150	175

主な取組

- 》 担い手不足解消の促進
- 》 デジタルパンフレットを使った高校や専門学校・大学へのPR活動の実施
- 》 企業説明会などの実施による若者(特に女性)の雇用の確保
- 》 若者の奨学金返済支援事業の実施
- 》 技術研修やビジネスマッチングイベントの開催
- 》 仕事と育児が両立できる職場環境の促進
- 》 男性の育児休業の促進
- 》 女性のL字カーブ※の実態把握及び解消促進



※「L字カーブ」：女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークとして右肩下がりになっていく現象。

目標3 柳川ブランドの推進

総合戦略

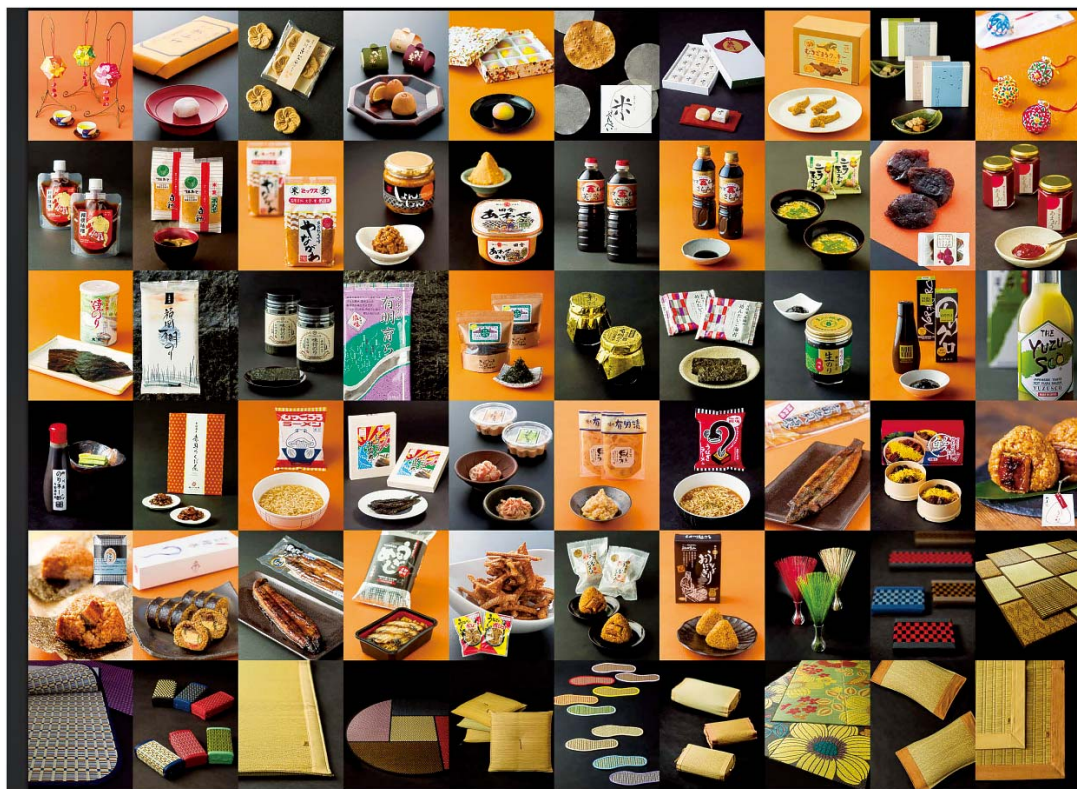
目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
柳川ブランド認定事業者数[件]	31	40	45	50	55	60
ふるさと納税返礼品の商品数[品]	750	1,000	900	800	800	800
ふるさと納税額[万円]	71,839	60,000	80,000	100,000	120,000	150,000
市内の直売所やお土産処の売上額[万円]	22,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000

主な取組

- 》柳川ブランド認定品事業の推進及び魅力ある商品づくり
- 》ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の推進
- 》直売所を含めた新たな施設の整備
- 》「柳川よかもん館」品揃えの充実

関連個別計画

- 》柳川ブランド戦略構想



5. 企業誘致・起業

現状と課題

本市の人口減少の原因として、高校卒業後の進学や就職を契機とした若者(特に女性)の転出があげられます。市内には、大きな雇用力を持つ大企業や若者(特に女性)のニーズに合った企業が少なく、雇用の受け皿が十分でない現状があります。市内の雇用の場の確保のため、プロモーションや外部から企業が進出しやすい環境整備に積極的に取り組まなければなりません。

新たな雇用創出のためには、起業支援も重要です。起業時の経済的支援や事業場所の確保支援、経営相談を強化することで、起業の成功率向上を図ります。また、地元企業の事業拡大や新規分野への展開を支援することも重要です。さらに、スタートアップ支援プログラムの実施など、幅広い層の起業マインドを醸成する取組を展開していく必要があります。



分野ビジョン

企業を呼び込み 地域で育む 活力のあるまち

基本方針

地域の雇用拡大や地域課題の解決などの相乗効果を図るため、企業に対するプロモーションや企業が進出しやすい環境整備に取り組みます。なお、企業の誘致にあたっては、地元企業と親和性の高い企業や、若者(特に女性)のニーズに合った業種の企業を中心に誘致し、雇用の場を創出していきます。

起業支援体制の強化を図るとともに、市民の起業マインドを育み、市内での起業を促すことにより、空き店舗の有効活用や地域の活性化を図ります。また、商工団体との連携により、地元企業の事業拡大や新規分野への展開を支援します。



目標1 企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
企業誘致件数【累計】【件】	3 (H28～R5)	5	7	9	11	13
企業に係る規模拡大支援件数【累計】【件】	9 (H26～R5)	10	11	12	13	14

主な取組

- 》 市長によるトップセールス※1の実施
- 》 企業誘致の適地確保
- 》 企業誘致に関するイベントなどへの出展
- 》 オフィス立地等促進支援事業による企業誘致の推進
- 》 学校跡地を活用した企業誘致の推進
- 》 企業立地等促進条例に伴う優遇措置による規模拡大の促進
- 》 本市へのサテライトオフィス進出に対する支援

目標2 起業支援強化による地域の活性化

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新規起業件数【累計】【件】	122 (H30～R5)	142	162	182	202	222
空き店舗活用件数【累計】【件】	38 (H26～R5)	41	44	47	50	53

主な取組

- 》 起業・創業セミナーの開催
- 》 新規創業支援の充実
- 》 商工団体との連携による支援体制の充実
- 》 インキュベーション施設※2設置
- 》 空き店舗情報の活用



関連個別計画

- 》 サテライトオフィス※3誘致戦略

※1 「トップセールス」：自治体においては、自治体の首長が自ら自分の地域について宣伝や売り込みを行うこと。

※2 「インキュベーション施設」：起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

※3 「サテライトオフィス」：企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

基本目標2 一人ひとりを大切にする子育てと教育のまち

1. 子育て支援

現状と課題

妊娠期から乳幼児期まで、母子の健康と子どもの健やかな成長のため、医療機関などと連携しながらライフステージに応じて切れ目のない支援が必要です。

子育て世帯のニーズが多様化・細分化しており、行政が応える公助の適用範囲の拡大について改めて検討する必要があります。また、子育て世帯の負担軽減に対し、国などの補助活用や民間委託の可能性を探り、子育てに対する不安が解消される環境づくりが求められます。

少子化の進行には様々な要因がありますが、まず、子どもたちの幸せ、子どもを取り巻く家族や地域が安心を実感できることを目指し、必要な事業を選定していくことが求められます。

核家族化の進行や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての環境も変化しています。子育て世代のニーズに応じた教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業などの充実を図ることにより、子育てをみんなで見守る環境を整備する必要があります。

少子化が進む中でも、保育ニーズは低下しておらず、多様化するニーズに応じた教育・保育サービスを提供するために、不足している保育士などの確保、教育・保育の質の向上、施設・設備の充実を進める必要があります。

子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益を図り、全ての子どもが幸せに成長できるような社会環境をつくるため、子ども自身が意見表明や社会参画をすることができる機会を確保するとともに、子どもの貧困や虐待など、要保護児童の早期発見・対応が必要です。

ひとり親やその他経済的支援を必要とする家庭など、地域で孤立しがちな子育て世帯へのサポートの拡充を効果的に行う必要があります。



母子手帳アプリ
「柳川はぐはぐ」

分野ビジョン

ともにはぐくみ支える子育てのまち

基本方針

妊娠、出産、子育て期にわたる、子どもが育つライフステージに応じた必要な支援を切れ目なく提供するとともに、子どもに関する保健・医療・福祉機関などとの連携を進めます。

子どもの医療費助成を行い、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、家庭の経済的な負担の軽減を進めます。

子育てに対する不安感を払拭し、子どもの明るい未来をイメージできるまちづくりを進めます。

こども家庭センターや地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」を子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や情報提供を行うとともに、子育て中の親子が気軽に交流できる場や多世代交流の機会を設け、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。

子育て世代の多様なニーズに応じ、教育・保育施設の質の向上・充実を図ります。また、その担い手としての保育士などの保育人材の確保・育成に努めるとともに、処遇改善を図ります。

子ども一人ひとりが個人として尊重される社会について、周知・啓発を図り、実際に子どもがまちづくりなどについて、意見表明をし、参画することができる環境づくりを進めます。また、地域社会や関係機関などの情報共有、連携により、児童虐待などの要保護児童の発生予防、早期発見と適切な対応を図ります。

子育て世帯の格差を縮小し、平等な機会によって子どもたちの未来が広がるまちづくりを進めます。



目標1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業利用件数(種別毎合計)[件]	225	240	250	260	270	280
母子手帳アプリ新規登録者数[人]	223	250	280	310	340	360
1歳半・3歳児健診の受診率[%]	100	100	100	100	100	100
妊娠期のこのゆびとまれ利用者数[人]	50	100	150	200	250	300

主な取組

- 》 不妊に悩む方への支援
- 》 妊婦・産婦への産後ケア事業の充実
- 》 母子手帳アプリの内容充実
- 》 乳幼児健診を通じた子育ての不安解消や虐待防止への意識の醸成

目標2 みんなで見守る子育て支援の推進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学童保育所の待機児童数[人]	56	20	10	0	0	0
このゆびとまれ利用者数[人]	19,021	19,200	19,400	19,600	19,800	20,000
ファミリーサポートセンター援助会員登録者数[人]	64	75	80	85	90	95

主な取組

- 》学童保育所受け入れ枠の拡大
- 》地域子育て支援拠点事業の充実
- 》ファミリーサポートセンター※の利用促進
- 》自宅から子育て相談できる仕組みの構築
- 》コミュニティセンターを活用した子育てサポートの推進

目標3 保育サービスの充実

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育士1人が受け持つ子どもの数[人]	5.6	5.2	4.9	4.7	4.6	4.5
チーム保育加算対象施設数[園]	7	11	13	15	17	19
誰でも通園制度月平均利用者数[人]	—	—	30	30	30	30

主な取組

- 》教育・保育施設の定員の適正化
- 》誰でも通園制度受入体制の整備
- 》延長保育・病後児保育の充実



※「ファミリーサポートセンター」：乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整などを行う組織。

目標4 こどもの人権の尊重

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童虐待の新規相談件数[件]	81	80	78	76	74	72
関係機関との情報共有会議の回数[回]	30	40	50	50	50	50

主な取組

- 》 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化
- 》 教育委員会・学校との情報共有会議の開催
- 》 子どもの権利の啓発、子どもの意見を取り入れる環境整備
- 》 ヤングケアラー※に関する啓発

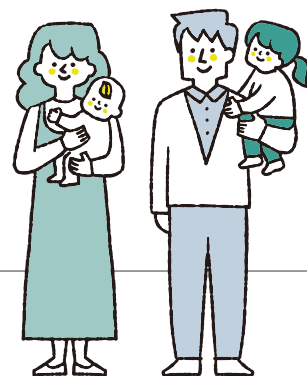
目標5 子育て世帯の経済的負担の軽減

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育てしやすいと思う市民の割合[%]	36.7	40.0	42.0	45.0	47.0	50.0
母子父子自立支援員の相談件数[人]	0	10	20	30	35	40
高等職業訓練促進給付金利用者数 [人]	7	8	9	10	11	12

主な取組

- 》 やながわ子ども・子育て応援金事業の実施
- 》 子ども医療制度による経済的負担の軽減
- 》 就学援助制度利用者への学童保育育成料の減免
- 》 ひとり親向け自立支援相談窓口の利用促進
- 》 地域子育て支援拠点を活用した就労相談の実施



関連個別計画

- 》 柳川市子ども・子育て支援事業計画

※「ヤングケアラー」:本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

2. 学校教育

現状と課題

学校教育では、個々の可能性を最大限に伸ばし、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を育成するとともに、社会の変化に対応できる力の充実が求められています。特別支援教育の分野では、支援を必要とする児童生徒が増加し、令和6(2024)年5月現在で49学級180人が在籍する状況です。障がいの早期発見と適切な支援、個別の教育支援計画の作成と関係機関との連携、教員の専門性の向上、ICT活用を含む支援体制の充実が求められています。これからは地域社会や保護者と協力しながら、児童生徒の自立支援と確かな学力の育成に取り組んでいく必要があります。

いじめや不登校の問題に対しては、「柳川市いじめ防止基本方針」に基づく未然防止と早期対応の取組を強化し、学校教育支援センターや児童生徒支援教室「わかば」との連携を通じて、児童生徒や保護者への対応を支援しています。体力面では、令和5(2023)年度の新体力テストで小中学校ともに全国平均を上回る成果が見られます。一方で、夢や目標を持つ児童生徒の割合や自己肯定感が全国平均を下回っており、自尊感情を高め、未来に希望を持てる教育の実践が求められています。

児童生徒の減少に対応し、変化の激しい時代において、子ども達が豊かに生きる力を育むため、義務教育9年間を見通した教育を目指して、本市が目指す教育像を明らかにしつつ、地域の実情や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、学校再編を進めていく必要があります。また、老朽化した学校施設については、学校施設長寿命化※1計画に基づいて更新や改修を実施するとともに、GIGAスクール構想※2に対応した新たな教育環境の整備を進める必要もあります。

地域・家庭と連携し、個に応じた家庭学習の実践、読書習慣の定着、土曜授業の実施、情報モラル教育などを推進していく必要があります。また、青少年の健全育成に向けて、地域社会との連携を強化し、環境浄化や啓発活動、体験学習などの取組を進めていくことも求められています。

分野ビジョン

豊かな人間性や志をもってたくましく 生きる子どもを育てる教育の推進

基本方針

GIGAスクール構想に伴い、ICT機器を活用した授業づくりや教育活動を充実させることで、児童生徒を取り巻く社会変化に対応できる確かな学力の育成を図ります。

次代の柳川市を担う、豊かな心を身に付け、健康な体をもったたくましい子どもの育成を図ります。

多様化する教育ニーズに対応し、学校再編や施設の更新、改修など児童生徒にとって快適でより良い教育環境の実現を目指します。

学校、家庭及び地域などと連携して、市民全体で児童生徒を育てる特色ある教育の推進を図ります。



※1 「長寿命化」：消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、改修や補修などにより施設が長持ちするようになること。

※2 「GIGAスクール構想」：多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指す構想。

目標1 確かな学力の育成と教育環境の整備・充実

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学6年生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均との比較(国語・算数)[pt]	全国平均 +8.0	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上
中学3年生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均との比較(国語・数学)[pt]	全国平均 -5.8	全国平均 以上	全国平均 以上	全国平均 以上	全国平均 以上	全国平均 以上

主な取組

- 》 ICT機器を活用した教育の充実
- 》 教職員の教育観・授業観・研修観の転換
- 》 「令和の日本型学校教育」の推進
- 》 柳川市立小中学校再編計画の推進
- 》 計画的な小中学校施設の整備と充実
- 》 給食費助成の充実
- 》 不安を抱える児童生徒や保護者への相談体制の充実



目標2 豊かな人間性と健やかな体の育成

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学5年生の体力・運動能力調査における全国との比較[pt]	全国平均 +5.5	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
中学2年生の体力・運動能力調査における全国との比較[pt]	全国平均 +2.7	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
小学6年生の学習状況調査における「夢や目標をもっている」で全国との比較[%]	85.1 (全国平均 81.5)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
中学3年生の学習状況調査における「夢や目標をもっている」で全国との比較[%]	61.8 (全国平均 66.3)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
小学6年生の学習状況調査における「自分にはよいところがある」で全国との比較[%]	81.9 (全国平均 83.5)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
中学3年生の学習状況調査における「自分にはよいところがある」で全国との比較[%]	77.3 (全国平均 80.0)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上

主な取組

- 》 特別活動、ふるさと「やながわ」学習の充実
- 》 多様性のある人々と豊かにコミュニケーションを図る教育の充実
- 》 体育、健康に関する教育の充実
- 》 人権・同和教育の充実
- 》 特別支援教育専任指導主事の派遣や支援員の効果的な配置



目標3 地域と連携した教育の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子供教室を実施した小学校数[校]	2	4	4	5	5	6
地域未来塾に参加した中学生の延べ人数[人]	105	160	170	180	190	200

主な取組

- 》 家庭・地域と連携した生活習慣などの育成
- 》 コミュニティ・スクール[※]と地域学校協働活動の推進
- 》 地域・関係機関と連携した教育活動の推進
- 》 学校運営の評価と情報公開の推進
- 》 地域で子どもを育む体制づくり
- 》 社会環境の浄化
- 》 体験学習機会の提供

関連個別計画

- 》 柳川市教育大綱
- 》 柳川市教育施策
- 》 柳川市立小中学校再編計画
- 》 柳川市学校施設等長寿命化計画
- 》 柳川市いじめ防止基本方針



※ 「コミュニティ・スクール」：学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

3. 生涯学習

現状と課題

市立図書館は、市民の読書活動の推進拠点としての役割を担っています。小中学校の学校図書室や幼稚園・保育園、学童保育と連携を図り、子どもが身近に本と出会えるような読書意欲を向上させるイベント活動、サービスの提供を積極的に取り組んでいます。利用者数・蔵書数・登録者数・貸出冊数が増加傾向にある中、今後も引き続き読書活動の推進を図っていく必要があります。

各種スポーツ大会や教室などを開催し、市民スポーツの振興と普及に取り組んでいますが、参加者が固定化されており、参加人数も減少傾向にあるため、今後はスポーツやレクリエーション活動に多くの市民が参加できるような取組が必要です。

文化芸術振興の拠点である市民文化会館「水都やながわ」を中心に、音楽や演劇、地域の伝統芸能など幅広い分野で文化芸術に触れる機会を提供しています。今後も、文化芸術分野の人材を育成するとともに、誰もが文化芸術に触れる環境づくりを進めていく必要があります。また、郷土の偉人への顕彰活動を継続して行うほか、地域の伝統文化の活動を支援しながら郷土に対する誇りや愛着を醸成していく必要があります。

少子高齢化の進行やそれらに伴う人口減による地域活動の担い手の不足、コロナ禍以降の地域活動の縮小などによる社会教育施設における利用者数の停滞など、市内の社会教育に関する環境は年々厳しさを増しています。今後は、市民ニーズを踏まえた魅力的な講座を通して学習機会を確保し、さらに地域団体などと協力しながら、自ら学び交流する場を確保することで、社会教育を推進していく必要があります。

本市には市内遺跡から発掘された遺物や、柳河藩の城下町としての歴史文化に根ざした多様な文化遺産、どろつくどんや風流などの伝統芸能が遺されています。しかし、これらの文化財の存在や価値が十分には知られていないため、特に将来市の担い手となる子どもたちへの取組が重要です。また、令和9（2027）年度に完了予定の市史編さん事業を始めとした各種事業の成果や市内の文化財などを広く市民に周知するために今後も継続的に文化財の調査・研究が行える体制を構築し、市内の関連施設での史料保存と公開について一体的な体制・施設の整備が必要です。



分野ビジョン

生涯学習を通じて豊かな創造性と郷土愛を持つことができるまち

基本方針

生涯学習を支える拠点として、図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保有し、市民の利用に供することによりその教養、調査研究、レクリエーションなどに資するよう努めます。また、地域や保育所、学校などと連携し、子どもの読書活動を推進します。

市民がスポーツに触れるきっかけをつくり、無理なく継続して取り組んで行けるような環境の充実を図ります。併せて競技スポーツの充実を図るため、スポーツ団体などへの活動支援及びレベルアップに向けた支援を行います。

柳川の地域資源を活用し、新たな文化芸術を創造し発信するとともに、次代の文化芸術を担う人材・団体を育成します。また、誰もが生涯のあらゆる時期において文化芸術に触れることができ、これまで育まれてきた柳川の歴史や文化芸術の資源を活かしながら、市民が誇りと愛着を持ち、心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

社会教育分野においてチャレンジできる機会を創出し、本市の魅力を発信するとともに、利用者のニーズに応じた魅力的な事業を企画することで、市民が必要な知識を習得し、充実した生活を送るためのきっかけづくりを進めます。また、地域の団体などと協力しながら、社会教育施設を生涯学習の拠点や交流の場などとして活用していきます。

市史編さんなどによる文化財調査の成果や所有者の意向などを踏まえ、文化財の保護を図るとともに、老朽化した文化財の保存修理事業などに対する支援を行います。また、市民が伝統と文化を尊重し、郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、本市の歴史文化を物語る文化財や伝統芸能の周知、保存展示公開施設の整備と活用を目指します。さらに、柳川の歴史・文化を継続的に調査・研究し、その成果を市民に還元するだけでなく、市外にも発信することで柳川の魅力向上につなげます。



目標1 読書活動の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の入館者数[人]	169,981	171,000	173,000	175,000	177,000	179,000
人口一人あたりの年間貸出冊数[冊]	5.39	5.48	5.57	5.67	5.77	5.88

主な取組

- 》 図書館システムによる蔵書管理
- 》 県立図書館はじめ他の公立図書館などとの連携
- 》 小中学校の学校図書室、幼稚園・保育園などとの連携
- 》 定住自立圏域内における広域連携による図書館サービスの提供

目標2 スポーツに触れる機会の充実

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
スポーツ大会・教室参加者数[人]	4,207	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700
スポーツ施設利用者数[人]	226,939	150,000	235,000	240,000	245,000	250,000

主な取組

- 》年齢に応じた生涯スポーツ機会の充実
- 》計画的な施設の整備・充実
- 》スポーツ推進計画の策定

目標3 心豊かに暮らせる文化芸術活動の推進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
文化芸術が盛んと思う市民の割合[%]	34.9	36.0	38.0	40.0	42.0	44.0
柳川市に愛着・誇りを持っている割合[%]	72.2	74.0	76.0	78.0	80.0	82.0

主な取組

- 》文化芸術に触れる機会の提供
- 》体験型ワークショップやアウトリーチ※事業の実施
- 》新たな柳川の地域文化の創造発信
- 》文化芸術や文化資源のまちづくりへの活用
- 》郷土の偉人の顕彰活動や地域の文化活動の支援

目標4 生涯学習の推進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
社会教育関連事業に満足している参加者の割合[%]	—	74.0	76.0	78.0	80.0	82.0
コミュニティ施設の利用者数[人]	155,000	160,000	165,000	170,000	175,000	180,000

主な取組

- 》やながわトライアルキャンパスの実施
- 》人材バンクの活用
- 》市民ニーズに基づく各種講座の開催など市民の学習機会の拡充
- 》公民館職員の企画力向上

※「アウトリーチ」：公的機関などが必要なサービスや情報を地域に出向いて届けること。

目標5 歴史文化に触れる機会の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内歴史文化施設の利用者数[人] (柳川古文書館、歴史民俗資料館、旧戸島家住宅)	40,118	40,500	41,500	42,000	42,500	43,000
歴史文化講座等への参加者数[人]	961	980	1,000	1,020	1,040	1,060
文書資料等の収蔵点数[点]	209,207	210,000	210,500	211,000	211,500	212,000
文書資料等データベースの公開件数[件]	88,557	89,000	90,000	91,000	92,000	93,000

主な取組

- 》 歴史文化関連講座の開催
- 》 文化財を紹介する企画展の開催
- 》 文化財保存活用地域計画の策定
- 》 伝統芸能の担い手団体の活動や文化財保存整備事業への支援
- 》 文化財の調査
- 》 収蔵史料のデータベース化



関連個別計画

- 》 柳川市教育大綱
- 》 柳川市教育施策
- 》 柳川市子ども読書活動推進計画
- 》 柳川市文化芸術推進基本計画
- 》 柳川市史編さん基本計画大綱
- 》 名勝水郷柳河保存活用計画



4. 人権・男女共同参画

現状と課題

人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあります。特に近年では、SNS※¹の急激な普及や外国人労働者の急増、インターネット上での誹謗中傷、また、LGBTQ※²への理解不足などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現する上で重要な課題です。

本市では、「柳川市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、差別のない明るく住みよいまちづくりに向けて諸施策を推進しています。また、平成29(2017)年(10年ごとに実施)に人権問題に関する市民意識調査を実施したところ、人権問題の関心を高める取組として、いかに市民の関心度を向上させるかが課題となっていることが分かりました。そのために、学習会や研修などを継続して行い、多くの人に広げていく必要があります。また、特に若年層の関心が低いことから、学校教育における人権学習も必要不可欠です。

令和6(2024)年7月現在、柳川市における外国人の人口は、住民基本台帳によると787人(人口比率：約1.3%)で、年々増加傾向にあります。それに伴い、生活の中で外国人と接する機会が増加し、市民の多文化交流への関心や国際的な感覚の醸成が期待される反面、言語の違いによるコミュニケーション不足や多文化による生活習慣の乖離などによって、相互の理解が得られない事案が発生する懸念があります。

男女共同参画社会の実現には、個人の意識づくりが必要となります。そのため、講演会などの開催や広報紙や市ホームページを活用した周知により、男女共同参画についての理解を広げ、社会制度や慣行にとらわれない個人の意識づくりを目指すことが必要です。

分野ビジョン

誰もが互いを尊重し自分らしく暮らせるまち

基本方針

様々な人権問題に対し学校・地域・職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。

市職員や教職員など、人権に関わりの深い特定職業従事者に対して、研修を重点的に実施します。

社会人権・同和教育指導員による地域などの各研修会への派遣や開催支援などを通して、市民の人権意識高揚に努めます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを尊重しながら共に安心して暮らせる社会を目指します。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、アンコンシャス・バイアス※³の是正により性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ支えあうまちづくりを進めます。



※1 「SNS」:Social Networking Serviceの略語で、インターネット上で交流ができるサービスの総称のこと。

※2 「LGBTQ」:性的マイノリティを表す総称の1つで、「レズビアン(lesbian)」「ゲイ(gay)」「バイセクシャル(Bisexual)」「トランスジェンダー(transgender)」「クィア(Queer)」の頭文字を並べたもの。

※3 「アンコンシャス・バイアス」:「無意識の思い込み」と表現され、これまでの経験や見聞きしてきたことから生み出されてきた潜在的な認識のこと。

目標1 人権・同和教育の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人権が守られていないと思う市民の割合[%]	12.0	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0
研修の参加者のうち「理解できた」と感じた人の割合[%]	—	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0

主な取組

- 》 人権意識の啓発(夏期講座、人権を考えるつどい、ヒューマンライツ、出前講座など)
- 》 柳川市人権・同和教育研究協議会の体制強化
- 》 多文化共生※に係る意識啓発活動

目標2 男女共同参画の推進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
男女平等と感じる市民の割合[%]	—	25.0	27.0	29.0	31.0	33.0
審議会等における女性登用率[%]	25.0	27.0	28.5	30.0	30.5	31.0

主な取組

- 》 講演会などでの意識啓発
- 》 アンコンシャス・バイアスの解消
- 》 相談体制の充実

関連個別計画

- 》 柳川市教育大綱
- 》 柳川市教育施策
- 》 柳川市男女共同参画計画
- 》 柳川市人権教育・啓発実施計画



※「多文化共生」：国籍や民族などが異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく概念のこと。

基本目標3 誰もがいつまでも笑顔で健やかに暮らせるまち

1. 健康・医療

現状と課題

本市の国民健康保険の被保険者数及び総医療費は減少傾向にあります。一人当たりの医療費については増加傾向となっています。特に、国民健康保険の疾病別医療費の割合は、生活習慣病関連（新生物、循環器系、内分泌系）の疾病が多く、病気の予防と早期発見に取り組むことが必要となっています。また、後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始から増加し続けており、高齢化の進行などにより、医療費はさらに増えていくと見込まれています。運営主体である「福岡県後期高齢者医療広域連合」と連携して医療費の適正化に取り組むことが必要です。

本市の医療機関は、病院が6施設、一般診療所が60施設あります（令和4年度県保健統計年報）。日祝日及び年末年始においても、安心して必要な医療を受けることができるように、柳川山門医師会と連携を図り、在宅当番医制をとり体制を確保しています。また、二次救急医療の確保を図るため、休日及び平日夜間において、初期救急医療施設から転送患者を受け入れる機能を有する、柳川山門医師会及び大川・三潴医師会の医療機関で輪番制により確保しています。さらに、小児救急においては、久留米広域小児救急センターを運営する久留米広域市町村圏事務組合と協定を結んで診療体制を確保しています。今後も、診療体制が維持できるように引き続き関係機関へ支援をしていく必要があります。また、マイナンバーカードの健康保険証（以下「マイナ保険証」という。）としての登録率は、国民健康保険、後期高齢者医療とも6割程度（それぞれ令和6（2024）年12月現在）ですが、利用率については、ともに3割未満と低い水準であり、周知が必要です。

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、医療体制や市民生活及び経済に大きな影響を及ぼしました。今後、新たな感染症発生時には、正確な情報を発信するとともに、保健所や医師会などの関係機関と連携し、適切な対応がとれるように備える必要があります。

分野ビジョン

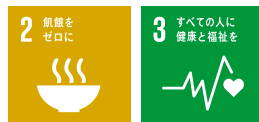
心身ともに元気で長生きできるまちづくり

基本方針

心身ともに健康に過ごすことができるよう、特定健康診査・特定保健指導を中心とした生活習慣病予防対策に取り組むとともに、健康寿命※の延伸を図ります。

最新の医療情報に基づいた適切な医療を受けられるよう、マイナ保険証の利用を促進するとともに、医師会など関係機関と連携を図り体制を確保します。

新たな感染症発生時には、国や県が実施する対策と連携して感染拡大予防に取り組むとともに、市民へ適時適切な情報を発信します。



※「健康寿命」：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間。平均寿命から寝たきりや認知症などの介護状態の期間を差し引いた期間。

目標1 健康づくりの推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率[%]	38.4	45.0	50.0	55.0	60.0	60.0
後期高齢者健康診査受診率[%]	18.6	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0
特定保健指導実施率[%]	48.2	51.0	54.0	56.0	58.0	60.0

主な取組

- 》健康教室などの充実
- 》健診未受診者への受診勧奨
- 》訪問や来庁など対象者に合わせた特定保健指導の実施
- 》健康まつりの開催
- 》新たな感染症の発生を想定した対策
- 》医療機関との連携

目標2 マイナ保険証の利用促進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
マイナ保険証利用率(国民健康保険)[%]	6.3	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
マイナ保険証利用率(後期高齢者医療)[%]	2.8	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0

主な取組

- 》あらゆる機会を通じた利用勧奨
- 》医療機関との連携



関連個別計画

- 》柳川市データヘルス※計画及び柳川市特定健診等実施計画
- 》福岡県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画
- 》柳川市新型インフルエンザ等対策行動計画

※「データヘルス」:デジタル化された健康データ分析し、健康保険加入者に応じた効果的、効率的な予防・健康づくりを行う事業。

2. 地域福祉

現状と課題

近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行など地域社会を取り巻く環境の変化により、家族や地域のつながりが薄れてきています。このような中、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、ひきこもり、自殺、虐待など)に伴い、地域住民の様々な福祉ニーズを把握するとともに、支援を必要とする人への情報提供や、アウトリーチを含めた相談支援、身近な相談窓口の充実などに取り組むことが必要です。

高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯をはじめとして、精神障がいや知的障がいなどハンディキャップを持った人の増加に伴い、年々見守りが必要な人は増加しています。地域の見守り役として民生委員児童委員の活動に期待が寄せられていますが、全国的に担い手が不足している状況です。住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすために、誰もが地域のことや近所・周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる体制づくりが必要です。日頃の見守りや災害時の避難支援などにおいては、必要な人の情報を地域で共有し、見守り・助けあい活動を支援する取組が求められます。また、再犯防止の推進や成年後見制度の利用促進にも取り組むとともに、地域における様々な不安を解消する体制を整備することが必要です。

今後も見守りが必要な人が増加していくことを考えると、地域福祉の維持・充実のためには、世代や役職にとらわれず、地域の誰もが生きがいを持って地域で活躍することが求められます。地域の中で共に助けあう意識づくりや、支えあいの活動を担う人づくりを支援します。また、異なる立場の相手を理解し、尊重しあうことができるよう、福祉教育の充実を図り、ボランティアやNPO※による活動の支援やそれに関わる人材の確保・育成を図ることが必要です。

失業や離婚、心身の状態、家族関係など様々な理由により生活に困窮する世帯があります。複数の困窮要因を抱え、状況の改善が容易ではないことも多いため、相談体制を充実させ、それぞれの世帯のニーズに応じた支援の実施に取り組む必要があります。

分野ビジョン

笑顔でつながる福祉のまち

基本方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、情報提供及び相談支援体制の強化を図ります。

地域住民の支えあいを基本に、見守り体制の強化と必要な情報の共有を進め、民生委員児童委員の活動支援と合わせて、誰もが安心して暮らせるような支援体制を構築します。

福祉教育の充実とボランティア活動での子育て支援、世代を超えた地域住民の交流、誰もが活躍できる共助の地域づくりを推進します。

経済的困窮、社会的孤立などの課題を抱える市民に対し、生活への不安を解消し安心して生活ができるよう支援を行います。



※「NPO」: Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。

目標1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域包括支援センターの相談数[件]	2,611	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900
障がい福祉相談室「きらり」の相談数[件]	3,279	3,280	3,285	3,290	3,295	3,300
ひきこもり相談数[件]	2	3	3	4	4	4
成年後見に関する相談数[件] (本人・親族申立て支援+市長申立て相談)	10	15	24	26	28	30

主な取組

- 》 地域や医療機関及び相談支援機関との連携
- 》 支援を必要とする人やその家族が相談しやすい体制の充実
- 》 相談支援事業所の人員体制の強化と人材の確保・育成
- 》 虐待防止対策等権利擁護の普及啓発と相談窓口の周知
- 》 成年後見中核機関を中心とした成年後見支援

目標2 支えあう地域福祉の推進 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども食堂・地域食堂の数[箇所]	7	9	11	13	15	17
民生委員児童委員の充足率[%]	98.8	99.4	99.4	99.4	100.0	100.0
緊急連絡先登録者の割合[%] (75歳以上のみ世帯)	-	50.0	54.0	56.0	58.0	60.0

主な取組

- 》 社会福祉協議会、行政区長会などとの連携強化
- 》 子ども食堂・地域食堂支援の拡充
- 》 民生委員児童委員が活動しやすい環境の整備
- 》 見守り支援の充実
- 》 買い物支援の充実

目標3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域でのボランティア参加割合[%]	19.5	19.8	20.0	20.0	20.5	21.0
ゲートキーパー研修(職員)【累計】[人]	-	100	200	300	400	450
ゲートキーパー研修(市民向け)【累計】[人]	-	25	50	75	100	125
認知症サポーター養成講座受講者数【累計】[人]	9,861 (H24～R5)	10,400	10,700	10,800	10,900	11,000

主な取組

- 》生活支援事業の充実
- 》ゲートキーパー※1人材の養成
- 》認知症サポーター※2の養成
- 》認知症キャラバンメイト※3の育成
- 》新しい認知症観※4の普及啓発



- ※1 「ゲートキーパー」：自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
- ※2 「認知症サポーター」：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
- ※3 「認知症キャラバンメイト」：認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。講師開催をきっかけに住民からの相談や関係機関との連携を通じ、地域のリーダー役となることが期待されている。
- ※4 「新しい認知症観」：認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

目標4 生活困窮者などへの支援

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活困窮者自立相談支援事業による支援を受け、自立に向けての改善が見られた人の割合[%]	96.6	97.0	97.2	97.4	97.6	97.8
生活困窮者自立相談支援事業で就労支援対象者とした人のうち就労開始または増収した人の割合[%]	38.5	40.0	40.0	45.0	45.0	45.0
生活保護受給者で就労可能な人のうち就労している人の割合[%]	44.6	50.0	50.0	55.0	55.0	60.0

- 主な取組**
- 》 世帯の状況に応じた福祉サービス利用支援などの実施
 - 》 ハローワークなどと連携した就労支援

関連個別計画

- 》 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 》 柳川市高齢者保健福祉計画
- 》 柳川市障がい福祉計画・柳川市障がい児福祉計画
- 》 柳川市自殺対策計画
- 》 柳川市子ども・子育て支援事業計画



3. 高齢者福祉

現状と課題

高齢者自身が支援を必要とする状況にあっても、身寄りがいない場合や、親族が遠方または高齢であるなどの理由で支援が受けにくくなるケースが増えています。個々のニーズに応じた支援を行うためには、困りごとに早期に気づき、行政や介護事業所だけでなく企業などとの連携も求められます。また、加齢による身体能力の低下だけでなく、認知症や精神疾患に関する相談も増えるなど介護保険※¹だけでは対応できないケースも多く相談機関の連携が必要となっています。

令和2(2020)年において高齢者の一人暮らし世帯は2,995世帯(22.2%)、高齢者夫婦のみ世帯は、3,304世帯(24.5%)と併せて高齢者のいる世帯の半数近く(46.7%)を占めています。介護予防教室、地域サロン※²などの地域住民が寄りあう場の維持または拡充により、孤立化を防ぐとともに、機能低下などの変化や緊急事態に気づく、気かけあう地域づくりが必要です。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6(2024)年1月に施行されました。認知症に対する誤解や偏見の解消と、新しい認知症観の浸透と実働に努める必要があります。また、高齢者が心身ともに健康に過ごすことができるよう、介護予防教室を開催しています。しかし、参加者が固定しているとともに参加できる数も限られており、高齢者比率が高まる中でより多くの人に介護予防を意識するよう介護予防の指導者となる介護予防サポーターの育成を通して住民主体の介護予防に広げるなどの工夫が必要です。

分野ビジョン

住み慣れた地域で心豊かに暮らせる思いやりのまち

基本方針

個々のニーズに応じた支援体制を確立し、行政、介護事業所、企業などの多様な主体が連携して、高齢者の複合的な課題に含めて対応できる地域包括ケアシステム※³の充実を図ります。

介護予防教室や地域サロンなどの交流の場を充実させ、高齢者の社会参加を促進することで、住民同士が皆見守り支えあい、孤独のない地域づくりを推進します。

新しい認知症観の普及啓発を図るとともに、介護予防サポーターを育成し、住民主体の介護予防活動を広げ、誰もが希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指します。



※¹ 「介護保険」：市区町村が保険者となって運営し、国・県・医療保険者・年金保険者などが共同して運用を支える。40歳以上になると加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となった際にはサービスを利用することができる。

※² 「地域サロン」：地域住民が気軽に集まることができ、仲間づくりや健康保持などを目的に実施される活動。

※³ 「地域包括ケアシステム」：高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制。

目標1 地域包括ケアシステムの深化

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
多職種連携で対応した処遇困難事例数[件]	15	20	20	25	25	30

- 主な取組**
- 》 人員体制の強化と介護人材の確保・育成
 - 》 在宅福祉サービスの充実
 - 》 在宅医療・介護連携の推進
 - 》 高齢者の居住安定
 - 》 医療・介護情報の一元管理

目標2 気にかかけあう地域づくり支援

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護予防ボランティア活動実働者数[人]	39	50	60	70	75	80
地域デイサービス、地域サロン、認知症カフェ、 そのほか広く参加を呼び掛けることができる 寄り合いの場の数[箇所]	25	25	30	40	40	45

- 主な取組**
- 》 高齢者の就労やボランティアなど多様な社会参加の推進
 - 》 気軽に寄り合える場の拡充

目標3 共生社会の実現に向けた認知症施策と介護予防

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認知症地域支援推進員による認知症本人や その家族のニーズにあった具体的な支援[回]	-	2	4	6	8	10
介護予防サポーター(養成講座受講生)実働者[人]	24	31	35	40	40	40

- 主な取組**
- 》 認知症本人や家族の交流の場の開催
 - 》 認知症本人の社会参加の場の確保
 - 》 新しい認知症観の普及啓発
 - 》 介護予防事業の推進

関連個別計画

- 》 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 》 柳川市高齢者保健福祉計画
- 》 福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画



4. 障がい者福祉

現状と課題

令和6(2024)年3月末現在の障害者手帳所持者は4,472人で、総人口の7.2%を占めています。平成26(2014)年から令和6(2024)年までの10年間で、障害者手帳の所持者総数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は、この10年間で6割以上増加しています。障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分自身の生き方を主体的に選択・決定し、必要な援助を受けながら自立した生活を送ることができる社会の実現に向けた取組が必要です。

障がいのある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らせるように、障がいの有無に関わらず全ての方にやさしいまちを築くことが大切です。まずは、障がいのある人が気軽にまちに出ることがノーマライゼーション[※]の第一歩です。そして、市民一人ひとりが共に尊重しあい、支えあう気持ちを促進していく必要があります。

障がいのある人が、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、利用者の権利擁護などの充実に努めることが大切です。各種の福祉サービスについても、その内容や効率性とのバランスを考慮しつつ、いきいきと暮らせるようにやさしいまちを築き、情報・意思疎通支援の充実も図り、障がいのある人にとって利用しやすい場所で提供できるように取り組む必要があります。

分野ビジョン

障がいのある人もない人も共に支えあうまち

基本方針

障がい者の多様なニーズに応じた支援体制を構築し、地域社会で自立し、主体的に生活を選択できる共生社会の実現を目指します。

障がいの有無に関わらず、全ての市民が互いを理解し、尊重しあえる共生社会を目指します。ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して外出でき、地域社会に参加できる、やさしいまちづくりを推進します。

障がいのある人の自己選択・自己決定を支えるため、情報提供や相談体制の充実を図ります。また、権利擁護の仕組みを強化し、効率的で利用しやすい福祉サービスの提供を通じて、全ての人が安心して暮らせる環境を整備します。



※「ノーマライゼーション」：障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のこと。

目標1 自立支援体制の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉サービス計画相談支援利用者数[人]	640	650	655	660	665	670

- 主な取組
- 》 基幹相談支援センター・相談支援事業所の連絡会議の開催
 - 》 相談支援体制の充実

目標2 ノーマライゼーション社会の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中活動サービス利用者数[人]	3,804	3,852	3,864	4,116	4,128	4,140
施設入所者のうち、地域社会への移行者数[人]	2	3	4	5	6	7

- 主な取組
- 》 相談支援体制の充実
 - 》 福祉サービス事業所と計画相談支援事業所の情報共有
 - 》 グループホーム※の体験利用促進
 - 》 地域で安心して暮らすために共に支え、支えられる体制づくり

目標3 情報・意思疎通支援の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員登録者数[人]	19	25	27	27	30	30
手話奉仕員派遣数[回]	96	100	100	120	120	125

- 主な取組
- 》 柳川手話の会・柳川市聴覚障害者協会との連携
 - 》 手話奉仕員養成講座の講師人材育成
 - 》 ボランティア活動のできる体制の充実

関連個別計画

- 》 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 》 柳川市高齢者保健福祉計画
- 》 柳川市障がい福祉計画・柳川市障がい児福祉計画
- 》 柳川市自殺対策計画
- 》 柳川市障がい者福祉計画

※「グループホーム」：認知症の診断を受けた高齢者や障がい者が、少人数で共同生活を行う施設。

基本目標4 独特な景観と機能的な住環境が共存するまち

1. 土地利用

現状と課題

限られた資源である土地は、現在から将来にわたって市民生活や生産などの活動の基盤になるものです。人口減少や少子高齢化の進展、激甚化する自然災害に対応できる土地利用を行っていく必要があります。特に本市では、農地の保全、都市計画、所有者不明土地への対応及び雇用の創出を目的とした企業誘致のための用地の確保など社会情勢の変化や地域特性を活かした利用の転換や新たな方針などが求められています。

本市は、全体が都市計画区域であり、その約1割(759ha)が用途地域に指定されています。人口は用途地域内に35%、外に65%が分布しており、市内全域に広がっています。市域面積の3.8%を占める市街地には総人口の14.5%が居住していますが、昭和55(1980)年以降人口減少が続き、市街地の空洞化が進行しています。さらに市街地外でも人口減少が進み、土地利用の拡散が予想されるため、都市計画マスタープランの見直しを通じて、効果的な土地利用の規制・誘導を図る必要があります。また、将来的な人口減少を見据え、高齢者や子育て世代が安心して快適に暮らせるよう、中心部や各地域の拠点への人口集約を促進する効率的な土地利用が求められています。この実現のため、居住、医療、福祉、商業、公共交通などの都市機能を集約する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」の考え方を取り入れ、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

西鉄柳川駅周辺は、土地区画整理事業が完了し、事業地内に大型商業施設やマンション、ホテルなどが建設され、良好な都市基盤の整備が図られています。しかし、駅周辺の一部では未利用地もあり、有効な土地活用の推進が求められています。

農業振興地域は、用途地域外の大部分を占めています。昭和40(1965)年代から進められてきた農業基盤整備は、令和5(2023)年度までに約2,930haが整備され、省力化などができる優良な農地となっています。そのため、優良農地の保全を前提として、都市計画との整合性を図りつつ、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、やむを得ない事案に対して、農振除外・編入や用途区分変更をしていく必要があります。

国土調査は、土地の地番・地目・境界の調査や所有者確認、測量を通じて地籍を明確化する基礎的な土地調査です。本市では昭和53(1978)年度から事業を開始し、現在市全体の86%が完了していますが、土地行政の効率化のため早期完了が求められています。現在進行中の大和地域の調査は令和11(2029)年度までに完了し、令和12(2030)年度には登記完了を目指しています。

※「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」：人口減少や高齢化が進む地方都市において、都市機能の誘導と公共交通の再編を図るまちづくりの方針。

分野ビジョン

地域の特性を活かした効率的・効果的な土地利用

基本方針

土地利用にあたっては、自然環境との調和や多面的な公益機能に配慮しつつ、長期的視点に立ち総合的で計画的な利用に努めます。

将来の人口規模を見据えつつ、市の拠点として「ふさわしい規模・広がり」や、そのエリアを維持していくため都市計画マスタープランを見直し、新たな拠点・ゾーン・軸を位置付けて「コンパクトな都市づくり」を実現していきます。加えて、拠点間や人と生活関連サービスとを公共交通などで結ぶことで、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現を図ります。

西鉄柳川駅周辺の土地利用のあり方を見直すとともに、居住環境などの整備促進に取り組みます。

優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用を進めます。

総合的、計画的な土地利用の基礎的で重要な資料である国土調査事業を積極的に推進していきます。



目標1 効率的・効果的な土地利用の推進

総合戦略

目標指標	基準値		目標値			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
将来も柳川市に住みたいと思う市民の割合[%]	72.0	73.0	74.0	76.0	78.0	80.0

主な取組

- 》都市機能の集約・誘導、公共交通ネットワークとの連携
- 》安全で生活利便性の高い区域への居住誘導
- 》農業振興地域の整備に関する法律などに基づいた農振除外・編入や用途区分変更
- 》所有者不明土地への対応

目標2 国土調査事業の推進

目標指標	基準値		目標値			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国土調査事業完了地区(対象10.99km ²)[%]	0	31.1	37.5	49.8	63.5	100.0

主な取組

- 》効率的な推進体制の構築

関連個別計画

- 》柳川市都市計画マスタープラン
- 》柳川市立地適正化計画
- 》柳川市地域公共交通計画
- 》柳川市農業振興地域整備計画



2. 道路・交通

一般県道、都市計画道路は高規格道路(有明海沿岸道路)や広域幹線道路(国道や主要地方道など)に有機的に接続し、市民の交流を促進する幹線道路です。広域的な交通需要が増加傾向にあることから、渋滞を緩和し、安全・快適で円滑な道路空間を形成するため、有明海沿岸道路は付加車線の早期整備が求められています。また、国道208号、主要地方道久留米柳川線では道路の拡幅・改良や歩道整備などの機能強化を計画的に促進する必要があり、国道443号、主要地方道大牟田川副線については、4車線化やバイパスの整備の促進が求められています。

本市の都市計画道路の未着手区間を含めた整備率は令和5(2023)年度末で82.6%となっており、未整備区間の早期の整備が求められています。

身近な生活道路である市道は、事故や渋滞の要因となる箇所や狭隘^{きょうあい}な箇所の改良などを進めながら、安全・安心かつ円滑に通行できるよう整備する必要があります。また、激甚化、頻発化する豪雨や地震などの自然災害に負けない災害に強い道路を整備する必要があります。

災害時における迅速な救援活動や迅速かつ安全に物資や人員を輸送するための重要なインフラである緊急輸送道路について様々な対策を講じ、安全で安心な道路ネットワークの構築が必要です。

市内の道路や橋梁などの道路施設においては老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれること、また、住民ニーズの多様化や多数の要望に対し、対応が追いついていないのが現状であることから、効率的かつ持続可能な道路維持管理を行い良好なインフラを次世代に継承する必要があります。

広域拠点である西鉄柳川駅周辺や、観光拠点である沖端地区は本市の中心市街地であり、安全性と快適性を確保できるような歩行環境の改善を図る必要があります。

市内においても移動手段が多様化していて、交通事故のリスクが高まる可能性があります。特に、自転車や電動キックボードは歩行者との接触事故が懸念されており、交通事故の防止や円滑化を図るために、歩道や自転車道の道路環境の整備が不可欠となっています。

市内小中学校の再編に伴い、通学環境が大きく変化します。新たに設定される通学路は、安全性や利便性を考慮する必要があります。特に、子どもたちが安全に通学できるようにするためには、通学路を整備する必要があります。

本市では、民間の公共交通として西鉄天神大牟田線が南北に、東西方向には西鉄バスの佐賀柳川線と沖新線、堀川バスの瀬高柳川線が運行しています。また複数のタクシー会社が市民の足として運行しています。しかし、近年では、利用者の減少や運転手不足による公共交通の維持が困難になってきている状況にあります。今後は利用促進を図るとともに、これらの公共交通の維持が必要となっています。

鉄道と路線バスが走っていない公共交通空白地域の解消及び市民の移動支援を目的として全10系統のコミュニティバスを運行していますが、市内を網羅的に運行する路線形態となっているため、一日あたりの運行本数の少なさや、一便あたりの所要時間が長いといった課題があります。今後は都市計画との整合性を図りながら効率的な交通体系の見直しを行っていく必要があります。

分野ビジョン

暮らしを支える道路ネットワークの構築と持続可能な公共交通体系の実現

基本方針

市町村を連携する高規格道路を主軸として広域幹線道路の整備を促進します。また、市内で地域を結ぶ地域間幹線道路(一般県道、市街地外環状道路)や都市計画道路の整備を進め、幹線道路ネットワークを強化して地域間交流を促し、経済活動の活性化を図ります。

市民が安全・安心に利用でき、災害に強い道路の整備を進めるため、効果的な排水対策や道路の高上げを行うとともに、道路の機能維持のために適切な維持・管理を図ります。

福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画に指定された緊急輸送道路について、無電柱化などの機能強化を図り、また、道路法による占用の制限や定期的な点検、保守管理を行います。

橋梁などの道路施設においては、計画的な維持管理を行うため、施設別に台帳を整備します。併せて、メンテナンスについては、効率的かつ持続可能な維持管理へ転換する方法を検討します。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域として、広域拠点であり本市の玄関口である西鉄柳川駅周辺地区と観光拠点である沖端地区を設定しており、車中心から人(歩行者)中心への転換を目指して、歩行空間の拡大のための整備を行います。

道路環境(ユニバーサルデザイン※1、未改良区間の道路や交差点の整備、周辺の景観への配慮、来訪者にとって分かりやすい案内・誘導サインの整備)の向上を図ります。

移動手段の多様化に伴い、歩行者や自転車利用者が安全に移動できるように、自転車通行帯を整備することで、環境負荷の軽減にも寄与し、持続可能な交通体系の構築を図ります。

通学路の整備にあたっては、地域住民や保護者の意見をしっかりと反映させることが重要です。地域の特性や交通状況を考慮しながら、通学路の選定や改善策を検討し、歩道の設置など交通安全対策を講じることで、子どもたちが安全に通学できる環境を整えます。

持続可能な公共交通体系の実現のため西鉄天神大牟田線、路線バス、タクシーの利用促進を図ることで、公共交通の維持を図ります。

コミュニティバスを含め、新たな地域交通のり・デザイン※2を進め、市民が気軽に公共交通を利用できる環境づくりを目指します。



※1 「ユニバーサルデザイン」：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※2 「地域交通のり・デザイン」：地域公共交通における官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ、地産地消などの「交通GX」を柱とした取組。

目標1 計画的な道路整備

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内の道路を快適に通行できると思う市民の割合 [%]	48.0	49.0	51.0	52.0	54.0	55.0
市道の舗装率 [%]	85.4	86.0	86.3	86.6	86.9	87.2
市道の改良率 [%]	64.8	65.0	65.1	65.2	65.3	65.4
橋梁の健全性Ⅲ及びⅣ(危険)の箇所数[橋]	33	21	15	9	3	0

主な取組

- 》市道における舗装・改良工事、維持管理の推進
- 》橋梁における長寿命化修繕の推進
- 》高規格道路や広域幹線道路における早期整備・供用に向けた国・県との連携
- 》まちなかウォーカブル事業※「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けた取組の推進



※「まちなかウォーカブル事業」：車中心から人中心への空間への転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者が取り組む、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。

目標2 公共交通の利用促進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公共交通を利用した人の割合[%]	31.5	33.0	34.0	35.0	36.0	37.0
市が運行するバスの年間利用者数[人]	21,728	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000
市内路線バス(赤字路線)の年間利用者数[人]	191,418	195,000	200,000	205,000	210,000	215,000

主な取組

- 》公共交通の利用促進(広報、イベントの開催など)
- 》公共交通の利便性向上(ルートの再編、運行ダイヤの見直しなど)
- 》MaaS^{*1}やオンデマンド交通^{*2}などの新たな交通体系の導入

関連個別計画

- 》柳川市都市計画マスタープラン
- 》柳川市橋梁長寿命化修繕計画
- 》柳川市地域公共交通計画



※1 「MaaS」:Mobility as a Serviceの略称で、複数の公共機関を最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービス。

※2 「オンデマンド交通」:路線バスのような定時定路型の交通とは異なり、運行ダイヤや発着地を自由に組合せる予約型の公共交通。

3. 景観

現状と課題

本市には、掘割が縦横に巡る景観や豊かな田園が広がる景観、有明海を望む干拓地の景観など、将来の世代に引き継いでいくべき、かけがえのない財産があります。また、平成27(2015)年に近代日本を代表する詩人北原白秋の作品の源泉となった水景について、風致景観が優秀であることから、「水郷柳河^{すいせうやながわ}」として国の名勝に指定されました。これら先人から受け継いだ魅力ある景観を今後も市民とともに守り、整え、生かし、育んでいく必要があります。

城堀周辺や旧城下町、西鉄柳川駅周辺のエリアは、市全体のイメージアップにつながる景観重要地区として選定しています。また、平成24(2012)年に「柳川市景観計画」「柳川市景観条例」を定めて各地域の景観形成に取り組んでおり、景観計画で定めた景観形成基準に基づき、建築物や工作物、屋外広告物の適正な指導を実施する必要があります。また、景観づくりを推進するにあたっては、市民や事業者と連携・協働し取り組むことが求められます。

本市では、今後さらに地域景観の質の向上を目指すために、昼間だけでなく夜間の景観についても積極的な取組が求められます。人が過ごす時間の半分は夜間であり、特に昼間人口よりも夜間人口が多い本市では、市民が地域で過ごす時間をより豊かにするために夜間景観の質の向上が重要な課題となっています。また、現在日帰り客中心の柳川観光において、滞在時間の延長、宿泊客数の増加による経済効果の拡大を実現するためにも、モデル的なエリアとして国の名勝に指定された「水郷柳河」の夜間の魅力ある資源を充実させていくことが大切です。

分野ビジョン

水郷柳川の良好な景観の形成と保全

基本方針

先人から受け継いだ掘割や田園、有明海干拓地などの景観を、市民と協働で保全・活用し、国指定名勝「水郷柳河^{すいせうやながわ}」に代表される本市固有の風致景観の価値を次世代へ継承します。

景観重要地区を中心に、景観計画に基づく適切な規制・誘導を行いながら、市民や事業者との協働により良好な都市景観の形成を推進します。

夜間景観の充実により、市民の生活の質向上と観光客の滞在時間延長を目指します。



目標1 美しい景観の形成

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
良好な景観だと感じる市民の割合[%]	-	50.0	52.0	53.0	54.0	55.0

主な取組

- 》景観形成、保全に向けた啓発活動の推進
- 》国指定名勝「水郷柳河」^{すいきょうやながわ}の保存・活用
- 》道守清掃活動の実施
- 》違反簡易広告物の除却
- 》夜間景観の充実

関連個別計画

- 》柳川市景観計画
- 》「名勝水郷柳河」^{すいきょうやながわ}主要川下りコース沿いにおける夜間景観基本計画



4. 掘割

現状と課題

本市は、930kmに及ぶ掘割が市内を縦横に巡る水郷景観を持つまちです。掘割は、農業用水や防火用水としても利用され、また、川下りに代表される掘割は本市のイメージを形作るものとなっています。その掘割は矢部川の水に依存しており、矢部川の水量に大きく影響されます。そのため流域の関係機関・団体と連携し、流水経路の河川改修や、防災事業の整備促進を図り、十分な水を取り入れていくことが課題です。

掘割機能の維持のため、適正な樋門※1管理、定期的な浚渫※2や護岸整備が必要です。護岸整備においては、掘割が本来持つ地下水涵養機能などを維持することや動植物の生態系に影響を及ぼさないよう、可能な限り自然と共生できる工法での整備が必要です。また、安定的な水量を確保するため、適正な樋門管理や定期的な浚渫が必要ですが、浚渫土砂の有効活用は恒久的な課題となっています。

本市では、掘割を守り育てる条例を制定し、掘割への愛護精神を高めるとともに、5月第4週の日曜日を掘割の日と定め、地域で清掃活動を実施しています。また、本市を訪れる観光客へのおもてなしの気持ちを表すため、夏の早朝一斉清掃の実施や11月に行われる「白秋祭水上パレード」前の道守活動、さらには柳川市クリーン連合会での一斉清掃やリバークリーン活動など、積極的な清掃活動が行われています。今後も掘割を大切にすることを育み、掘割を守り育てるため市民とともに行う清掃活動の継続が求められます。

分野ビジョン

市民で守り育て自然と共生できる掘割を生かしたまちづくり

基本方針

安定的な水量の確保のため、矢部川流域の関係機関・団体との連携を強化し、河川改修事業などの整備促進を図ります。

計画的な整備や維持管理を行うことで、景観や自然環境を保全し、掘割をより良好な状態で次世代に引き継いでいきます。

「できる人が、できることを、普段から、当たり前のようにできるまち柳川」を目標に、「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」や道守活動など、市民主体の清掃活動や環境教育を通じて、市民が地域を愛護し、ふるさとを大切にすることを育む取組を進めます。



※1 「樋門」：川や水路の堤防の中でコンクリートの水路を通した場合のゲート。

※2 「浚渫」：河川や港湾などで水底の土砂などを掘り上げる土木工事のこと。

目標1 水量の確保

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新町水位の平均値[m]	1.86	1.80以上	1.80以上	1.80以上	1.80以上	1.80以上

- 主な取組
- 》関係機関との連携による取水の確保
 - 》水路委員などと連携した樋管・水門の管理強化

目標2 良好な掘割の形成と保全

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
水辺の景観や掘割が保全されていると感じる市民の割合[%]	46.4	50.0	52.0	53.0	54.0	55.0

- 主な取組
- 》定期的な護岸整備
 - 》計画的な浚渫工事
 - 》浚渫土砂の有効活用

目標3 掘割を守り育てる心の醸成

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
環境教育などへの参加者数【累計】[人]	15 (R5)	60	80	100	120	140
環境教育の一環としてのポスター・作文の応募者数【累計】[人]	232 (R5)	720	960	1,200	1,440	1,680
清掃活動など愛護活動への参加者数【累計】[人]	5,720 (R5)	18,000	24,000	30,000	36,000	42,000

- 主な取組
- 》様々な世代が水と親しむ機会の提供
 - 》環境副読本や伝承・物語本の見直し
 - 》環境教育の一環としてポスター・作文の募集
 - 》掘割清掃活動の継続、各種環境活動への支援
 - 》柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦の推進

関連個別計画

- 》柳川市掘割を守り育てる行動計画

5. 公園・緑地

現状と課題

本市には、2,000㎡以上の公園が13箇所あり、住まいに身近な憩いの場や遊具のある子どもの遊び場として、公園設備の充実を目指し、大型遊具やトイレ改修などの整備を行っています。また、令和5(2023)年に子育て支援の一環として「柳川むつごろうランド」に大型複合遊具を設置し、令和6(2024)年度に「柳城児童公園」に障がいの有無にかかわらず遊べるインクルーシブ遊具※¹の設置を行いました。今後も、市民にとって利用しやすい公園となるよう、さらなる充実を図っていく必要があります。

本市には数多くの公園があり、市が管理している公園と、地元で管理を委ねている公園があります。現在、市の限られた財源で、市内全ての公園・緑地の維持管理を行っていくことは難しい状況です。快適に安全・安心して利用できる公園を維持していくため、今後は、市民との協働によって公園・緑地を守っていく管理体制を築く必要があります。

柳川市緑づくり推進協議会は、毎年緑の募金活動を実施し、緑の募金に取り組んだ行政区の他、公民館、小中学校などから要望を募り、植樹・緑化事業を行っています。また、同協議会は、毎年10月に、市民有志と八女市矢部村にある「柳川市民の森」※²の下草刈りや植樹を実施しています。今後も引き続き市民と協働して緑化活動を推進していく必要があります。

分野ビジョン

市民が豊かに過ごせる公園と潤いのある緑環境づくり

基本方針

市民の憩いの場としての公園・緑地の設備及び遊具について、利用者の利用状況やニーズに合った整備を行います。

市民との協働によって公園・緑地を守っていく管理体制を築いていきます。

緑の募金事業を活用した緑化活動の推進、水源林や水環境の保全などに寄与していきます。



※¹ 「インクルーシブ遊具」：体の障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に遊ぶことができる遊具。

※² 平成17年10月3日に矢部村(現八女市)と柳川市で、矢部川の上流と下流の交流を目的とした「水のふるさと協定」が締結されたことに伴って整備された。

目標1 公園の適切な整備と維持管理

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公園の遊具機能健全度[%]	44.0	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
公園の施設機能健全度[%]	66.2	70.0	74.0	78.0	82.0	86.0

主な取組

- 》公園遊具施設の整備・点検
- 》公園の巡視
- 》市民との協働による公園・緑地維持管理体制の構築

目標2 緑地保全と植樹・緑化事業の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
植樹や花苗の本数【累計】[本]	22,592 (R5)	66,000	88,000	100,000	122,000	144,000

主な取組

- 》柳川市緑づくり推進協議会による植樹・緑化事業の推進
- 》「柳川市民の森」下草刈りの実施



関連個別計画

- 》柳川市公園遊具等改善計画

6. 住宅・住環境

現状と課題

市営住宅は健康で文化的な生活が営めるよう建設されたもので、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。本市の市営住宅は、14団地、587戸整備していますが、その内約20%の4団地118戸が耐用年数を超えており、公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理及び建替えなどの計画的な取組が必要です。また、少子高齢化の進展により、子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに対応した整備を進めることも求められています。



昭和56(1981)年5月31日以前に工事着手した住宅は、旧耐震基準により建築されているため、耐震性に劣る場合があります。地震による住宅の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、耐震化が求められています。また、適切に管理されていない老朽危険家屋やブロック塀の除却を進め、安全な住環境の確保と良好な景観の維持、通行人の安全確保に取り組む必要があります。

空き家は、人口減少に伴い増加し続けており、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、本市においても周辺に影響を及ぼす空き家が増えています。今後の空き家の増加を抑制するための未然の対策と、既に空き家になっている物件の所有者などによる処分などを含めた適正な管理を促進することが必要です。また、空き家の利活用を推進していくことも求められています。

分野ビジョン

安全で良質な 住環境を提供できるまちづくり

基本方針

市営住宅の予防保全的な維持管理と計画的な建替えを進め管理戸数の適正化にも取り組みます。また、子育て世帯や高齢者世帯のニーズに対応した整備を推進します。

旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を促進し、市民の生命、身体及び財産を地震から守ります。また、管理されていない老朽危険家屋の除却や、危険なブロック塀の撤去を進め、安全な住環境の確保と良好な景観の維持、通行人の安全確保に取り組みます。

令和5(2023)年6月に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者などに、空き家になる前の利活用を促進することで空き家の発生を抑制します。また、既に空き家となっている物件については、所有者などへの適正な管理の指導などをすることにより、市民の住環境の保全を図ります。



目標1 市営住宅の適正な配置による住宅の確保

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市営住宅の管理戸数[戸]	587	587	587	587	587	550

主な取組

- 》ニーズに対応した市営住宅の整備
- 》効率的な空き部屋への入居者募集
- 》効果的な入居要件整備
- 》建替えによる団地の集約と管理戸数の適正化

目標2 安全・快適な住環境の形成

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
木造戸建て住宅性能向上改修等補助件数【累計】 [件]	4 (R5)	12	16	20	24	28
老朽危険家屋等除却補助件数【累計】[件]	40 (R5)	120	160	200	240	280
ブロック塀等撤去補助件数【累計】[件]	4 (R5)	12	16	20	24	28

主な取組

- 》木造戸建て住宅性能向上改修等事業の推進
- 》老朽危険家屋等除却事業の推進
- 》ブロック塀等撤去事業の推進

目標3 空き家対策の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空家等の改善物件数【累計】[件]	56 (H29～R5)	60	65	70	75	80

主な取組

- 》柳川市空家等対策計画に基づく措置の実施
- 》空家発生 of 未然防止に向けた取組の充実
- 》相談体制の充実
- 》「福岡県空家活用サポートセンター」との連携
- 》「住まえるバンク」の推進



関連個別計画

- 》柳川市公営住宅等長寿命化計画
- 》柳川市空家等対策計画

7. 上水道・下水道

現状と課題

本市の上水道は、自己水源として利用している磯鳥、高島及び村矢加部の地下水を滅菌した浄水と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しており、今後とも安全な水道水を供給していく必要があります。近年多発している自然災害による水道施設への被害を軽減するためには、老朽化した施設や管路の耐震化などを進め、計画的な設備投資や更新が必要です。しかし、人口減少や節水意識の向上などによる給水量の減少に伴う料金収入の減少が課題となっており、適正な水道料金の設定が必要です。

公共用水域の水質保全や生活環境の向上のためには、下水道や合併処理浄化槽の整備による生活排水の浄化が必要不可欠です。下水道事業では、料金収入による経営の安定化とともに、下水道使用料及び受益者負担金の公平かつ適正な徴収が求められています。また、下水道処理施設である柳川浄化センター設備が老朽化しており、将来的な維持管理コストの増加が考えられるため計画的な更新や修繕が必要となります。一方、下水道事業計画区域以外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進し、水環境の改善を図る必要があります。

分野ビジョン

安全で安心な水道水の安定供給と汚水処理の推進

基本方針

安全な水道水の安定供給体制の確立を図り、計画的な耐震化を推進することで災害に強いライフラインの整備を実現するとともに、将来にわたって健全な事業運営に努めます。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るために、計画的な下水道施設の整備・更新により下水道の普及を推進し、将来にわたって健全な事業運営に努めるとともに、下水道使用料及び受益者負担金の公平な徴収を図ります。また、合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行うことにより設置を促進し、水質汚濁の防止に努め自然環境への負荷を軽減します。



目標1 安全で安心な水道水の安定供給

目標指標	基準値		目標値			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上水道の有収率[%]	87.66	88.13	88.60	89.06	89.53	90.00
管路の耐震適合率[%]	22.1	24.1	25.1	26.1	27.1	28.1
管路の更新率[%]	0.35	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
経常収支比率[%]	99.19	100	100	100	100	100

主な取組

- 》水道施設の計画的な整備・更新及び適切な維持管理
- 》漏水調査の推進
- 》管路の耐震管への切替推進
- 》福岡県南広域水道企業団及び構成団体との連携強化
- 》水道週間の啓発
- 》設備投資に応じた料金設定及び収入の確保

目標2 汚水処理の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体計画区域内下水道人口普及率[%]	65.6	69.0	69.9	70.9	71.9	72.9
浄化センター設備の更新率(事業費ベース)[%]	0.9	3.1	8.3	16.7	29.3	53.5
経常収支比率[%]	108.40	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
汚水処理人口普及率[%] ^{※1}	81.5	82.2	82.9	83.6	84.3	85.0
掘割の水質(平均BOD値)[mg/L]	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0

主な取組

- 》下水道施設の計画的な整備・更新及び適切な維持管理
- 》水質環境把握のための水質検査の実施
- 》マンホールカード^{※2}などの取組による下水道への理解と普及啓発
- 》合併処理浄化槽設置の促進

関連個別計画

- 》柳川市水道事業経営戦略
- 》柳川市水道事業アセットマネジメント^{※3}
- 》柳川市水道事業管路耐震化更新計画
- 》柳川市汚水処理構想
- 》柳川市公共下水道事業計画書
- 》柳川市公共下水道事業経営戦略
- 》柳川・みやま地域循環型社会^{※4}形成推進地域計画

※1 「汚水処理人口普及率」：国土交通省、農林水産省、環境省が所管する下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設の整備状態を合同で調査し、総人口に対する割合で表した統一的な指標。

※2 「マンホールカード」：下水道広報プラットフォーム(GKP)が地方公共団体と下水道への理解・関心を深めるためのコミュニケーションツールとして発行しているカード。

※3 「アセットマネジメント」：将来にわたって安定的に水道事業を経営するため、水道施設を対象に中長期的な更新需要や財政収支の見通しについて試算し、これらを踏まえた今後の施設整備の基本方針を定めたもの。

※4 「循環型社会」：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

基本目標5 持続可能な環境と市民が安心できるまち

1. 生活環境・地球温暖化対策

現状と課題

本市の畜犬登録数は令和5(2023)年度末で2,417頭と近年減少傾向にあります。畜犬登録数に対する狂犬病予防注射接種率は約59%となっており、全国的に目標とする接種率は70%とされているため、接種率の向上が課題となります。一方で、犬や猫などのペットの放し飼い、飼い主のいない猫への対応やブラジルチドメグサやアライグマなど特定外来生物^{※1}の相談も多く市には寄せられていることから、今後は動物の適正飼養についての啓発や市民生活に影響を及ぼす特定外来生物への対応も行っていく必要があります。また、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一体的に守っていく「ワンヘルス」という考え方が福岡県で推進されているほか、本市でも令和5(2023)年2月に柳川市ワンヘルス推進宣言を表明しているため、さらなる推進が求められています。

本市には典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)、野外焼却及び不法投棄など、環境に関する様々な相談が多く寄せられています。発生原因者への対応を行うとともに環境意識に関する啓発を行い、公害発生抑制をしていくことが必要です。

行政区及び各種団体で構成された柳川市クリーン連合会では、各地域において一斉清掃など美化活動や様々な環境に関する事業に取り組んでいます。今後も引き続きこれらを継続することで環境美化を推進していく必要があります。

地球温暖化による気候変動の影響が深刻化する中、自治体においても2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素^{※2}の取組が求められています。本市においても、再生可能エネルギー^{※3}の導入促進や省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっています。また、市民一人ひとりの環境意識を高め、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すことが必要となっています。

分野ビジョン

環境との調和を実現し持続可能な未来を築いたまち

基本方針

狂犬病予防注射の接種率向上に取り組むとともに、ペットの適正飼養の啓発や飼い主のいない猫対策、特定外来生物への対応を進め、人と動物の調和のとれた共生を目指します。また、ワンヘルスの考え方について普及啓発を図ります。

環境に関する様々な相談に対し、発生原因者への適切な指導を行うとともに、環境意識の啓発活動を推進し、公害の未然防止と生活環境の保全に努めます。

柳川市クリーン連合会を中心とした地域での一斉清掃や環境美化活動を支援し、市民との協働による美しいまちづくりを推進します。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策を促進するとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。



※1 「特定外来生物」:生態系、人間、農林水産業へ影響を及ぼすもの、または及ぼす恐れがある外来生物(海外起源の外来種)。

※2 「脱炭素」:温室効果ガスの排出を抑制し、排出量ゼロを目指す取組。

※3 「再生可能エネルギー」:太陽光・風力・水力・波力・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー。

目標1 動物の適正な飼養及び特定外来生物への対応

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
狂犬病予防注射接種率[%]	59.0	60.0	63.0	65.0	68.0	70.0

主な取組

- 》 狂犬病予防注射接種率向上に向けた取組の充実
- 》 福岡県南筑後保健福祉環境事務所や近隣市町との連携
- 》 特定外来生物への対策の充実
- 》 地域猫事業など飼い主のいない猫対策の充実
- 》 ワンヘルスの普及啓発

目標2 環境美化へ向けた取組の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不法投棄ごみの収集量[kg]	12,185	11,500	11,000	10,500	10,000	9,500

主な取組

- 》 行政区への看板などの配布による啓発
- 》 不法投棄パトロールなどの実施
- 》 関係部署及び警察との連携
- 》 市民参加による清掃活動の実施
- 》 柳川市クリーン連合会の各種事業の推進

目標3 地球温暖化対策の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
住宅用太陽光発電システム等補助金申請数[件]	66	70	72	74	76	78

主な取組

- 》 住宅用太陽光発電システム等設置事業の推進
- 》 リチウムイオン蓄電池の普及促進
- 》 生ごみ処理機器などの普及促進
- 》 福岡県地球温暖化防止活動推進員との連携



関連個別計画

- 》 柳川市環境基本計画
- 》 柳川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

2. 廃棄物処理

現状と課題

本市は、みやま市と共同で有明生活環境施設組合クリーンセンター「有明ひまわりセンター」を令和4(2022)年に整備し、安定した可燃ごみの焼却体制を整えました。また、令和3(2021)年からはごみ袋を現在の「燃やすしかないごみ袋」「ペットボトル専用袋」「プラスチック類専用袋」に変更したことを契機に、市民のごみの分別に対する意識が高まり、可燃ごみの量、市民1人あたり1日の可燃ごみ排出量、ともに減少傾向にあります。可燃ごみの中にはプラスチック類、紙類などが混在しており、今後も市民の分別に対する意識の向上を図る必要があります。

令和5(2023)年に柳川市資源物貯留施設(らくらくステーション)を整備するとともに、衣類・紙回収BOXの設置など、収集した資源物をリユース、リサイクルするための体制を整えました。今後も引き続き、社会や市民のライフスタイルの変容に対し、適正な廃棄物処理を推進していく必要があります。

分野ビジョン

適正な廃棄物処理と循環型社会の形成

基本方針

市民のごみの分別に対する意識のさらなる向上を図り、有明ひまわりセンターに搬入される可燃ごみ減量の取組を進めるとともに、廃棄物の適正処理を推進します。

柳川市資源物貯留施設(らくらくステーション)を核として資源物のリユース、リサイクルを推進するとともに、衣類・紙回収BOXや、民間事業者が独自に設置した回収BOXについて市民へ周知し、資源物回収体制構築の強化を図っていきます。



やながわ
ごみ分別アプリ

目標1 可燃ごみ減量の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
可燃ごみの量 (有明ひまわりセンター柳川市分搬入量)[t]	13,425	12,785	12,499	12,216	11,937	11,660
プラスチック・ペットボトルの収集量[t]	578	573	571	570	569	567

主な取組

- 》 出前講座などによる適正な分別の啓発
- 》 小中学生に対する環境教育の実践
- 》 衣類・紙回収BOXの設置及び周知
- 》 コンポスト及び電動生ごみ処理機の普及促進

目標2 適正な廃棄物処理

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ごみ分別アプリ登録者数[人]	12,139	17,764	20,564	23,364	26,164	28,964

主な取組

- 》 3R※活動の推進
- 》 ごみ分別アプリの普及
- 》 リサイクルマーケットの開催



関連個別計画

- 》 柳川市一般廃棄物処理基本計画

※「3R」:Reduce (リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

3. 防災

現状と課題

本市は市域のほとんどが標高0～6mの平坦地で、周囲を河川や有明海に囲まれているため、高潮や河川の氾濫などによる水害を受けやすい地域となっています。市民の協力のもと、掘割の水を先行排水※1するなどの対策を講じていますが、豪雨災害などが激甚化・頻発化する近年、河川の氾濫や高潮などによる被害を防ぐため、水防危険箇所の継続的な改修・改善が今後必要です。

地震・台風・水害などの様々な災害に対応するため、各地域での出前講座の実施や自主防災組織の設置促進を通じて、防災意識の向上を図っています。しかし、高齢化や人口減少に伴い防災活動の担い手が不足しており、特に単身高齢者が多い地域では、地域防災力の維持が課題となっています。

災害時に迅速かつ確かな災害情報が提供できるよう、地上デジタル・データ放送(dボタン広報誌)、エリアメール、市ホームページ、公式LINE及び防災無線など複数の伝達手段を確保しています。今後、より多くの人に情報が伝達できるよう、市の情報発信の方法について、周知を図る必要があります。

各種災害に応じて避難が必要な方が安全を確保できるよう、適切に避難所開設を行っています。今後、誰一人取り残さない防災の実現に向けて、避難行動要支援者※2の確実な把握と、避難時のきめ細やかな対応が必要となっています。

分野ビジョン

自然災害に強く市民の生命と財産を守る
安全・安心なまち

基本方針

河川の氾濫や高潮などによる被害を防ぐため、関係機関と連携し、危険箇所の改修・改善を推進します。

地域防災力の向上のため、全ての地域において自主防災組織が設置できるよう支援を行います。防災訓練・水防演習の実施や地域の防災活動の担い手を確保することで、減災に繋がります。

多様な情報伝達手段を活用し、災害情報を迅速かつ確実に提供するとともに、各種情報発信ツールの周知を図り、市民への情報伝達の強化に努めます。

災害時に避難行動要支援者の情報を共有する体制を構築し、必要な支援を行うとともに、平時から避難所における避難行動要支援者のニーズの把握に努めます。



※1 「先行排水」：水害が予見される際に前もって市内全域の水路の水を落とし排水ポケットをつくるもの。

※2 「避難行動要支援者」：大規模な災害が発生した際に、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など)のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指す。

目標1 地域防災力の向上 **総合戦略**

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自主防災組織数【累計】【件】	2 (R1～R5)	4	5	7	9	11
防災士登録者数【人】	15	25	30	35	40	45

主な取組

- 》 先行排水の広域化による水害の未然防止
- 》 水門排水機場の維持保全及び豪雨に対応した機能強化
- 》 自主防災組織の育成・支援の実施
- 》 家屋のかさ上げ補助制度の創設
- 》 防災訓練・水防演習の実施
- 》 関係機関への水防危険箇所の改修・改善要望
- 》 防災士資格取得に係る支援
- 》 感震ブレーカー※設置の促進



※「感震ブレーカー」：地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。

目標2 迅速な防災・災害情報の提供

目標指標	基準値		目標値			
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
柳川公式LINE登録者数[人]	2,534	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800
災害情報発信システム登録者数[人]	657	1,000	1,200	1,500	1,800	2,500

主な取組

- 》公式LINE・災害情報発信システムへの登録の促進
- 》災害予測や早期警戒システムの強化
- 》ハザードマップ※の周知及び活用
- 》デジタルハザードマップ作製と災害の見える化の推進
- 》地上デジタル・データ放送(dボタン広報誌)の活用



※「ハザードマップ」：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

目標3 災害時の支援体制の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
要配慮者施設における避難確保計画の作成率[%]	58.8	65.0	70.0	80.0	90.0	100.0
要配慮者施設の避難訓練の実施率[%]	45.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0

主な取組

- 》 要配慮者施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の支援
- 》 災害時応援協定の締結
- 》 防災研修・訓練の実施

- 》 柳川市地域防災計画
- 》 柳川市水防計画
- 》 柳川市国土強靱化計画
- 》 柳川市国民保護計画
- 》 柳川市災害時受援計画
- 》 柳川市業務継続計画

関連個別計画



4. 消防・救急

現状と課題

令和5(2023)年における火災件数は全国で38,672件、火災による死者数は1,503人、負傷者数は5,766人です。そのうち建物火災は20,974件で住宅火災による死者数は1,023人となっています。火災の発生を未然に防止するため、日頃から市民の防火意識を高めるための取組を進めていく必要があります。

災害時に迅速・的確に対応できる消防力を維持するために消防車両及び消防機械器具の整備が必要です。常備消防では、社会環境の変化とともに激甚化・頻発化する災害に対応するための資機材や、水利の少ない地域における消防水利の確保が求められています。

本市では、火災時などにおいて、消防団が地域において中心的に活動を担っています。しかし近年、消防団の入団者については減少傾向にあります。また、被雇用者である団員が増加し日中の災害へ出動可能団員も減少しているため、今後は団員の確保と訓練・教育により、団員の知識と技術の向上を図ることが必要です。また、併せて消防車両や格納庫の維持管理及び更新を計画的に行う必要もあります。

本市の令和6(2024)年の救急搬送件数は3,453件、搬送人員は3,170人です。搬送人員のうち、軽症が全体の33%を占めていることから、救急車の適正利用について、小児救急電話相談(#8000)や救急電話相談(#7119)の活用と併せて啓発を行っていく必要があります。

平成20(2008)年度より自動体外式除細動器(AED)設置事業所に対する救マーク認定及び平成27(2015)年度より市内の24時間営業のコンビニ店舗内にAEDを設置し、救護体制の充実及び救命率の向上に努めています。令和6(2024)年12月時点で、AEDは市内約220か所に設置され、応急手当講習の受講者数は令和5(2023)年度で3,505人となっています。今後も応急手当講習を実施し、次代を担う子どもたちや、すでに受講した人も定期的に受講してもらう必要があります。

分野ビジョン

迅速確実な消防・救急体制で市民の命と暮らしを守るまち

基本方針

市民の防火意識の高揚に努めるとともに、事業所などに対する防火指導や危険物の取扱指導、高齢者や幼少年への防火意識啓発に取り組むとともに安全で安心できるまちづくりを推進します。

多様化・複雑化する災害や高度な救命行為に対応できる消防・救急の資機材・装備の充実及び消防水利の確保を図ります。

消防団の組織再編を検討し、分団や部の再編成及び団員数・消防車両数などの適正な配備を進めます。また、計画的に訓練を実施し、消防学校の研修も取り入れながら、団員の防災に対する知識と技術の維持・向上を進めます。

救急車の適正利用について市民への啓発を強化するとともに、救急電話相談の活用を促進し、真に救急車を必要とする方への迅速な対応を確保します。

避難訓練やAEDの講習を受ける機会を増やし、受講を促します。また、幼いうちから応急手当の必要性を学べるように小学生向けの講習を行い「子ども救命士」を養成します。

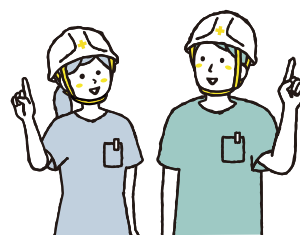


目標1 防火意識の高揚

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
立入検査(240件/年)で不備指導したうちの改善率[%]	59.8	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
高齢者世帯の防火診断数【累計】[世帯]	201 (R5)	600	800	1,000	1,200	1,400
住宅用火災警報器設置率[%]	74.4	80.0	83.0	86.0	89.0	90.0

主な取組

- 》 計画的な各種立ち入り検査の実施
- 》 講習会の実施による防火管理者の育成指導
- 》 法令に基づく保安講習の受講促進
- 》 住宅用火災警報器設置困難者に対する取付け支援
- 》 一人暮らし高齢者宅の訪問による火災や救急の予防推進
- 》 幼年消防クラブを対象とした防火教室の実施



目標2 消防体制の充実 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自主訓練出勤率[%]	68.1	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0

主な取組

- 》 消防・救急の資機材・装備の充実
- 》 消防団組織再編成計画の策定
- 》 消防団の車両及び格納庫の維持管理
- 》 消防団員装備の充実
- 》 各種研修会への参加
- 》 各種訓練の実施

目標3 予防救急の啓発

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
救命講習受講者数【累計】[人]	3,505 (R5)	9,500	12,500	15,500	18,500	21,500
子ども救命士受講者数【累計】[人]	633 (R5)	1,800	2,400	3,000	3,600	4,200

主な取組

- 》 各種団体への救命講習会の実施
- 》 時節に応じた予防救急の啓発
- 》 救急電話相談の活用促進
- 》 「子ども救命士」の養成

5. 防犯・交通安全・消費者保護

現状と課題

本市では、市民と関係機関、行政、警察が連携して「一斉街頭活動」を行う「安全で安心できるまちづくり」や児童生徒の登下校時の見守り活動が各地域で継続的に実施されています。また、防犯灯や防犯カメラの設置補助制度を設け、夜間の安全確保や犯罪抑止に取り組んでいます。今後も、犯罪抑止のため、ソフトとハード両面からの取組を推進し、地域やコミュニティの自主的な活動を進めていくことが求められています。



交通事故については、高齢者による事故が増えており、高齢者を中心に運転者や歩行者の安全教育やマナー向上を図ることが求められています。また自転車通学の生徒に対する安全指導や、道路の危険箇所に対して防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設の設置、道路の改良など、交通環境の整備を継続していく必要があります。

高齢化や情報化の進展により消費者を取り巻く環境が日々変化し、消費者問題も多様化・複雑化して様々な消費者トラブルが発生しています。本市では、消費生活に関わる身近な相談窓口として、平成24(2012)年にみやま市と共同で「柳川・みやま消費生活センター」を設置し、消費者からの相談に応じ問題解決に努めています。消費生活相談体制の維持に努めるとともに、関係団体と連携して消費者被害の未然防止に努める必要があります。

分野ビジョン

暮らしの安全を守り抜く信頼と安心のまち

基本方針

地域の見守り活動や危険箇所への防犯灯設置などを通じた継続的な防犯対策を行います。

交通量の多い道路や危険箇所、通学路を中心とした交通安全施設の整備、充実や交通安全教育の推進、関係機関との連携した交通安全対策を行います。

市民が安全で安心した消費生活を営むことができるように、消費生活センターによる相談体制を維持し、特殊詐欺や悪質商法など消費者トラブルの情報提供や、トラブルに巻き込まれない正しい知識の普及啓発に努めます。



目標1 防犯対策の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
柳川市内犯罪発生率[%]	0.381	0.378	0.375	0.372	0.369	0.366

- 主な取組
- 》安全・安心パトロールの実施
 - 》市民の防犯意識の啓発
 - 》防犯カメラ・防犯灯設置の促進
 - 》警察などの関係機関との連携

目標2 交通安全対策の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
柳川市内人身事故発生率[%]	0.311	0.308	0.305	0.302	0.299	0.296

- 主な取組
- 》交通安全教育による交通安全意識の高揚
 - 》交通量が多い道路や危険箇所、通学路を中心とした交通安全施設の充実
 - 》警察及び交通安全協会との連携

目標3 消費者教育の推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
救済金額[千円]	19,253	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000

- 主な取組
- 》相談体制の充実
 - 》消費生活出前講座の開催
 - 》関係機関との連携強化
 - 》消費者から寄せられた苦情・相談情報の登録及び活用



関連個別計画

- 》柳川市安全・安心まちづくり推進計画

基本目標6 市民協働と計画的行財政により継続して発展するまち

1. 市民協働・参画・コミュニティ

現状と課題

少子高齢化や人口減少による核家族化、高齢単身世帯の増加などライフスタイルが変化し、令和2(2020)年度は91.6%だった行政区の加入率は令和5(2023)年度で90.2%と減少傾向にあります。今後は頻発する自然災害など多様化する地域課題に対応するためにも、行政区への加入を促進するとともに、新たな地域コミュニティ※の組織化も進めていく必要があります。

多様化・複雑化する市民のニーズに対応するため、市民のニーズを的確に把握し、市民が自主的・自発的に課題解決に取り組めるよう、市民団体の活動を支援し、市民活動の促進と活性化を図るとともに協働によるまちづくりを積極的に進める必要があります。

分野ビジョン

地域の課題解決に向けた多様な主体との協働によるまちづくり

基本方針

持続可能な地域コミュニティ形成のため、行政区の加入率の向上を図るとともに、まちづくり協議会の設立を促進します。

多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、まちづくりへの市民参画を図るとともに、市民と行政がそれぞれの役割を明確にし、協働によるまちづくりを促進します。



※「地域コミュニティ」：同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

目標1 持続可能な地域コミュニティの推進

総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
行政区の加入率[%]	90.2	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5
まちづくり協議会設立件数【累計】【団体】	1 (R2～R5)	5	8	10	15	19

主な取組

- 》 転入者に対する行政区加入促進
- 》 助成金による行政区活動への支援
- 》 まちづくり協議会設立に向けた支援

目標2 市民協働によるまちづくりの推進

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市民団体等と行政の協働事業実施件数【累計】【件】	29 (H22～R5)	35	38	41	44	47

主な取組

- 》 公益性のある市民活動の支援
- 》 市民協働でまちづくりする体制の強化

関連個別計画

- 》 柳川市校区まちづくり推進計画



2. 移住定住・関係人口・婚活

現状と課題

都市部への人口流出、出生数の減少により、昭和35(1960)年の86,888人をピークに人口減少が続いています。特に進学や就業に伴い20歳代の人口流出が顕著となっています。そのため、市内に住む若者(特に女性)や子育て世代がずっと住みたいと思えるような定住支援や郷土愛の醸成が求められています。また、市外に対して本市の魅力を伝えるプロモーションを強化することで移住者の増加を図り、人口減少の抑制につなげる必要があります。

地域の維持・発展には、移住までは至らなくとも、地域のお祭りへの参加やふるさと納税などで地域に関与し、応援・貢献する「関係人口※1」を創出する取組を行うことで、地域の担い手不足への対応や魅力向上を図る必要があります。また、将来的な移住の促進や地域コミュニティの維持につなげていくことも大切です。

近年、若者の結婚観の変化や様々な要因で未婚化・晩婚化※2が進んでいます。本市においては、30歳代から60歳代にかけの有配偶率が全国平均を下回っています。今後は、結婚観の醸成を図るとともに未婚者の出会いの場を積極的に創出し、結婚したいと思える環境づくりを進めていく必要があります。

分野ビジョン

関係人口の創出から 住みたいまち・結婚の希望がかなうまち

基本方針

若者(特に女性)や子育て世代をターゲット化し、移住定住支援施策を充実させます。また、質の高い、豊かな柳川暮らしを提供・提案することで、住んでみたいまちづくり、住み続けたいまちづくりを推進します。

様々な形で地域に関与する「関係人口」を創出し、地域の担い手不足への対応や魅力向上を図ります。また、将来的な移住の促進や地域コミュニティの維持につなげていきます。

結婚に対する意識の醸成を促し、未婚者の出会いの場を創出することで婚姻数の増加を目指します。



※1 「関係人口」: 地域外に居住し、地域と様々な活動を通して多様に関わる人々のこと。

※2 「晩婚化」: 平均初婚年齢が高くなっていく傾向のこと。

目標1 移住定住の促進 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移住施策を利用した転入世帯数【累計】【世帯】	38 (R5)	120	160	200	240	280
地域ブランド調査認知度ランキング【位 /1,047】	443	420	390	360	330	300

- 主な取組**
- 》 移住サポートセンターでの相談体制の充実
 - 》 移住者及び定住者への経済的支援(住宅取得、移住支援金など)の充実
 - 》 空き家を仲介する制度の充実
 - 》 移住検討者に向けた柳川暮らし移住体験の提供
 - 》 移住フェアへの出展
 - 》 都市圏住民の柳川との二地域居住※1の促進
 - 》 シティプロモーション※2の充実

目標2 関係人口の創出 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ふるさと納税件数【万件】	3.0	2.5	3.3	4.1	5.0	6.2
地域おこし協力隊採用人数【累計】【人】	30 (H25～R5)	34	36	38	40	42
移住体験施設「もえもん家」利用者数【累計】【人】	232 (H26～R5)	270	290	310	330	350

- 主な取組**
- 》 ふるさと納税の充実
 - 》 ふるさと住民登録制度※3の導入
 - 》 地域おこし協力隊の募集
 - 》 移住検討者に向けた柳川暮らし移住体験の提供
 - 》 柳川サポート制度(地域のお祭りなどへの支援)導入
 - 》 デジタル媒体やSNSなどを活用した情報発信

目標3 結婚に向けたサポート体制の充実 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
婚姻届出数【件】	724	730	740	750	760	770
市で開催する出会い応援イベントでのカップリング組数【組】	8	9	10	11	12	13
市内出会い応援団体※4の登録数【団体】	60	64	66	68	70	72

- 主な取組**
- 》 結婚観の意識醸成
 - 》 出会い応援イベントの開催
 - 》 婚姻者への支援の充実
 - 》 市及び県が主催する圏域の出会い応援イベントの周知
 - 》 結婚サポート市民会議(仮称)創設



※1 「二地域居住」：都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点を持ち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末等の休みには地方部で趣味等のゆとりある生活を過ごすライフスタイルのこと。

※2 「シティプロモーション」：地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことを指し、地域のイメージ向上やブランド確立を目指し、地域経済の活性化を目的とした取組。

※3 「ふるさと住民登録制度」：住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等に繋げる制度。誰もが簡単に登録できる間口の広い仕組みの構築を目指している。

※4 「市内出会い応援団体」：少子化・未婚化対策として、市内で働く独身男女の出会い・結婚をサポートする企業や団体のこと。

3. 広報・広聴

現状と課題

本市では、市民への情報発信手段として、毎月発行する「広報やながわ」の全戸配布や定期的な記者会見を実施しています。また、デジタル技術の進展により、国民の約8割がインターネットを利用する時代となり、情報収集やコミュニケーションのデジタルシフトが加速しています。このような状況を踏まえ、本市でも市ホームページや公式LINEを活用し、タイムリーな情報発信に取り組んでいます。今後は、これら多様な広報ツールを効果的に組み合わせながら、市民一人ひとりが必要とする情報を、よりの確かつ効率的に届けることが課題となっています。

広聴活動においては、「市長への手紙」や市ホームページの問い合わせフォーム、各種市民アンケートなど、様々な市民の声を聴く機会の確保に努めています。今後は、これらの双方向コミュニケーションをさらに充実させ、市民ニーズの的確な把握と行政との情報共有の強化を図っていく必要があります。

分野ビジョン

分かりやすくタイムリーな行政情報の発信と市民ニーズの把握

基本方針

情報をキャッチした人に行動を起こしてもらえるよう発信媒体の特性を活かし、本市の魅力や市政情報を適切に発信します。

様々な方法によって市民が意見を伝える広聴機会を確保します。



柳川市公式LINEできました

柳川市からのお知らせやアンケートがLINEに届きます。
ぜひ友だち登録してください！

カンタン登録！



検索ID @yanagawa



最新情報や
楽しい情報をお届け

大切な
お知らせを見逃さない

目標1 情報発信及び広聴機会の充実

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
広報紙を読んでいる人の割合[%]	—	82	84	86	88	90
市ホームページの年間ページビュー数[千回]	2,308	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800
公式LINEの登録者数[人]	2,534	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800

主な取組

- 》 広報紙・市ホームページ内容の充実
- 》 公式LINEによるプッシュ型の情報発信
- 》 プレスリリースによるマスメディアを使った情報発信の充実
- 》 広聴機会の確保(市長への手紙、市ホームページお問い合わせフォーム、市民アンケート、パブリックコメントなど)



4. DX

現状と課題

人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、行政資源(ヒト・モノ・カネ)など限られたリソース(資源)で今後も安定的に多様化する市民ニーズに応えるためには、オンライン手続きの推進だけではなく、「書かないワンストップ窓口」の導入などが求められています。また、行政内での定型的な業務については、業務プロセスの見直しや根本的な対応策を検討し、AIやRPA※の導入・活用を進めていく必要があります。

マイナンバーカードの交付率は令和6(2024)年3月末で、76.95%となっています。そのような中で令和6(2024)年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が廃止されるなど、行政の効率化、市民の利便性の向上などの実現を図るために、より一層マイナンバーカードの交付率を向上させ、マイナンバーカード活用の促進を図ることが課題です。

分野ビジョン

DXで実現する便利で豊かな市民生活

基本方針

日々進化するデジタル技術を駆使し業務の効率化や住民サービスの質の向上につなげ、地域全体にデジタルの恩恵が行き届く便利で快適なまちづくりを進めるとともに、市民が必要な行政手続きを一箇所で完結できるようオンライン手続きや書かないワンストップ窓口の整備を進めます。また、AIやRPAの導入・活用を検討し行政の効率化に努めます。

あらゆる場でのマイナンバーカードの申請受付を行い、交付率を向上させるとともに、マイナンバーカード活用の促進を行うことで、市民の利便性向上を図ります。



※「RPA」：(Robotics Process Automation)の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア上のロボットにより自動化するもの。

目標1 スマート自治体の確立 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
オンライン申請可能手続数[件]	50	60	75	90	105	120
オンライン申請件数[件]	2,400	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400
RPAを利用する業務数[件]	1	5	10	15	20	30
「柳川市オープンデータカタログサイト」に掲載しているオープンデータ数[件]	15	30	50	70	100	150

主な取組

- 》行かない市役所及び書かないワンストップ窓口の実現
- 》AIチャットボット※1や生成AI・RPAの導入・活用
- 》データ分析によるサービス向上
- 》柳川市オープンデータカタログサイト※2への掲載数増加推進
- 》デジタルリテラシー※3向上のための教育・啓発活動
- 》セキュリティ対策の強化

目標2 マイナンバーカード利活用の推進 総合戦略

目標指標	基準値	目標値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
マイナンバーカードの交付率[%]	76.9	95.0	96.0	97.0	98.0	99.0
住民票、印鑑証明のコンビニなどでの発行率[%]	56.0	64.0	66.0	68.0	70.0	72.0

主な取組

- 》広報紙及び市ホームページなどによるマイナンバーカードの普及促進
- 》様々な場面でのマイナンバー申請受付
- 》自動交付機による証明書発行の推進



関連個別計画

- 》柳川市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画

※1 「AIチャットボット」: チャットボットとは「チャット(会話)」と「ボット(ロボット)」を組み合わせた言葉で、文章での質問に対して自動で回答するツール、これをAIを活用しさらに柔軟な回答を可能とする。

※2 「オープンデータカタログサイト」: オープンデータをWeb上で公開するためのサイト。

※3 「デジタルリテラシー」: 活用されているデジタル技術に関する知識があることやデジタル技術を活用する方法を知っていること。

5. 行財政

社会経済情勢が大きく変化する時代において、多様化する市民ニーズや高度化する行政課題への対応が求められています。また、社会変化に対応し持続可能なまちづくりを行うため、限りある行政資源(ヒト・モノ・カネ)を効率的・効果的に配分し、将来像の実現に向けて各分野の進捗状況を継続的に確認し、改善を促していくことが必要です。

本市では、これまで行財政改革の取組として柳川市行財政改革大綱に基づき事務の効率化や「自ら考え成長する職員」の育成などを進めてきました。地方自治体は、地方自治法で「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされており、今後も引き続き「最少の経費で最大の効果」を挙げることが求められています。

本市の財政は、令和5(2023)年度決算で歳入約341.6億円、歳出約334.5億円となっています。特に歳入は自主財源に乏しく、地方交付税や国・県からの補助に依存しています。今後は、物価高騰などに加え、学校再編事業などの新たな大型事業も進行しており、財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。新たな課題に対応するためには予算が必要となりますが、限りある予算の中で調整を図るとともにこれまで以上に健全な財政運営が求められています。

行政需要の拡大に伴い、整備してきた公共施設などの40%以上が既に完成後30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。また、人口減少や少子高齢化に伴い、税収の減少が予測される中で、維持管理費や更新費用は、本市の財政運営にとって大きな負担となっています。そのため、各施設の老朽化状況、地域性、利用状況などを踏まえて適正配置の検討が求められています。

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、職員一人ひとりの資質や能力の向上を図る人材育成が必要であり、さらには生産年齢人口の減少、専門人材の不足により、多様な人材確保の重要性が高まっています。

働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展などといった職員を取り巻く環境も変化してきているためより効率的・機能的な組織づくりを行うとともに、職員も安心して働くことができる職場環境の整備に取り組む必要があります。

人口減少や少子高齢化といった全国共通の課題がますます顕在化していく中で、近隣市町と行政サービスを広域化することで効率的・効果的な行政運営を行うことが求められています。本市と周辺自治体では、「有明圏域定住自立圏」などにより連携した行政運営を行っていますが、今後様々な分野で連携の強化を行うことが必要です。また、効果的な政策の実現や地域経済の活性化のためには民間企業や大学・高校、金融機関、労働団体、メディア及び土業など多様な機関との連携した取組を行うことも求められています。

分野ビジョン

持続可能で効率的・効果的な行政運営

基本方針

総合計画に記載の各分野の目標について、進捗状況を確認し、必要に応じて取組の改善を行い、将来像の実現を目指します。

行政資源(ヒト・モノ・カネ)を最大限活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるため、時間外勤務の削減や業務の効率化が評価される組織への変革を目的とした取組を行います。

限られた財源の中で最大の効果を挙げるため、効果の高い事業に重点的に予算を措置します。また、義務的経費である公債費を削減し、自主財源を確保することで、財政構造の硬直化を抑制します。

充実した行政サービスが提供できるように、効率的な公共施設の整備や維持管理を行うため、施設の長寿命化や統廃合を進めながら、適正な配置と合わせて公共施設の保有量を見直します。また、施設情報を一元管理し、情報の更新や再評価を行います。

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、職員への効果的な研修の実施や派遣、人事評価制度の活用などによる人材育成を行うことにより、職員の能力を最大限に引き出します。また、多様なスキルや経験を持つ人材確保を行います。

大きく変化していく社会情勢に対応するため、より効率的・機能的な組織づくりを進め、職員一人ひとりがやりがいを感じられ、安心して働くことができる職場づくりを行います。

広域的にわたる課題の解決や、効率的な行政運営を行っていくためにも関係自治体との連携や交流が重要であり、併せて、行政事務の効率化、職員交流、行政運営という視点を持ち広域行政を推進していきます。また、民間企業や大学・高校、地域の金融機関、労働団体、メディア及び士業などとも連携し、産業の振興、文化・芸術など様々な分野で協力し地域の発展などの事業に取り組みます。



目標1 総合計画及び行財政改革の推進

主な取組

- 》 各施策の進捗確認及び評価
- 》 管理部門(人事・企画・財政)の連携強化
- 》 DXの推進による業務の効率化

目標2 財政の適切な運営

主な取組

- 》 枠配分予算制度の導入
- 》 繰上償還の実施による公債費の抑制
- 》 自主財源の確保

目標3 公共施設マネジメントの推進 総合戦略

主な取組

- 》 公共施設の保有量の適正化
- 》 公共施設の計画的な改修
- 》 公共施設情報の一元管理システム導入
- 》 公共施設情報の更新や再評価



目標4 職員の能力と自己啓発意欲の向上

- 主な取組
- 》 多様な人材の確保
 - 》 人事評価制度の実施
 - 》 市独自研修や職場外研修の実施

目標5 活力ある職場づくり

- 主な取組
- 》 柔軟な人員配置の実施
 - 》 時間外勤務の縮減
 - 》 年次有給休暇の取得促進
 - 》 男性職員の育児休業取得促進

目標6 広域連携及び産官学金労言士連携の推進

- 主な取組
- 》 広域行政の共通課題の解決に向けた関係市町との連携、調査・研究
 - 》 各政策課題に係る産官学金労言士連携の推進

関連個別計画

- 》 柳川市行財政改革大綱
- 》 柳川市中期財政計画
- 》 柳川市公共施設等総合管理計画
- 》 柳川市公共建築物個別施設計画
- 》 柳川市人材育成基本方針
- 》 有明圏域定住自立圏共生ビジョン



6. 事務遂行

現状と課題

会計管理者は、公金の収入・支出及び保管、支出手続きの審査確認など適正な公金管理・会計事務を管理・監督する役割を担っています。法令等に基づき、適正かつ効率的な会計事務の執行管理を行い、会計処理に誤りがないよう努めるとともに、社会経済状況の変化に的確に対応した公金の安全で効率的な運用と円滑な資金調達により、健全な財政運営の確保を図ることが求められています。

監査委員による監査は、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理のほか、事務事業の執行が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として行われています。適時的確な監査の実施とその結果の公表が求められています。

適切な課税資料・計算に基づいた課税事務に取り組み、市税に関する相談窓口の充実を図っていますが、今後も、事務の効率化や市民に分かりやすい説明をすることで、市民から信頼される課税事務を行っていく必要があります。また、徴収事務では納税環境の充実や適切な滞納整理を行っていく必要があります。

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要な機会であり、積極的な投票参加は民主政治の健全な発展のために欠かすことのできないものです。しかし、近年投票率が低下しており、投票率の向上及び法令に基づく選挙の公平かつ適正な執行が求められています。

議決機関である議会は、地方自治法のもと、市政に対して監視機能や調査機能を有し、市政が適正に行われているかチェックしています。議会事務局は、議会が市民に開かれた適正で効率的・効果的な議会運営を行うことができるよう、議会活動を補佐する役割を担います。

分野ビジョン

信頼と透明性で築く確かな行政基盤の確立

基本方針

公金の収入・支出は、法令に基づく厳正な審査により適正に執行します。研修の充実及び指導の強化により各課財務担当者の財務実務能力の向上を図り不適切な会計処理を防止します。

実効性のある監査を円滑に実施できるよう、監査の独立性、専門性を向上させながら、監査機能の充実強化に努めます。

税制改正や課税対象を的確に把握し、公平・公正な課税及び徴収を行います。

選挙事務について、正確かつ円滑な事務処理を心掛け、適正な選挙の執行及び投票率の向上に努めます。

適正で効率的・効果的な議会運営や、市民に分かりやすく開かれた議会に向け、議会活動を補佐します。



目標1 公金の適正な管理と運用

- 主な取組
- 》 会計指導の強化及び伝票審査の徹底
 - 》 会計事務手引書の整備
 - 》 定期預金や債券運用による公金の安全かつ効率的な運用

目標2 適正な監査事務の執行

- 主な取組
- 》 年間監査計画の策定
 - 》 書類提出やヒアリングをもとに監査実施
 - 》 監査結果及び措置状況の公表

目標3 適正かつ公平な課税・徴収

- 主な取組
- 》 税制改正に伴う条例の整備
 - 》 課税資料に基づく適正な課税
 - 》 適切な収納管理と滞納整理

目標4 投票率向上と適正な選挙事務の執行

- 主な取組
- 》 柳川・みやま地区選挙啓発事業推進協議会での先進事例研究
 - 》 投票率向上のための新有権者への啓発

目標5 円滑で開かれた議会運営支援

- 主な取組
- 》 会議規則や委員会条例などに基づいた議会運営
 - 》 情報発信の推進(議会だよりの発行支援、市ホームページの充実など)





第3期まち・ひと・しごと
創生総合戦略
2025→2029



第1章 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1. 策定の趣旨

我が国は未曾有の人口減少時代を迎え、少子高齢化の進展により、地方の過疎化や生産年齢人口の減少、地域産業の衰退、経済規模の縮小などの深刻な課題に直面しています。これらに対応するため、国は平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、長期ビジョンと総合戦略を策定しました。本市もこれを受けて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2(2020)年3月に第2期を迎えましたが、若者(特に女性)世代を中心とした転出超過が続き、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。



そのような中、国は令和4(2022)年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や地域活性化の加速化を目指すこととなりました。また、令和6(2024)年10月には新たに「付加価値創出型の新しい地方経済の創生」などを柱にした「地方創生2.0」を始動させました。

これらを踏まえ、本市も従来の地方創生の取組にデジタル技術を活用するなど、時代の変化やニーズに対応した施策を推進するため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「地方創生2.0」を勘案した「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定します。

2. 第3次柳川市総合計画との関係性

総合計画は、市民と共有する将来像を示し、まちづくりの取組を効率的に進めるための政策や施策を体系化したものです。この総合計画と総合戦略は、趣旨や目的の多くが重複しているため、両計画の整合性を図りながら一元的に推進することが可能です。

そのため、総合計画の施策や目標のうち、総合戦略に関連するものを再構成します。また、人口減少抑制及び地方創生を本市の最重要課題と捉え、両計画を一体的に推進していきます。

3. 計画期間

総合戦略の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、国の動向や急激な社会経済情勢の変化により、見直すことがあります。



第2章 基本目標

1. 基本目標と目標指標

総合戦略では、総合計画の「将来人口」と「柳川市の現況」を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。また、基本目標に基づく取組を進めることで、長期的には、令和42(2060)年における総人口42,000人規模の人口確保に向けた人口減少の抑制及び地方創生を図っていきます。



基本目標1 しごとをつくる

目標指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
市内本社の特別徴収対象事業所に勤務する市民の数[人]	8,060	8,000
有効求人倍率[倍]	1.26	1.00～1.50の範囲

基本目標2 人の流れをつくる

目標指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
総人口(住民基本台帳)[人]	61,926	58,259
社会増減数[人]	-145	-156

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

目標指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
子育てしやすいと思う市民の割合[%]	36.7	50.0
出生数[人]	296	361

基本目標4 魅力的な地域をつくる(人口減少適応策)

目標指標	基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
将来も柳川市に住みたいと思う市民の割合[%]	72.0	80.0
柳川市への愛着や誇りの度合い[%]	72.2	80.0

2. 基本目標と基本的方向性

4つの基本目標の実現に向けての基本的方向性と目標を定めます。

基本目標1 しごとをつくる

基本的方向性1 ～既存産業の振興支援～

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少によって、地域経済が縮小に向かうことが危惧されています。この流れを変え、本市が経済的に自立するためには、既存産業を振興していく必要があります。

本市の農業・漁業は、就業者の高齢化、担い手不足といった問題があり、産業構造の大きな転換期を迎えています。デジタル技術の活用や環境への配慮を行いつつ、新規就業者の確保と育成を支援していきます。

商工業は、人材確保の視点からマッチング支援を行うとともに、現代のニーズに合わせた商品開発と販路拡大を支援し、高付加価値化を目指します。

観光業においても、インバウンドの増加を好機と捉え、観光消費額の増加を目指して、通過型観光から滞在型観光へ観光客の傾向をシフトさせていくことで、観光業の振興を図ります。

これらの取組を通じて、地域経済の活性化と雇用創出を実現し、若者(特に女性)の定住促進につなげます。

分野	個別目標	ページ
農業	生産基盤の整備	57
	農産物のブランド化	
漁業	有明海の再生と生産・流通体制の強化	59
	協業化の推進と生産基盤の整備	
観光	観光客受入体制の充実	61～63
	観光まちづくり推進組織体制の構築	
	観光コンテンツの再構築	
	市民参加による観光まちづくり	
商工・ブランド	地域経済の活性化	65～67
	雇用の安定と確保	
	柳川ブランドの推進	



各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生産基盤の整備	担い手への農地利用の集積・集約化率[%]	82.5	82.7	82.8	82.9	83.1	83.2
	農地中間管理事業の農用地利用集積利用権設定(中間管理権)の面積[ha]	1,155	1,250	1,250	1,430	1,480	1,500
農産物のブランド化	農業生産額[億円]	52 (R1～R5平均)	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
有明海の再生と生産・流通体制の強化	漁業生産額[億円]	113 (R3～R5平均)	115.0	117.0	119.0	121.0	124.0
	漁業新規就労者【累計】[人]	-	1.0	2.0	4.0	6.0	10.0
協業化の推進と生産基盤の整備	漁業の協業化数【累計】[件]	17 (H19～R5)	17.0	18.0	18.0	19.0	19.0
観光客受入態勢の充実	入り込み観光客数[万人]	123.5	160.0	160.0	160.0	165.0	165.0
	外国人観光客数[万人]	15.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
観光まちづくり推進組織体制の構築	観光客のリポート率[%]	55.0	67.0	68.0	69.0	70.0	71.0
	観光客の再訪意向率[%]	61.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
観光コンテンツの再構築	観光消費額(1人当たり)[円]	5,183	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
	観光消費額[億円]	64.0	100.8	102.4	104.0	108.9	110.6
	延べ宿泊人数[万人]	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5
	有明海に関するコンテンツの参加人数[人]	86,000	90,000	94,500	99,300	104,300	109,500
市民参加による観光まちづくり	観光施設、街の人たちのおもてなし満足度[%]	82.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	観光客へのおもてなしをして良かったと思う度合い[%]	37.7	40.0	42.5	45.0	47.5	50.0
	観光客の満足度(全体)[%]	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
地域経済の活性化	黒字化している事業数(法人税割を収めている事業所数)【件】【割合】[%]	440 【26.4】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】	440 【26.0】
	やなPay加盟店のポイント付与に係る売上高[百万円]	-	1,600	1,620	1,650	1,680	1,700
雇用の安定と確保	市内本社の特別徴収対象事業所に勤務する市民の数[人]	8,060	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	新人従業員共同入社・入店式・研修講座参加者数【累計】[人]	28 (R5)	75	100	125	150	175
柳川ブランドの推進	柳川ブランド認定事業者数【件】	31	40	45	50	55	60
	ふるさと納税返礼品の商品数【品】	750	1,000	900	800	800	800
	ふるさと納税額[万円]	71,839	60,000	80,000	100,000	120,000	150,000
	市内の直売所やお土産処の売上額[万円]	22,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000

基本的方向性2 ～新規産業の誘致・起業支援～

地域経済を活性化させるためには、既存産業だけでなく新たな産業・企業を地域に誘致していく必要があります。

本市では、サテライトオフィスの需要を捉え、市内へ誘致していくとともに、地元企業と親和性が高く、本市の地域資源とマッチした企業の誘致を積極的に進めます。また、人口減少により発生してしまった空き店舗、学校などの公共施設跡地を活用した産業の集積を図ります。

さらに、本市で起業してもらえようような支援を行うことで、若者(特に女性)の転出抑制と転入促進を進めます。

分野	個別目標	ページ
企業誘致・起業	企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援	69
	起業支援強化による地域の活性化	

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援	企業誘致件数【累計】【件】	3 (H28～R5)	5	7	9	11	13
	企業に係る規模拡大支援件数【累計】【件】	9 (H26～R5)	10	11	12	13	14
起業支援強化による地域の活性化	新規起業件数【累計】【件】	122 (H30～R5)	142	162	182	202	222
	空き店舗活用件数【累計】【件】	38 (H26～R5)	41	44	47	50	53



基本目標2 人の流れをつくる

基本的方向性1 ～シティプロモーション～

本市への人の流れをつくるためには、まず本市のことを認知してもらうことが重要です。令和6(2024)年に実施した都市イメージ調査において、東京都と大阪府では、柳川市を知っている人の割合は30%台となっていました。今後も、地域の魅力を戦略的に発信する必要があり、次のようなシティプロモーションを実施します。

観光面では、掘割や歴史的建造物、食文化などの地域資源を活かした観光コンテンツをSNSやWeb媒体で効果的に発信し、国内外からの誘客を促進します。

移住促進では、充実した子育て環境や豊かな自然、暮らしやすさなどをWeb媒体や都市部での移住フェアへの出展などで効果的に発信します。

また、ノリやイチゴなどの特産品のブランド価値向上と、伝統工芸品の現代的なりブランディング※1や、その他、本市の様々な地域資源のブラッシュアップを図ることで、地域ブランド力を強化します。

さらに、市民や地元企業と連携した郷土愛の醸成を図り、市民一人ひとりがシティプロモーター※2となる、持続可能な情報発信体制を構築します。

分野	個別目標	ページ
観光	観光まちづくり推進組織体制の構築	62
商工・ブランド	柳川ブランドの推進	67
移住定住・関係人口・婚活	移住定住の促進	125

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
観光まちづくり推進組織体制の構築	観光客のリピート率[%]	55.0	67.0	68.0	69.0	70.0	71.0
	観光客の再訪意向率[%]	61.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
柳川ブランドの推進	柳川ブランド認定事業者数[件]	31	40	45	50	55	60
	ふるさと納税返礼品の商品数[品]	750	1,000	900	800	800	800
	ふるさと納税額[万円]	71,839	60,000	80,000	100,000	120,000	150,000
	市内の直売所やお土産処の売上額[万円]	22,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000
移住定住の促進	移住施策を利用した転入世帯数【累計】[世帯]	38 (R5)	120	160	200	240	280
	地域ブランド調査認知度ランキング[位/1,047]	443	420	390	360	330	300

※1 「リブランディング」:時代や顧客に合わせ、既存ブランドの再構築を含めた新たなブランドを構築すること。

※2 「シティプロモーター」:地域内から地域外へ地域の魅力を発信する住民、企業、団体のこと。

基本的方向性2 ～交流・関係人口の創出～

将来的な移住定住につなげるためには、実際に訪れてもらい、継続的な関わりを持ってもらう交流・関係人口を創出することが重要です。

交流人口※創出の視点では、本市の観光は交流人口の大部分を占めており、新たな人の流れを生む重要な産業です。本市には、掘割をはじめとした魅力ある観光資源が多く存在し、観光客も年々増加しており、令和5(2023)年の観光入込客数は123.5万人となっています。この現状を踏まえ、時代のトレンドを捉えた観光コンテンツの再編や観光DXの強化などで観光の質を向上させていきます。

関係人口創出の視点では、本市を知ってもらい、さらに継続的に関わってもらう取組の強化が必要です。ふるさと納税の推進や地域おこし協力隊の受け入れなどにより、様々な形で地域に関与し、応援・貢献する機会を充実させていきます。

分野	個別目標	ページ
観光	観光客受入体制の充実	61～63
	観光まちづくり推進組織体制の構築	
	観光コンテンツの再構築	
	市民参加による観光まちづくり	
移住定住・関係人口・婚活	関係人口の創出	125

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
観光客受入態勢の充実	入り込み観光客数[万人]	123.5	160.0	160.0	160.0	165.0	165.0
	外国人観光客数[万人]	15.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
観光まちづくり推進組織体制の構築	観光客のリピート率[%]	55.0	67.0	68.0	69.0	70.0	71.0
	観光客の再訪意向率[%]	61.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
観光コンテンツの再構築	観光消費額(1人当たり)[円]	5,183	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
	観光消費額[億円]	64.0	100.8	102.4	104.0	108.9	110.6
	延べ宿泊人数[万人]	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5
	有明海に関するコンテンツの参加人数[人]	86,000	90,000	94,500	99,300	104,300	109,500
市民参加による観光まちづくり	観光施設、街の人たちのおもてなし満足度[%]	82.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	観光客へのおもてなしをして良かったと思う度合い[%]	37.7	40.0	42.5	45.0	47.5	50.0
	観光客の満足度(全体)[%]	89.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
関係人口の創出	ふるさと納税件数[万件]	3.0	2.5	3.3	4.1	5.0	6.2
	地域おこし協力隊採用人数【累計】[人]	30 (H25～R5)	34	36	38	40	42
	移住体験施設「もえもん家」利用者数【累計】[人]	232 (H26～R5)	270	290	310	330	350

※「交流人口」：地域外から訪れる人口のことであり、訪問には、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い動機を含む。

基本的方向性3 ～移住の促進～

交流・関係人口を移住・定住へと深化させるためには、効果的な移住支援のPRと、移住後の継続的なサポートが不可欠です。

移住希望者に向けては、住まい・仕事・子育て環境などをワンストップで相談できる移住サポートセンターで、きめ細かな情報提供を行います。また、柳川移住体験施設「もえもん家(ハウス)」を活用するなどの移住体験プログラムを実施することで、本市での生活を実体験できる機会を提供します。さらに、住宅取得支援や移住支援金制度の拡充により、移住に伴う経済的な負担軽減を図ります。

移住後の定住促進に向けては、地域住民や移住者同士が交流できる場の提供など、新たな住民が地域に円滑に溶け込めるようなサポート体制を強化します。

これらの総合的な取組を通じて、本市の人口減少の抑制を目指します。

分野	個別目標	ページ
移住定住・関係人口・婚活	移住定住の促進	125

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移住定住の促進	移住施策を利用した転入世帯数【累計】[世帯]	38 (R5)	120	160	200	240	280
	地域ブランド調査認知度ランキング[位/1,047]	443	420	390	360	330	300



基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向性1 ～若者・女性に選ばれる環境づくり～

本市では進学や就職が原因と考えられる20歳代の若者(特に女性)の転出超過が顕著となっています。特に、20歳代の女性の流出が多くなっています。人口減少社会において地域の持続的な発展を実現するためには、若者(特に女性)に選ばれる魅力的なまちづくりが不可欠です。

賃金の上昇や労働生産性の向上を通じた雇用環境の改善を図るとともに、性別による役割分担などのアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組を推進します。

また、女性が出産・育児をしながら働き続けられる職場環境の整備と、男性の積極的な育児参画を促進します。具体的には、学童保育所の受入れ枠の拡大や、地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」の機能強化などを通じて、地域全体で子育てを支える体制を構築します。

これらの取組により、若者(特に女性)や女性が自分らしく活躍できる柳川市を目指します。

分野	個別目標	ページ
商工・ブランド	雇用の安定と確保	66
子育て支援	みんなで見守る子育て支援の推進	72
	保育サービスの充実	
人権・男女共同参画	男女共同参画の推進	83

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
雇用の安定と確保	市内本社の特別徴収対象事業所に勤務する市民の数【人】	8,060	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	新人従業員共同入社・入店式・研修講座参加者数【累計】【人】	28 (R5)	75	100	125	150	175
みんなで見守る子育て支援の推進	学童保育所の待機児童数【人】	56	20	10	0	0	0
	このゆびとまれ利用者数【人】	19,021	19,200	19,400	19,600	19,800	20,000
	ファミリーサポートセンター援助会員登録者数【人】	64	75	80	85	90	95
保育サービスの充実	保育士1人が受け持つ子どもの数【人】	5.6	5.2	4.9	4.7	4.6	4.5
	チーム保育加算対象施設数【園】	7	11	13	15	17	19
	誰でも通園制度月平均利用者数【人】	-	-	30	30	30	30
男女共同参画の推進	男女平等と感じる市民の割合【%】	-	25.0	27.0	29.0	31.0	33.0
	審議会等における女性登用率【%】	25.0	27.0	28.5	30.0	30.5	31.0

基本的方向性2 ～結婚の希望をかなえる環境づくり～

少子化対策において、未婚率の上昇と晩婚化は重要な課題となっています。本市では、男女ともに30歳代から60歳代にかけて有配偶率が全国を下回っており、結婚を希望する人の願いを実現するため、積極的な支援を展開することが必要です。

具体的には、結婚観の醸成を図るとともに、出会い応援イベントを定期的を開催することで、出会いの機会を創出します。また、成婚に至ったカップルへの支援制度を設け、新生活のスタートを後押しします。

さらに、民間の出会い応援団体との連携を強化し、より多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚に関する相談体制の充実や情報発信の強化を図ります。これらの総合的な取組を通じて、結婚の希望を叶える環境づくりを進めます。

分野	個別目標	ページ
移住定住・関係人口・婚活	結婚に向けたサポート体制の充実	125

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
結婚に向けたサポート体制の充実	婚姻届出数[件]	724	730	740	750	760	770
	市で開催する出会い応援イベントでのカップリング組数[組]	8	9	10	11	12	13
	市内出会い応援団体の登録数[団体]	60	64	66	68	70	72



基本的方向性3 ～子育て世帯への経済的な支援～

子育て世帯の負担を軽減するためには、様々な子育て支援策を拡充していくことが必要です。

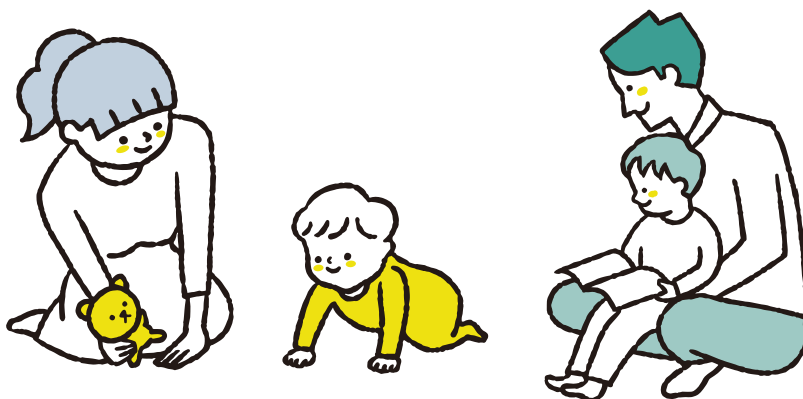
子育てに係る費用負担を軽減させるためには、子育て世帯のニーズを踏まえ、国、県の補助を活用し、行政が行う公助の適用範囲の拡大を再検討しつつ、子育て世帯に周知していく必要があります。

本市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減や子ども医療費助成など、子育てにかかる様々な費用負担の軽減策を実施していきます。さらに、妊娠期からの出産・子育て支援給付金の支給や、多子世帯への経済的支援の拡充により、子育て世帯に寄り添った経済支援を展開していきます。

分野	個別目標	ページ
子育て支援	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	71・73
	子育て世帯の経済的負担の軽減	

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	産後ケア事業利用件数(種別毎合計)[件]	225	240	250	260	270	280
	母子手帳アプリ新規登録者数[人]	223	250	280	310	340	360
	1歳半・3歳児健診の受診率[%]	100	100	100	100	100	100
	妊娠期のこのゆびとまれ利用者数[人]	50	100	150	200	250	300
子育て世帯の経済的負担の軽減	子育てしやすいと思う市民の割合[%]	36.7	40.0	42.0	45.0	47.0	50.0
	母子父子自立支援員の相談件数[人]	0	10	20	30	35	40
	高等職業訓練促進給付金利用者数[人]	7	8	9	10	11	12



序
論

基本構想

前期基本計画

総合戦略

基本目標3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

資料編

基本目標4 魅力的な地域をつくる(人口減少適応策)

基本的方向性1 ～コンパクトシティ・プラス・ネットワーク～

人口減少が進んでいく中で、高齢者や子育て世代などが安心・快適な生活を営むためには、中心となる拠点や市内各地域における効率的な土地利用を進めていく必要があります。

本市では、居住や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能を集約させるコンパクトシティの考え方を進めています。

さらに、集約化した地域拠点間や人と生活関連サービスを公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」への取組を進めることで、多様な暮らし方を実現した、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりを行っていきます。

分野	個別目標	ページ
土地利用	効率的・効果的な土地利用の推進	95
道路・交通	公共交通の利用促進	99

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
効率的・効果的な土地利用の推進	将来も柳川市に住みたいと思う市民の割合[%]	72.0	73.0	74.0	76.0	78.0	80.0
公共交通の利用促進	公共交通を利用した人の割合[%]	31.5	33.0	34.0	35.0	36.0	37.0
	市が運行するバスの年間利用者数[人]	21,728	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000
	市内路線バス(赤字路線)の年間利用者数[人]	191,418	195,000	200,000	205,000	210,000	215,000



基本的方向性2 ～公共施設マネジメント～

人口減少による税収の減少は、行政サービスの質の低下を招く懸念があります。このため、将来にわたって持続可能な行政運営を実現するには、公共施設の戦略的な管理と効率化が不可欠となっています。

学校や市営住宅などの公共施設の長寿命化や統廃合を進めながら、適正な配置と保有量の最適化を図ることで、維持管理コストを抑え持続可能な管理を行っていきます。

また、DXを活用した施設情報の一元管理や情報の更新、再評価を行うことで効率的かつ適正な進捗管理に取り組んでいきます。

分野	個別目標	ページ
学校教育	確かな学力の育成と教育環境の整備・充実	75
住宅・住環境	市営住宅の適正な配置による住宅の確保	107
行財政	公共施設マネジメントの推進	132

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確かな学力の育成と教育環境の整備・充実	小学6年生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均との比較(国語・算数)[pt]	全国平均 +8.0	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上	全国平均 +6.0以上
	中学3年生の全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国平均との比較(国語・数学)[pt]	全国平均 -5.8	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
市営住宅の適正な配置による住宅の確保	市営住宅の管理戸数[戸]	587	587	587	587	587	550



基本的方向性3 ～地域コミュニティの維持・強化～

本市では行政区への加入率が高く90%を超えています。しかし、少子高齢化の進展による地域活動の担い手の高齢化や参加者の減少、地域コミュニティへの帰属意識の低下が顕著になる中、昨今頻発する自然災害や防犯・防災、高齢者の見守り、子育て支援などの多様化する地域課題に対応するためにも、地域コミュニティの強化をさらに図る必要があります。

従来の行政区に加え校区まちづくり協議会の設置による持続可能な地域コミュニティの形成支援や、市民団体と行政の協働事業実施などによって、行政と市民協働のまちづくりを進めていきます。

分野	個別目標	ページ
地域福祉	支えあう地域福祉の推進	87
防災	地域防災力の向上	115
消防・救急	消防体制の充実	119
市民協働・参画・コミュニティ	持続可能な地域コミュニティの推進	123

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支えあう地域福祉の推進	子ども食堂・地域食堂の数【箇所】	7	9	11	13	15	17
	民生委員児童委員の充足率【%】	98.8	99.4	99.4	99.4	100.0	100.0
	緊急連絡先登録者の割合【%】(75歳以上のみ世帯)	-	50.0	54.0	56.0	58.0	60.0
地域防災力の向上	自主防災組織数【累計】【件】 (R1～R5)	2	4	5	7	9	11
	防災士登録者数【人】	15	25	30	35	40	45
消防体制の充実	自主訓練出勤率【%】	68.1	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0
持続可能な地域コミュニティの推進	行政区の加入率【%】	90.2	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5
	まちづくり協議会設立件数【累計】【団体】 (R2～R5)	1	5	8	10	15	19

基本的方向性4 ～地域資源を活かした生涯活躍のまちづくり～

少子高齢化、人口減少が進み、地域の活力も低下しています。地域の活力を高めるためには、地域が誇る資源を最大限に活かして活性化を図っていくことが必要です。

本市が有する地域資源を活用し、文化芸術やスポーツなどの取組を推進することにより、誰も生きがいをもって暮らせる生涯活躍のまちを目指します。

分野	個別目標	ページ
生涯学習	スポーツに触れる機会の充実	80
	心豊かに暮らせる文化芸術活動の推進	
	生涯学習の推進	

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。（基本計画からの再掲）

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
スポーツに触れる機会の充実	スポーツ大会・教室参加者数[人]	4,207	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700
	スポーツ施設利用者数[人]	226,939	150,000	235,000	240,000	245,000	250,000
心豊かに暮らせる文化芸術活動の推進	文化芸術が盛んと思う市民の割合[%]	34.9	36.0	38.0	40.0	42.0	44.0
	柳川市に愛着・誇りを持っている割合[%]	72.2	74.0	76.0	78.0	80.0	82.0
生涯学習の推進	社会教育関連事業に満足している参加者の割合[%]	-	74.0	76.0	78.0	80.0	82.0
	コミュニティ施設の利用者数[人]	155,000	160,000	165,000	170,000	175,000	180,000



基本的方向性5 ～ DXの推進～

人口減少による生産年齢人口の減少や税収の悪化が見込まれる中、今後も限られたリソース(資源)で安定した行財政運営を行っていく必要があります。また、市民ニーズや地域課題が多様化している現代において、さらなる行政サービスの質の向上を図るためにもDXを推進していく必要があります。

本市においては、DX環境の整備を加速させるとともに、生成AI※の活用やオンライン申請の充実などにより、デジタル技術を行政サービスに積極的に導入することで、業務効率化や市民サービスの質的向上を実現します。

分野	個別目標	ページ
DX	スマート自治体の確立	129
	マイナンバーカード利活用の推進	

各個別目標に係る目標指標は下表の通りです。(基本計画からの再掲)

個別目標	目標指標	基準値	目標値				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
スマート自治体の確立	オンライン申請可能手続数[件]	50	60	75	90	105	120
	オンライン申請件数[件]	2,400	3,000	3,600	4,200	4,800	5,400
	RPAを利用する業務数[件]	1	5	10	15	20	30
	「柳川市オープンデータカタログサイト」に掲載しているオープンデータ数[件]	15	30	50	70	100	150
マイナンバーカード利活用の推進	マイナンバーカードの交付率[%]	76.9	85.0	87.0	89.0	91.0	93.0
	住民票、印鑑証明のコンビニなどでの発行率[%]	56.0	60.0	62.0	64.0	66.0	68.0



※「生成AI」:文章、画像、プログラム等を生成(作り出す)ことができるAIモデルに基づく、AIの総称を示す。



第3次柳川市総合計画

資料編

2025→2034



柳川市総合計画条例

平成29年3月22日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第2条に規定する柳川市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

柳川市附属機関の設置に関する条例

平成17年3月21日

条例第29号

改正 平成18年3月31日条例第12号
 平成19年3月13日条例第1号
 平成22年7月2日条例第18号
 平成26年6月18日条例第18号
 平成26年12月26日条例第33号
 平成27年3月5日条例第1号
 平成27年3月25日条例第9号
 平成28年3月28日条例第13号
 平成29年7月5日条例第14号
 平成30年3月23日条例第8号
 令和元年10月4日条例第33号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により柳川市が設置する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担当事務等)

第2条 附属機関の名称、担当事務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(助役に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に助役である者で新法附則第2条の規定により副市長として選任されたものとみなされるもの(以下「引き続き副市長となった者」という。)の柳川市表彰条例第3条に規定する在職年数の計算に当たっては、副市長としての在職期間に、新法による改正前の地方自治法第162条の規定により選任された助役としての就任日からこの条例の施行日の前日までの期間を加えるものとする。

(収入役に係る経過措置)

3 新法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、第2条から第5条までの規定は適用せず、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第1条、第2条及び附則第2項並びに第5条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第1条、第2条及び附則第2項並びに第5条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定中

「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成22年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月5日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する柳川市就学指導委員会は、第1条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づく柳川市教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成27年3月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定の場合においては、第2条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正後の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正後の柳川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正後の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正前の柳川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正前の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定による廃止前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年7月5日条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月4日条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の 属する 執行機関	附属機関名	担当事務
市長	柳川市総合計画審議会	市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する調査及び審議を行うこと。
	柳川市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。
	柳川市補助金等審査委員会	市が交付する補助金等について審査すること。
	柳川市市有財産審議会	普通財産売払い等の適正を期するため調査及び審議を行うこと。
	柳川市高齢者保健福祉計画審議会	高齢者保健福祉計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム等の入所措置の適正を期するため必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市在宅介護支援センター運営協議会	在宅介護支援センターの事業計画、運営等について協議すること。
	柳川市人権・同和対策推進協議会	同和対策の推進に関する事項について調整及び協議を行うこと。
	柳川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりのための企画、立案等について協議すること。
	柳川市予防接種健康被害調査委員会	市が行う予防接種業務により生じた健康被害について医学的見地から必要な調査及び助言等を行うこと。
	柳川市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量や再利用等について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行うこと。
	柳川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市国土調査実施推進委員会	国土調査に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
柳川市いじめ問題調査委員会	いじめの重大事態における教育委員会及び市立学校の調査結果を審議し、必要に応じて再調査を行うこと。	

附属機関の 属する 執行機関	附属機関名	担当事務
教育委員会	柳川市立学校適正規模・ 適正配置化検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置化に関し必要な調査及び検討を行うこと。
	柳川市教育支援委員会	障害のある児童生徒に対する継続した教育支援に関し必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市学校給食審議会	学校給食に関する事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川市立学校いじめ防止対策委員会	いじめの防止等のための有効な対策の検討及び審議並びにいじめの重大事態に係る調査を行うこと。
	柳川市文化財専門委員会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川古文書館協議会	館長の諮問に応じ、古文書館の運営に関し調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編さん委員会	市史編さんに関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編集委員会	市史の編集、執筆及びそれに必要な調査研究を行うこと。

柳川市総合計画審議会規則

平成17年5月25日

規則第136号

改正 令和4年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例(平成17年柳川市条例第29号)第3条の規定に基づき柳川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、柳川市総合計画に関する事項に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体において推薦された者
- (3) 市民代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委任された年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

総合
戦略

資料
編

柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会要綱

平成28年5月27日

告示第72号

改正 令和4年4月1日告示第58号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき本市が策定した柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の進捗状況等を審議するため、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事項を審議する。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、総合戦略に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業の分野において識見を有する者
- (2) 行政の分野において識見を有する者
- (3) 教育の分野において識見を有する者
- (4) 金融の分野において識見を有する者
- (5) 労働団体の分野において識見を有する者
- (6) マスメディアの分野において識見を有する者
- (7) 公募により選定した者
- (8) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委任された年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員がかけた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

柳川市総合計画審議会

(柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会)

委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職	審議会役職
浅沼 千恵	(株)サンカクキカク・取締役	
雨村 登美子	学校法人 柳商学園 柳川高等学校・就職指導部主幹	
荒牧 さやか	(福)柳川市社会福祉協議会・総務係長	
荒巻 健志	(株) SoIL・代表取締役	
古賀 和範	柳川市文化協会・副会長	
江上 佐和子	柳川市文化協会・(令和7年3月31日まで)	
古賀 大観	ハリウッドワールド美容専門学校・理事長	副会長
古賀 哲也	柳川農業協同組合・企画課長	
境 真秋	福岡有明海漁業協同組合連合会・業務部長	
田嶋 寿之	(一社)柳川暮らしつぐ会	
立花 千月香	(一社)柳川市観光協会・理事	
田中 麻子	柳川市教育委員会・教育委員	
恒成 幸政	結婚相談所ラフターマリッジ・代表	
乗富 賢蔵	(株)乗富鉄工所・取締役社長	
濱地 健吾	南筑後県土整備事務所柳川支所・支所長	
牛島 善治	南筑後県土整備事務所柳川支所・(令和7年3月31日まで)	
原 英治	(株)西鉄ステーションサービス ステーション事業部 久留米柳川管理駅・駅長	
原 丈人	(株) BCC・事業本部長	
松尾 美智代	南筑後保健福祉環境事務所・保健監	
松藤 由里子	柳川商工会議所・総務課長	
森 郁子	地域子育て支援拠点施設このゆびとまれ・子育て支援コーディネーター	
安恒 忠紀	柳川金融協会・理事長	
山口 夕妃子	国立大学法人 佐賀大学 芸術地域デザイン学部・教授	会長
山田 三代子	道守柳川ネットワーク・代表世話人	
横山 孝弘	公募	

5柳企画第689号
令和6年3月26日

柳川市総合計画審議会
会長 山口 夕妃子 様

柳川市長 金子 健次



第3次柳川市総合計画について（諮問）

柳川市総合計画条例第6条の規定に基づき、令和7年度からの10年
間を展望した第3次柳川市総合計画（基本構想、基本計画）の策定につ
いて、貴審議会に諮問します。

令和7年8月8日

柳川市長 松永 久 様

柳川市総合計画審議会
会 長 山口 夕妃子



第3次柳川市総合計画について（答申）

令和6年3月26日付け、5柳企画第689号により諮問があった第3次柳川市総合計画案については、柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき審議した結果、別冊のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

なお、答申にあたっては、下記の付帯事項について、十分留意し取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

<付帯事項>

1. 各施策の実施にあたっては、市民等との情報共有及び協働の推進を図りながら目指す将来像の実現に努めること。
2. 実効性のある施策を展開するため、施策の成果を検証し、目標指標については、その時々々の柳川市の状況を鑑み、目標値の変更を検討すること。
3. 市の最上位計画である本計画については、市と市民が一体となって取り組むべきものであるため、誰もが簡潔にわかるような文言・ユニバーサルデザインとし、概要版等で周知を図ること。

計画策定の経緯

年度	月 日	会議名等	内容	内外部
令和5年度	1月24日	市民・ミドルティーンズへのアンケート調査の実施	まちづくりに関する18歳以上市民・15～17歳市民（2月9日まで）	外部
	2月26日	都市イメージ調査の実施	東京都・大阪府・本市を除いた福岡県内10,000人に本市のイメージについて調査	外部
	3月26日	柳川市総合計画審議会（臨時会）	正副会長の選任、アンケート結果、将来人口の検討、諮問	外部
令和6年度	7月4日	策定会議	基本構想の検討	内部
	7月16日	第1回柳川市総合計画審議会	地域ブランディングについて策定の趣旨について、基本構想について	外部
	8月6日	第3次柳川市総合計画策定に係る職員研修	柳川市の現状、時代の潮流、基本計画策定について	内部
	8月7日			
	8月9日	立案調査	各課への各分野に対する立案調査・ヒアリング（11月3日まで）	内部
	12月25日	策定会議	序論・基本構想・基本計画・総合戦略について	内部
	1月上旬	部長ヒアリング		内部
2月26日	策定会議	序論・基本構想・基本計画・総合戦略について	内部	
令和7年度	7月7日	策定会議	基本計画・総合戦略について	内部
	7月17日	第2回柳川市総合計画審議会	序論・基本構想・基本計画について	外部
	7月31日	第3回柳川市総合計画審議会	答申	外部
	8月26日	パブリックコメントの実施	意見無し（9月25日まで）	
	11月20日	総務常任委員会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月1日	議会全員協議会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月16日	総務常任委員会	総合計画基本構想案の説明	議会
	12月19日	12月定例議会	総合計画基本構想案の議決	議会

用語集

<あ行>

・RPA

(Robotics Process Automation)の略称で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア上のロボットにより自動化するもの。

・IoT

Internet of Things の略語。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

・ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

・アウトリーチ事業

公的機関などが必要なサービスや情報を地域に出向いて届けること。

・アクセス

接続、つながり。

・アセットマネジメント

将来にわたって安定的に水道事業を運営するため、水道施設を対象に中長期的な更新需要や財政収支の見通しについて試算し、これらを踏まえた今後の施設整備の基本方針を定めたもの。

・新しい認知症観

認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方。

・アプリ(アプリケーション)

目的にあった作業をするためのソフトウェアのことで、OS (Operating system オペレーティングシステム)に取り込むことで利用できる。

・アンコンシャス・バイアス

日本語では「無意識の思い込み」と表現され、これまでの経験や見聞きしてきたことから生み出されてきた潜在的な認識のこと。

・EC

Electronic Commerce (エレクトロニック・コマース)の略で、インターネット上で商品やサービスの売買を行う取引全般のこと。

・イノベーション

物事の「新機軸」、「新しい切り口」、「新しい捉え方」、「新しい活用法」等を創造することにより、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

・インキュベーション施設

起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

・インクルーシブ遊具

体の障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に遊ぶことができる遊具。

・インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドという。

・インフラ

インフラストラクチャーの略語。道路や通信など産業や生活の基盤として整備される設備のこと。

・Well-being

Well (よい) being (状態)からなる言葉で、住民の「暮らしやすさ」と「幸福度」を表す。

・AI

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断等の人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人

工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

・AIチャットボット

チャットボットとは「チャット(会話)」と「ボット(ロボット)」を組み合わせた言葉で、文章での質問に対して自動で回答するツール、これをAIを活用しさらに柔軟な回答を可能とする。

・SNS

Social Networking Service の略語で、インターネット上で交流ができるサービスの総称のこと。

・SDGs

「持続的な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2015年の国連サミットで採決された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

・NPO

Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体等の民間非営利組織のこと。

・L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率が20代後半をピークとして右肩下がりになっていく現象。

・LGBTQ

性的マイノリティを表す総称の1つで「レズビアン(Lesbian)」「ゲイ(Gay)」「バイセクシャル(Bisexual)」「トランスジェンダー(Transgender)」「クィア(Queer)」のそれぞれ頭文字を並べたもの。

・汚水処理人口普及率

国土交通省、農林水産省、環境省が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の整備状況を合同で調査し、総人口に対する割合で表した統一的な指標。

・オーバーツーリズム

過度な観光地化によって、地域住民の生活環境や観光客の観光体験に悪影響を与える状態のこと。

・オープンデータ

誰でも許可されたルールの範囲で自由に複製・加工や頒布ができるデータ。

・オープンデータカタログサイト

オープンデータをWeb上で公開するためのサイト。

・温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタン等のガス。

・オンデマンド交通(デマンド交通)

路線バスのような定時定路型の交通とは異なり、運行ダイヤや発着地を自由に組合せる予約型の公共交通。

<か行>

・介護保険

市区町村が保険者となって運営し、国・県・医療保険者・年金保険者等が共同して運用を支える。40歳以上になると加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となった際にはサービスを利用することができる。

・カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を±0とする取組。

・関係人口

首都圏等に住む地域外の人であって、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と様々な活動を通して多様に関わる人々を示す。

・感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具。

・感潮河川

潮の干満の影響を受ける河川。

・キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払・受取を行う決済方法のこと。

・協働

複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。

・GIGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指す構想。

・クラウドコンピューティング

インターネットのようなネットワークを経由して、インターネット上のサーバーに存在するコンピューターの機能を利用する仕組みのこと。

・グリーントランスフォーメーション(GX)

脱炭素社会に向けて、化石産業中心の産業・社会構造を再生可能なクリーンエネルギーの構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組。

・グループホーム

認知症の診断をうけた高齢者や障がい者が、少人数で共同生活を行う施設。

・健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症等の介護状態の期間を差し引いた期間。

・ゲートキーパー

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

・広域連携

地方公共団体における人口減少や高齢化といった様々な課題に対し、多様な主体が協力して行政課題に対応するという考え方。

・合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当した数字のこと。

・耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(田畑、果樹園)。

・交通軸

人や物資が移動する主要な道路、鉄道などの交通インフラが集中するラインや帯状のエリアを指す。

・交流人口

地域外から訪れる人口のことであり、訪問には、観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメント等幅広い動機を含む。

・国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究等を行っている。

・地域コミュニティ

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

・コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む地方都市において、都市機能の誘導と公共交通の再編を図るまちづくりの方針。

<さ行>

・サーキュラーエコノミー(循環経済)

従来の3Rの取組に加え、資源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて

付加価値を生み出す経済活動。

・再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・波力・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー。

・サステナブルツーリズム

訪問客、産業、環境、受入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会、文化、経済への影響に十分配慮した観光のこと。

・サテライトオフィス

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

・3R

Reduce（リデュース：減らす＝排出抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

・産官学金労言士

「産」は産業界、「官」は行政、「学」は高校・大学等の学界、「金」は銀行等の金融界、「労」は労働組合等の労働界、「言」はマスコミ等の言論界、「士」は弁護士等の士業を指す。

・自然増減数

出生数から死亡数を引いた数のこと。出生数が死亡数を上回りプラスになる場合を「自然増」、死亡数が出生数を上回りマイナスになった場合を「自然減」という。

・持続可能な社会

経済・環境・社会といった対立する要素を全て持続的に発展させる社会の実現を目指す考え方。

・シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことを指し、地域のイメージ向上やブランド確立を目指し、地域経済の活性化を目的とした取組。

・シティプロモーター

地域内から地域外へ地域の魅力を発信する住民、企業、団体のこと。

・市内出会い応援団体

少子化・未婚化対策として、市内で働く独身男女の出会い・結婚をサポートする企業や団体のこと。

・社会増減数

転入者から転出者を引いた数のこと。転入者が転出者を上回りプラスの数字となった場合は「社会増」、転出者が転入者を上回りマイナスの数字となった場合は「社会減」となる。

・浚渫

河川や港湾などで水底の土砂などを掘り上げる土木工事のこと。

・純移動数

転入数から転出数を引いたもの。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

・食育

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

・食料安全保障

国民に対して食料の安定供給を行うため、不測の事態に備え、日頃から要因の影響等を分析・評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備を進める取組。

・人口推計

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

・人口戦略会議

令和5（2023）年に民間有志で発足され、地域の持続可能性について意見交換を行うために設置された。平成23（2011）年に発足した日本創生会議を前身とする。

・趨勢人口

出生、死亡や転入・転出状況等を踏まえた、市の今後の人口について推計を行った際の人口のこと。社人研の推計値をもとに、国勢調査の人口動向も反映させた推計値を「趨勢予測人口」として使用している。

・ステークホルダー

企業やプロジェクトの遂行において、直接的または間接的に影響を与える利害関係者のこと。

・ストックマネジメント

施設・設備の機能がどのようなタイミングでどのように低下していくのか、そしてそれに対してどのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設・設備の機能保全を効率的に実施することを通じて施設・設備の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する仕組み。

・スマート自治体

人口減少が進んでも自治体が持続的な形で行政サービスを提供し続けられるように、AI等のICT技術を活用した自治体のDX化を行うこと。

・スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のこと。

・住まえるバンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度。

・生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

・生成AI

文章、画像、プログラム等を生成（作り出す）ことができるAIモデルに基づく、AIの総称を示す。

・生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していること。種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

・先行排水

水害が予見される際に前もって市内全域の水路の水を落とし排水ポケットをつくるもの。

・Society5.0

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」。

<た行>**・第1次産業／第2次産業／第3次産業**

第1次産業は、自然界に対して働きかけ、作物の栽培、資源の採取を行う産業で、農業、林業、漁業等。第2次産業は、自然界から採取した物を使って加工する産業で、工業や建設業、鉱業等。第3次産業は、第1次産業、第2次産業のどちらにも当てはまらない産業で商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業等。

・脱炭素

温室効果ガスの排出を抑止し、排出量ゼロを目指す取組。

・多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていく概念のこと。

・男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うようにすること。

・地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

・地域コミュニティ

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

・地域サロン

地域住民が気軽に集まることができ、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される活動。

・地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制。

・地域レジリエンス

地域の災害等に関する強靱性を向上させる施策・事業のこと。

・地下水涵養機能

水が地下に浸透して帯水層に蓄えられる機能のこと。

・地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

・地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

・嫡出子

一般的に婚姻関係にある父母から生まれた子どもの事。令和4年(2022年)時点での日本の嫡出子の割合は97.7%となっている。

・沖積層

現在の河川や海の働きにより形成された最も新しい地層のこと。

・長寿命化

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

・DMO（観光地域づくり法人）

Destination Management Organizationの略称で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

・デジタルインフラ

インターネット用のサーバーやデータセンター、そしてそれらをつなぐ通信網等のデジタル技術を支える基盤のこと。

・デジタル化

生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用する社会を実現すること。

・デジタルトランスフォーメーション(DX)

Digital transformationの略語。

AIやIoTといったデジタル技術を普及させて、住民の生活をよりよいものとする。

・デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があることやデジタル技術を活用する方法を知っていること。

・データヘルス

デジタル化された健康データ分析し、健康保険加入者に応じた効果的、効率的な予防・健康づくりを行う事業。

・テレワーク

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

・特定外来生物

生態系、人間、農林水産業へ影響を及ぼすもの、または及ぼす恐れがある外来生物(海外起源の外来種)。

・特定健康診査

40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

・トップセールス

自治体においては、自治体の首長が自ら自分の地域について宣伝や売り込みを行うこと。

<な行>**・2次交通**

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通アクセス。

・二地域居住

都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末等の休みには地方部で趣味等のゆとりある生活を過ごすライフスタイルのこと。

・認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務める人のこと。講師開催をきっかけに住民からの相談や関係機関との連携を通し、地域のリーダー役となることが期待されている。

・認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

・認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

・農地中間管理事業

農地所有者と農業経営者農地利用の集積・集約化を行う事業。

・農地パトロール

農地の遊休化や荒廃を防ぎ優良農地を守るため、不耕作地及び違反転用の実態把握のために行う。

・ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のこと。

<は行>**・ハザードマップ**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

・パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見、または、こうした手続のこと。

・バリアフリー

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁となるものを除去するという意味。

・パートナーシップ

仕事を行う上での協力関係のこと。

・晩婚化

平均初婚年齢が高くなっていく傾向。

・パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

・ビッグデータ

インターネットの普及や技術の進化に伴い生成される巨大なデータ群を指す。

・PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

・避難行動要支援者

大規模な災害が発生した際に、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を指す。

・樋門

川や水路の堤防の中でコンクリートの水路を通した場合のゲート。

・ファシリティマネジメント

土地・建物・構築物・設備等全てを、経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有・賃借・使用・運営・維持を行うための総合的な経営活動。維持・保全だけでなく「より良い在り方」の追求を行う。

・ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う組織。

・覆砂

海底や湖底などの底質を砂で覆う技術のこと。

・ブランド化

地域、商品、サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して商品・サービス、地域そのものの価値を高めようとするもの。

・フレイル予防

フレイル（虚弱）の状態を予防するために、「栄養」、「体力」「社会参加」そして「口腔」に気を付けるライフスタイルのこと

・ふるさと住民登録制度

住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等に繋げる制度。誰もが簡単に登録できる間口の広い仕組みの構築を目指している。

・プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

・包摂的な社会

いかなる属性も排除されない状況を指し、社会的に弱い立場にある人々も含め住民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう社会づくりのこと。

・ボトムアップ

下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式のこと。

<ま行>

・MaaS

Mobility as a Service の略称で、複数の公共機関を最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービス。

・マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

・マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続を行う際の番号確認に利用できる。

・まちなかウォークブル事業

車中心から人中心への空間への転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者が取り組む、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。

・マンホールカード

下水道広報プラットフォーム(GKP)が地方公共団体と下水道への理解・関心を深めるためのコミュニケーションツールとして発行しているカード。

・目的別歳出額

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。

<や行>

・やなPay

柳川市内の加盟店で利用できる、ポイントカードと電子マネーがひとつになったもの。

・柳川市民のもり

平成17年10月3日に矢部村(現八女市)と柳川市で、矢部川の上流と下流の交流を目的とした「水のふるさと協定」が締結されたことに伴って整備された。

・ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者のこと。

・ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

<ら行>

・ライフスタイル

生活の様式や価値観。

・ライフサイクルコスト

プロジェクトにおいて、計画から施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト。

・地域交通のり・デザイン

地域公共交通における官民共創・交通事業者間共創・他分野共創の「3つの共創」、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通 DX」、車両電動化や再エネ、地産地消などの「交通 GX」を柱とした取組。

・リブランディング

時代や顧客に合わせ、既存ブランドの再構築を含めた新たなブランドを構築すること。

<わ行>

・ワークショップ

参加者個々が共通のテーマに沿って考え、自由な発想で意見を言う合意形成の仕組み。

・ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

・ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

・ワンストップ

1か所で用事が足りること、1か所で何でも揃うことを意味する言葉。

第3次 柳川市総合計画
前期基本計画
第3期 まち・ひと・しごと創生総合戦略

編集・発行 柳川市総務部企画課
〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1
電話 0944-73-8111
FAX 0944-74-1374
<https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>



人と水が紡ぐ 活力あふれる共創のまち 柳川



<https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>